

中村学園大学短期大学部 点検・評価報告書

令和 2 (2020) 年度



目 次

序章	1
第1章 理念・目的	3
1. 1. 現状説明	3
1. 1. 1. 短期大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学 科の目的を適切に設定しているか。	3
1. 1. 2. 短期大学の理念・目的及び学科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適 切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。	5
1. 1. 3. 短期大学の理念・目的、各学科における目的等を実現していくため、短期 大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定している か。	5
1. 2. 長所・特色	7
1. 3. 問題点	8
1. 4. 全体のまとめ	8
第2章 内部質保証	9
2. 1. 現状説明	9
2. 1. 1. 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。	9
2. 1. 2. 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。	10
2. 1. 3. 方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。	13
2. 1. 4. 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適 切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。	15
2. 1. 5. 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。 また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	17
2. 2. 長所・特色	17
2. 3. 問題点	18
2. 4. 全体のまとめ	18
第3章 教育研究組織	19
3. 1. 現状説明	19
3. 1. 1. 短期大学の理念・目的に照らして、学科、その他の組織の設置状況は適切 であるか。	19
3. 1. 2. 教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、 その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	21
3. 2. 長所・特色	22
3. 3. 問題点	22
3. 4. 全体のまとめ	23

第4章 教育課程・学習成果	24
4.1. 現状説明	24
4.1.1. 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。	24
4.1.2. 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。	24
4.1.3. 教育課程の編成・実施方針に基づき、ふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。	26
4.1.4. 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。	28
4.1.5. 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。	31
4.1.6. 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。	33
4.1.7. 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	35
4.2. 長所・特色	37
4.3. 問題点	37
4.4. 全体のまとめ	38
第5章 学生の受け入れ	39
5.1. 現状説明	39
5.1.1. 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。	39
5.1.2. 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。	40
5.1.3. 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。	43
5.1.4. 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	44
5.2. 長所・特色	45
5.3. 問題点	45
5.4. 全体のまとめ	46
第6章 教員・教員組織	47
6.1. 現状説明	47
6.1.1. 短期大学の理念・目的に基づき、短期大学として求める教員像や各学科の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。	47
6.1.2. 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。	48
6.1.3. 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。	49
6.1.4. ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。	50

6.1.5. 併設大学がある場合、各々の人員配置、人的交流等、短期大学と併設大学の教員及び教員組織の関係を適切に保っているか。.....	52
6.1.6. 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。.....	52
6.2. 長所・特色	53
6.3. 問題点	53
6.4. 全体のまとめ	53
第7章 学生支援	55
7.1. 現状説明	55
7.1.1. 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する短期大学としての方針を明示しているか。.....	55
7.1.2. 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。.....	56
7.1.3. 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。.....	60
7.2. 長所・特色	61
7.3. 問題点	62
7.4. 全体のまとめ	62
第8章 教育研究等環境	63
8.1. 現状説明	63
8.1.1. 学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。.....	63
8.1.2. 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。.....	64
8.1.3. 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。.....	66
8.1.4. 教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。.....	68
8.1.5. 研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。....	69
8.1.6. 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。.....	71
8.2. 長所・特色	72
8.3. 問題点	72
8.4. 全体のまとめ	73
第9章 社会連携・社会貢献	74
9.1. 現状説明	74

9.1.1. 短期大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。.....	74
9.1.2. 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。.....	75
9.1.3. 社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。....	78
9.2. 長所・特色	79
9.3. 問題点	80
9.4. 全体のまとめ	80
第10章 大学運営・財務	81
第1節 大学運営	81
10.1. 現状説明	81
10.1.1.1. 短期大学の理念・目的、短期大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する短期大学としての方針を明示しているか。.....	81
10.1.1.2. 方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。.....	82
10.1.1.3. 予算編成及び予算執行を適切に行っているか。.....	84
10.1.1.4. 法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。.....	85
10.1.1.5. 大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。.....	88
10.1.1.6. 大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。.....	90
10.1.2. 長所・特色	90
10.1.3. 問題点	91
10.1.4. 全体のまとめ.....	91
第2節 財務	91
10.2.1. 現状説明	91
10.2.1.1. 教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。.....	91
10.2.1.2. 教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。.....	92
10.2.2. 長所・特色	94
10.2.3. 問題点	94

10.2.4. 全体のまとめ.....	94
第 1 1 章 編入学支援.....	95
終章	97

序章

昭和 28 (1953) 年、中村学園は女性教育者の先駆者である中村ハル（以下、「学園祖」という。）により設立された。戦後の復興から高度成長に向かおうとしていた変化の時代に、人間として変わることのない心の教育を第一に標榜するものであり、人と人との尊敬しあい心と心をつなぎ合う「絆」が今も変わらぬ教育の原点となっている。中村学園大学短期大学部（以下、「本学」という。）は、昭和 29 (1954) 年福岡高等栄養学校設立を出発点として学園祖の教育の理念と情熱である「建学の精神」を受け継ぎ、社会的使命を果たすため今日まで堅実に伸展してきた。本学の建学の精神は昭和 49 (1974) 年に成文化され、「人間教育の根幹」「教育実践の基底」「教育研究の基本」の三つの柱で教育活動の基盤として明示されている。その意味するところは人間教育を重視した実学教育であり、健康づくりに貢献できる栄養士の養成、ビジネス社会で活躍できる人間性豊かな人材の育成、乳幼児の健やかな成長に貢献できる保育士・幼稚園教諭の養成である。

本学は、平成 21 (2009) 年度に学校教育法に基づく認証評価機関（財団法人短期大学基準協会）による第 1 期の認証評価を受審し、「自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて順調に進捗している」として、同協会が定める短期大学評価基準を満たす旨の適合認定を受けた。第 2 期の認証評価は、平成 28 (2016) 年度に公益財団法人日本高等教育評価機構による評価を受審し、「取巻く環境が厳しさを増すなか、社会変化に対応して将来への見通しを中期総合計画へ反映し、教職協働による運営を基礎に教学・経営の改革への不断の努力が見受けられる」と評価され、同機構が定める短期大学評価基準に適合していると認定された。これらの評価結果は公式ウェブサイト公表している。

過去の認証評価結果に特段の指摘事項は付されていないものの、認証評価結果に甘んじることなく常に地域に根差した高等教育機関として運営を展開するとともに、教育の質向上と充実を念頭に継続的な自己点検・評価を実施し、学生支援体制や教育内容をはじめとする改革や改善活動に努めている。第 2 期の認証評価後、本学が特に力を入れてきたことは以下の 4 項目である。

第 1 に、内部質保証の充実に向けた取り組みである。自立的な自己点検・評価の客観性や適切性を確保するため、平成 29 (2017) 年度に高等教育に優れた見識を有する産学官の識者で構成する外部評価委員会を設置した。以降、PDCA サイクルの一端として毎年外部評価を受けている。また、従来、本学ではFD活動そのものを建学の精神に則った大学運営の核と捉え、FDを単に授業内容・方法の改善などの取り組みにとどめず、広く教育の改善、研究活動、社会貢献、管理運営に関わる教職員の活動全般として多角的に捉え「教育の質の改善と充実」に重点を置いた諸活動に取り組み、学長をはじめとする役職者で構成するFD委員会がその役割を担ってきた。しかし第3期の認証評価受審に先立ち、これまでFDに包含していた自己点検・評価体制の顕在化と機能強化を図るため、令和 2 (2020) 年 4 月に「自己点検・評価委員会」を設置した。この委員会は、認証評価の受審にとどまらず恒常的な点検・評価活動を推進し、内部質保証システムを有効に機能させる役割を担っている。

第 2 に、教育の可視化と学習成果の把握に向けた取り組みである。3 つのポリシーの定期的な点検はもとより、教育課程の順次性・体系性を明確にする履修系統図と科目のナン

バリングの整備、学生の学習到達状況を評価するための科目ルーブリックと課題ルーブリックの策定に取り組む一方、アセスメントプランを策定し令和 3（2021）年度から学修成果の達成状況等を検証するために活用する。

第 3 に、国際交流と地域貢献活動の推進である。積極的に海外の大学と「教育・学術交流協定」を締結する一方、海外におけるボランティア活動、インターンシップ、フィールドワークなど、留学の目的を語学の習得だけに留めるのではなく、現地での実践活動を目指す学生に対して奨学金が支給される本学独自の派遣留学プログラム「N-HAL プログラム」を開始した。また、地域に根差した大学としての使命を果たすために、積極的に自治体や UR 都市機構などと連携協定を締結し、学生参加型の地域貢献活動を推進している。

第 4 に、PC 環境の整備に向けた取り組みである。学内 LAN の整備、新たなポータルサイト（保護者も成績等閲覧可能）の導入、学生全員のノートパソコンの必携化などが挙げられる。

今回の第 3 期認証評価は、併設する中村学園大学（以下、「併設大学」という。）の認証評価機関に揃え、令和 3（2021）年度に公益財団法人大学基準協会の認証評価を同時受審する。同一の認証評価機関で認証評価を受審することにより、併設大学と連携した自己点検・評価活動に認証評価を組み込み、認証評価基準や評価方法、評価資料の統一を図るとともに評価結果に準じた改善活動を一体的に推進する予定である。今回の認証評価では、内部質保証に責任を負う審議会の下に認証評価受審を統括する自己点検・評価委員会が点検評価報告書の全学的な調整を担い、さらに短期大学部長を代表とする自己点検評価報告書作成委員会が各学科や部局の点検・評価を実施した。

本報告書において、現状を把握し長所や問題点を明らかにするとともに、第 3 期の認証評価受審を機に本学の更なる教育の質の充実と向上に取り組む所存である。

第1章 理念・目的

1.1. 現状説明

1.1.1. 短期大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：学科の人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

評価の視点2：短期大学の理念・目的と学科の目的の連関性

本学は、短期大学基準に照らして短期大学としての理念・目的を適切に設定しており、また、それを踏まえ、学科の目的を適切に設定していると評価できる。

その理由として、各学科の人材育成その他の教育研究上の目的を適切に設定していること、本学が自ら掲げる理念・目的と各学科の目的に連関性があることなどが挙げられる。

[理念・目的]

本学の理念・目的は、学園祖の教育理念のもと、昭和49(1974)年に成文化された次の建学の精神に基づき適切に設定されたものである。

建学の精神

一「人間教育の根幹」

日本人としての自覚をもち「清節の風をたつとび、感恩の情にとみ、
労作にいそしむ」人格の形成に努める。

二「教育実践の基底」

「形は心の現れである」を信条とし、その実践に努める。

三「教育研究の基本」

理論と実際の統合を図り、学問と生活の融合を重んじ教育と研究に努める。

本学は、この建学の精神に基づき、目的を次のように学則に定めている（資料1-1）。

本学は、教育基本法及び学校教育法に則るとともに学校法人中村学園建学の精神の趣旨に基づき、教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与する。

この目的の下、本学は食物栄養学科、キャリア開発学科、幼児保育学科の3学科で組織されている。そして、各学科においては、学科の特性に沿って目的をそれぞれ次のように定めている（資料1-1）。

食物栄養学科は、健康の保持、国民の体位向上のもととなる食物及び栄養に関する専

門的な教育研究を行い、食物及び栄養に関する知識・技能を持ち、豊かな教養と人間性を備えた社会人・職業人を育成することを目的とする。

キャリア開発学科は、自己の価値を形成し、社会で生かすためのキャリア形成に絶えず努め、職場・家庭・地域社会において貢献し得る、人間性豊かな人材を育成することを目的とする。

幼児保育学科は、人間形成の基盤となる乳幼児期の保育・教育に関する専門的知識・技能を教授研究し、生活文化の向上と社会の福祉に貢献し得る、情操豊かで高い教養を備えた実践的人物を育成することを目的とする。

〔教育目標〕

また、これらの目的を達成するため、本学全体及び各学科でそれぞれ次のように教育目標を定めている（資料 1-2～5〔ウェブ〕）。

本学は、建学の精神に基づき「清節・感恩・労作」を旨とし、豊かな教養と人間性を備え、地域社会の発展に寄与する社会人・職業人を育成することを教育目標とする。

食物栄養学科は、ライフステージに応じた栄養・調理の知識と技術を修得し、少子高齢社会において一人ひとりのライフスタイルに即した健康管理に貢献できる栄養士を育てます。また、幅広い教養と倫理観を修得することにより、社会人としての良識と判断力を持った積極的で心温かい人材を養成します。

“キャリア”とは、働く場あるいは生活する場でのさまざまな関わりの中で、自己の価値を形成し、それをそれぞれの場で生かすための努力過程です。キャリア開発学科は、このようなキャリア形成に絶えず努め、それぞれの場において貢献し得る人間性豊かな人材を育成します。

幼児保育学科は、幼児保育に関する幅広い専門性、豊かな人間性、そして自ら学ぶ力を備え、教育・福祉の場で活躍できる実践力ある保育者を養成します。

このように、各学科は建学の精神にある「日本人としての自覚を持ち、清節の風をたつとび、感恩の情にとみ、労作にいそしむ」、「形は心の現われである」、「学問と生活の融合を重んじた教育・研究」に則り、人間教育、社会性教育、教養教育、専門教育を有機的に連携させ、「学生一人ひとりを大切にする」教育に努めている。その結果として、食物栄養学科は健康づくりに貢献できる栄養士を養成することにより、キャリア開発学科はビジネス社会で活躍できる人間性豊かな人材を育成することにより、そして幼児保育学科は乳幼児の健やかな成長に貢献できる保育士・幼稚園教諭を養成することにより、社会の発展に寄与するものである。

以上のことから、短期大学の理念・目的及び学科の目的を適切に設定していると判断できる。

1.1.2. 短期大学の理念・目的及び学科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

評価の視点1：学科に設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示 評価の視点2：教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による短期大学の 理念・目的、学科の目的等の周知及び公表
--

本学は、短期大学基準に照らして短期大学の理念・目的及び学科の目的を学則またはこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表していると評価できる。

その理由として、学科に設定する人材育成その他の教育研究上の目的を適切に明示していること、教職員、学生、社会に対して刊行物、ウェブサイト等によって本学の理念・目的、学科の目的等を周知及び公表していることなどが挙げられる。

本学の理念・目的及び各学科の目的は、学則第1条に明示している。これらの目的等は、「教育目標」、「建学の精神」や「3ポリシー」と併せて本学のウェブサイトに掲載するほか、Nガイド（履修要項）（資料1-6）に記載して周知及び公表している。また、新入生や新任教職員には学園祖の自叙伝『ハル先生－学園祖中村ハル物語－』（資料1-7）を配布する一方、学園の創立記念式典では、理事長講話やDVD「学園祖中村ハルの生涯 原点」を放映することにより学園祖の生涯にわたる教育に懸ける情熱や理想とともに「建学の精神」の成り立ちを紹介している。ステークホルダーに対しては、本学のウェブサイトをとおして学園祖中村ハルの人生訓や教育理念を紹介するほか、高校生とその保護者を対象に毎年大学案内を制作するなどして広く周知している（資料1-2～5〔ウェブ〕, 1-8）。

さらに、食物栄養学科と幼児保育学科では、1・2年次ともに前学期に教養科目「中村学」（選択・講義・1単位）を開講し、キャリア開発学科では1年次前学期に自校学科目として「Nakamura Style」（選択・演習・1単位）を開講している。これらの科目では、建学の精神などについて深く学ぶことができる。令和3（2021）年度からは、「Nakamura Style」を「中村学」に統合し、3学科合同教養科目として全学的な自校学教育に取り組む予定である（資料1-9）。

なお、学園祖の遺訓『努力の上に花が咲く』も学生に理解されやすい教育理念として折に触れ語り継がれているのも、本学の特徴である。

以上のことから、理念・目的及び学科の目的を学則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に公表していると判断できる。

1.1.3. 短期大学の理念・目的、各学科における目的等を実現していくため、短期大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点1：将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定

本学は、自ら掲げる理念・目的、各学科における目的等を実現していくため、短期大学基準に照らして、将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定していると評価できる。

その理由として、10年後の将来を見据えた「中村学園 2030 ビジョン」及び3カ年ごとに中期総合計画を策定していることなどが挙げられる。

本学は、変化の激しい時代に対応し、学校法人中村学園が将来にわたって教育研究機関としての確固たる地位を維持し、更なる発展を遂げていくために社会のニーズを的確に捉え、変化に対応した教育と堅実な経営に努めるべく教育・経営の方針を実現していくための具体的実践指針として、3カ年ごとに中期総合計画を策定している。令和2（2020）年度は、第7次中期総合計画の最終年度にあたる（資料 1-10）。この第7次中期総合計画（平成30（2018）～令和2（2020）年度）より、新たに学園全体として優先的に実行すべき次の「重点取組項目」を策定し、その上で本学も含めた学園の各学校が、重点取組項目の達成に向けた目標・計画・各年度の KPI（Key Performance Indicator：重要業績評価指標）をボトムアップし立案する形式を採用した。

< 第7次中期総合計画の重点取組項目 >

1. 次世代に対応する新たな教育・研究の確立に向けた不断の改革
2. 世界に貢献することのできる主体となるためのグローバル化の取組
3. 地域へ貢献するための産学官連携活動の強力な推進
4. 食を基軸とした学園ブランド確立の重層的取組
5. 教育・研究の発展の基盤としての圧倒的な経営基盤の強化
6. 誰もが誇りと生きがいをもてる環境づくり・働き方改革

これにより、学園全体の進むべき方向性は確保しつつ、学園の各学校は自らの目標達成に向け各種施策に取り組みながら、各 KPI の進捗状況を確認し、未達成の場合はその課題と理由を把握のうえ、状況の検証に努める体制を導入した。また、令和2（2020）年度には中村学園の10年後の将来を見据えた「中村学園 2030 ビジョン」（資料 1-11）を策定し、併せて第8次中期総合計画（令和3（2021）～5（2023）年度）を立案している（資料 1-12）。

中期総合計画としては3年を基本とすることは変わらないものの、10年という長期ビジョンを策定することで、長期計画の中の「3年の中期計画3サイクル」と位置づけ、中・長期的な視点を持って取り組みを進めている。また、中期総合計画では、併設大学と共通する教育方針を掲げるとともに、学科ごとに学園のビジョンを踏まえた重点取組項目を設定し、九州一社会有為な人材を育む学園を目指している。

中期総合計画の目標達成状況については、学科会議にて定期的に進捗状況を把握しながら具体策を実行している。年度末には達成状況の確認と課題の抽出を行い、次年度計画を見直し、学科内の共通認識を図っている。また、令和2（2020）年度は、各学科から提出

された 9 月の第 7 次中期総合計画中間事業報告に対して自己点検・評価委員会による点検を行い、第 8 次に向け課題を抽出した。第 8 次中期総合計画の重点取組項目は次のとおりである。

＜第 8 次中期総合計画の重点取組項目＞

1. 予測困難な VUCA（Volatility（変動）、Uncertainty（不確実）、Complexity（複雑）、Ambiguity（曖昧））時代に求められる人材育成のための教育・研究の確立
2. グローバルな視点を持ちながらローカルに活躍できる人材の育成と取組の加速
3. 持続可能な社会・地域に貢献していく産学官連携活動の推進
4. 食を基軸とした学園ブランド確立に向けた重層的取組の浸透と発信
5. 教育・研究の持続可能な発展に資する経営基盤の改善
6. 誰もが夢と生きがいをもてる組織・環境づくりの構築

なお、中期総合計画は、審議会、理事会の承認を得て実施されるものである。したがって、各学科や事務局の各部署の計画については、財務面での検討等も含めて多角的に行われている。

さらに本学は、建学の精神に基づく理念・目的を実現するため、教育研究の質を維持向上すべく自主的かつ自律的な内部質保証体制を整え、恒常的な推進と改革・改善に努めており、中期総合計画の他にも「理念に沿った目的実現のための方針」（資料 1-13 [ウェブ]）を策定している。これにより本学の取組状況や教育活動等の効果を社会へ公表し、信頼性の確保を目指している。

以上のことから、理念・目的、各学科における目的等を実現していくため、短期大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を適切に設定していると判断できる。

1.2. 長所・特色

本学は、学園祖の建学の精神を礎とする理念と目的に則って設立された。設立から 60 年以上にわたり、建学の精神を堅持し、社会へ有為な人材の輩出を行ってきた。今後も学園祖の教育に対する情熱や建学の精神、理念・目的を基軸として教育研究活動を推進する。また、3 学科共通教養科目の充実（資料 1-14）や他学科履修制度（資料 1-15）の整備などにより学科間の連携を深め、人間教育、社会性教育、教養教育、専門教育を有機的に連携させた本学における実学を重んじる中村学園独自のキャリア教育をととして短期大学士を養成している。

また、第 8 次中期総合計画は、「中村学園 2030 年ビジョン」として 10 年先のあるべき姿を明文化し、「3 年の中期計画 3 サイクル」における目標・計画・各年度の KPI を最初の 3 カ年の「中期総合計画」として策定している（資料 1-12）。このような思考法や、その具現化に向けたフレームワーク等については、「中村学園 2030 年ビジョン」及び「第 8 次中期総合計画」の“オリエンテーション動画”を作成して学内教職員へ配信している。この動画は、いつでも何度でも視聴ができ、この動画をととして学内教職員が共通理解を

もって計画の策定ができるような仕組みを構築している。

さらに、本学では「理念に沿った目的実現のための方針」（資料 1-13 [ウェブ]）を策定している。これは、本学の理念・目的の実現に向けた指針となっている。

1.3. 問題点

現時点では特段の問題はないが、今後は建学の精神を堅持しつつ、新しい時代に柔軟に対応し社会で活躍できる人材像を描き、どのように育成するかを模索し続けなければならない。教職員がこのような問題意識を常に持ち、絶えず教育水準の維持や質の向上に取り組む必要がある。

1.4. 全体のまとめ

本学は、建学の精神、理念・目的に則り、学科の目的を適切に定めるとともに学内外に適切に周知及び公表している。また、将来を見据えた中・長期計画を策定するとともに、計画や目標の達成実現に向けて令和元（2019）年度に「理念に沿った目的実現のための方針」を策定した。

さらに 10 年後の学園の目指すべき将来像を描き、次世代社会の分析と現状を踏まえた重点取組項目を掲げた「中村学園 2030 年ビジョン」を策定した。今後は、これらを踏まえた第 8 次中期総合計画の重点取組項目に基づき本学全体及び各学科で 3 カ年計画を立案（資料 1-12）し、教育、研究、地域連携等に取り組んでいく予定である。

以上のように、本学は自ら掲げる理念に基づき、人材育成の目的その他の教育研究上の目的を適切に設定しウェブサイト等でも公表するとともに、それを実現するために将来を見据えた中期総合計画その他の諸施策を明確にしていることから、短期大学基準に照らして概ね適切であると判断できる。

第2章 内部質保証

2.1. 現状説明

2.1.1. 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

評価の視点1：下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示

- ・内部質保証に関する短期大学の基本的な考え方
- ・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織（全学内部質保証推進組織）の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学科その他の組織との関係
- ・教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCA サイクルの運用プロセスなど）

本学は、短期大学基準に照らして内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示していると評価できる。

その理由として、内部質保証に関する基本的な考え方を公表する一方、全学的な方針及び手続を学内で共有する取り組みを実施していることなどが挙げられる。

本学では、点検及び評価等について、学則第2条に次のように定めている。

教育研究水準の向上を図り、前条の目的を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

令和元（2019）年度には「理念に沿った目的実現のための方針」（資料 1-13 [ウェブ]）を策定し、全学的な内部質保証の考え方や各組織の役割の明確化並びに自己点検・評価体制の見直しを実施した（資料 2-1 [ウェブ]）。具体的には次のとおりである。

学則第2条に則り、社会的使命を果たすための教育研究の質を維持向上すべく、内部質保証に関する基本方針を定める。自主的且つ自律的な内部質保証体制を整え、恒常的な推進と改革・改善に努めるとともに、その取組状況や教育その他諸活動の効果を社会へ公表し、信頼性を確保する。

(1) 内部質保証体制と役割

- ・最終意思決定機関である審議会が全学的な内部質保証の責任を担い、学部等の自主性を尊重しながら恒常的なPDCAサイクルの適切性について点検・評価し、内部質保証システムを適切に機能させる。
- ・大学基準協会の評価基準に沿った本学独自の方針を定め、全ての構成員が一致協力して各方針に基づく共通認識と整合性を持った実効性ある教育研究活動を推進する。

(2) 自己点検・評価の実施体制

- ・自己点検・評価活動の推進を図るため、自己点検・評価委員会は各方針に基づく

学部等の諸活動とその自己点検・評価について整合性や一貫性を確認し、組織間の連携を通じて実効性ある PDCA サイクルの機能を図る。

(3) 学生・外部の評価による質保証検証

- ・ 学生生活に関する調査等の継続的なデータ収集と分析を実施し、その結果を内部質保証のエビデンスとして活用する。
- ・ 教育研究活動の客観性・適切性の確保及び教育研究水準向上のため、監事監査や外部評価委員会による客観的評価を実施し、評価結果を自己点検・評価活動に活かす。また、機関別認証評価の受審により教育研究水準を点検し、改善と向上に努める。

(4) 情報公表による質保証

- ・ 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務等諸活動の状況や検証結果について積極的に公表し、地域社会や産業界等に対する説明責任を果たす。

本学では、これらを実現するために定期的な内部質保証システムの検証及び改善を行い、全学的な事項に関わる有効性の検証・内部質保証の推進に責任を負う組織として審議会を置いている（資料 2-2）。また、諸活動の PDCA サイクルを機能させるため、令和 2（2020）年度に設置した自己点検・評価委員会が中心的役割を担い、各学科の自己点検・評価活動に対し必要な助言や調整を行っている（資料 2-3）。自己点検・評価委員会は、点検・評価結果を全学内部質保証推進組織である審議会に報告し、審議会は全学的な見地から自己点検・評価活動の公平性と実効性を図っている。さらに、外部有識者による評価を行うための外部評価委員会を設置し、自己点検・評価の客観性・適切性を確保し、かつ本学の教育研究水準の向上を図っている（資料 2-4）。

さらに、「中村学園 2030 年ビジョン」（資料 1-11）、「中期総合計画」（資料 1-10,12）、「大学の基本方針」、「理念に沿った目的実現のための方針」（資料 1-13 [ウェブ]）を本学の点検・評価指標として位置付け、方針に照らした教育の展開や自己点検・評価を適切に実施することにより、全学的な教学マネジメントや内部質保証システムの有効かつ恒常的な運用に努め、教育研究を実践するとともに評価・改善を推進しながら教育の質の維持向上を図っている。

なお、本学における内部質保証の体制や点検・評価指標として位置づけられる資料は、ウェブサイト上に情報を公開することで情報の共有化に努め、内部質保証についての教職員の意識向上を図っている。

以上のことから、内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示していると判断できる。

2.1.2. 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点 1：全学内部質保証推進組織・学内体制の整備

評価の視点 2：全学内部質保証推進組織のメンバー構成

本学は、短期大学基準に照らして内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備し

ていると評価できる。

その理由として、教育を軸とした内部質保証体系を整備していること、全学内部質保証推進組織としての審議会のメンバー構成が適切であることなどが挙げられる。

本学は、図 2-1（資料 2-1 [ウェブ]）に示すように学長のリーダーシップのもと併設大学と共同で内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備している。

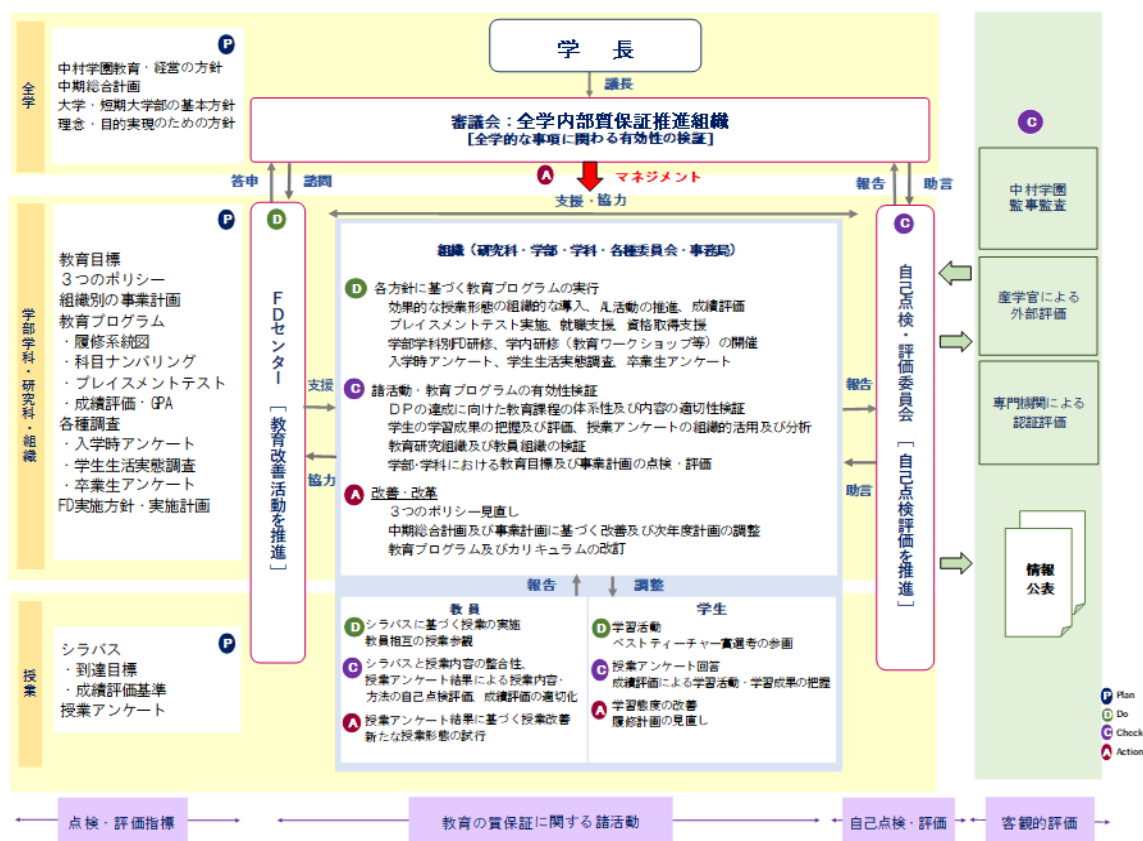


図 2-1 教育を軸とした内部質保証体系図

主だった組織の担う役割は次のとおりである。

【審議会】

全学内部質保証推進組織である審議会は、教学マネジメントの基本方針や基本計画を担う。自己点検・評価体制の最上位機関として自己点検・評価委員会の報告等をもとに全学的な見地から自己点検・評価活動の公平性と実効性を図り、定期的な内部質保証システムの検証及び改善を行う。

審議会は、元来教員を中心に、学長及び短期大学部長、学科主任、併設大学の学部長、研究科長、事務局長を構成員としていたが、令和 2（2020）年度から組織を改編し、学科主任に代えて事務局の教務部部長、学生部部長、連携推進部部長、入試広報部部長、学術情報部部長を構成員として追加した。これにより、教学部門のみならず事務局の意向もマネジメントに反映することで、教職協働による内部質保証の推進を加速できるようになった。教学マネジメントの基本方針や基本計画を担い、PDCA サイクルの最上位組織として全学的な見地から自己点検・評価活動の公平性と実効性を図る審議会には、本

学 3 学科の代表として短期大学部長が構成員として出席している。

[FD センター]

全学的な FD に関する実践的研究を行い、教務委員会と協働し、教育改善活動を推進するとともに、学科と協力し、教育の質的向上や授業改善に取り組む（資料 2-5）。

[学科]

中期総合計画や基本方針に基づき、教育目標や 3 つのポリシーに沿った方針（事業計画・KPI 指標）を策定する。計画・目標の具現化に向けて適宜運営体制を構築し、関連部署と調整を図りながら教育研究活動の推進と自己点検・評価を実施する。

[自己点検・評価委員会]

従前は FD の一部に包含していた自己点検・評価の顕在化と機能強化を図るため、令和 2（2020）年 4 月に自己点検・評価委員会を設置した。自己点検・評価を推進する中心的役割を担い、内部質保証システムを有効に機能させるため、各学科の自己点検・評価活動に対し、客観的な点検・評価、助言、調整を行う（資料 2-3）。

本学では、FD 活動そのものを建学の精神に則った大学運営の核と捉え、FD を教育の改善及び研究活動、さらには社会貢献、管理運営に関わる大学運営全般として多角的に捉え、自己点検・評価活動を推進してきた。

また、社会情勢の著しい変化と社会が求める人材の多様化が進む中で、学生満足度の高い教育活動の充実に努め内部質保証システムを有効に機能させるために、自己点検・評価体制の再整備と機能強化を図るべく、令和 2（2020）年 4 月に「自己点検・評価委員会」（資料 2-3）を設置し、定期的な自己点検・評価や外部評価活動を通して絶えず教育研究水準の向上に資する活動に取り組んでいる。この自己点検・評価委員会には 3 学科からそれぞれ委員が学長により指名されており、全学的にはもちろん、各学科の自己点検・評価活動の推進にも寄与している。

加えて、地域の産学官からの客観的な視点を加えた内部点検・評価の取組として、平成 29（2017）年に「外部評価委員会」（資料 2-4）を設置し、外部有識者による本学の教育研究活動の適切性や妥当性の検証と評価に基づき、諸活動の適切な水準を維持するとともに更なる教育研究の質向上を図るための恒常的かつ体系的な内部質保証体制を整えている。

なお、令和 2（2020）年度は、COVID-19 の発生を受け、県内の感染者が発生し始めた同年 3 月に COVID-19 の学内感染に迅速かつ的確に対応するため、「中村学園大学（含む短期大学部）危機管理計画」（資料 2-6）に基づき、学長を本部長とする「新型コロナウイルスに係る緊急対策本部」を設置し、令和 2（2020）年 4 月からは緊急対策本部会議を定例開催してきた（令和 3（2021）年 3 月 15 日時点で計 38 回開催）。会議では、感染者発生時の即時対応、短期的・中長期的に取り組むべき課題について議論し、会議での決定事項は 3 学科及び事務局に展開されると共に、教育研究活動を遂行するにあたり支障がある場合は、各部局からの報告・連絡・相談に基づき、この緊急対策本部会議にて対応案を協議・決定してきた。なお、緊急対策本部は、審議会構成員に医学関係教員を加えた組織構成となっている。

令和 2（2020）年度に発出された第一回目の緊急事態宣言期間中は、授業はポータルサ

イト／教育支援システム UNIPA（以下、「UNIPA」という。）を利用した遠隔授業とし、学内施設を閉鎖し学生の学内入構を禁止、教員は在宅勤務、事務職員は在宅勤務を積極的に推奨しつつ最小限の事務機能の維持に必要な範囲に限り入構を許可した。また、学内会議におけるオンラインの活用や COVID-19 に感染した場合の対応フローチャートを作成（資料 2-7）するなど各種の対策を講じながら関係省庁のガイドラインに沿った本学の感染防止対策を定め、教育の質保証を優先し 6 月より一部対面授業を再開した（資料 2-8 [ウェブ]）。さらに、7 月中旬以降、再度福岡県の新規感染者が急増し、本学においても感染者の発生時には、「新型コロナウイルスに係る緊急対策本部」が中心となり迅速な状況把握と適時適切な対応に努めるとともに、学生に対しては UNIPA を通して、教職員に対しては学内のグループウェア／サイボウズ Garoon（以下、「サイボウズ Garoon」という。）の掲示板で COVID-19 に関する情報を配信し、日頃の健康保持や感染拡大防止の注意喚起を強化した。これらの本学の取り組みについてはウェブサイト公表している（資料 2-8 [ウェブ]）。

以上のことから、内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備していると判断できる。

2.1.3. 方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

評価の視点 1：学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定
評価の視点 2：全学内部質保証推進組織による学科その他の組織における教育の PDCA サイクルを機能させる取り組み
評価の視点 3：行政機関、認証評価機関等からの指摘事項に対する適切な対応
評価の視点 4：点検・評価における客観性、妥当性の確保
評価の視点 5：方針及び手続に従った内部質保証活動の実施

本学は、短期大学基準に照らして適切な方針及び手続に基づき内部質保証システムを有効に機能させていると評価できる。

その理由として、3 つのポリシーの策定方針を設定していること、教育の PDCA サイクルを機能させるため教学マネジメントシステムを構築していること、点検・評価の客観性、妥当性を確保していることなどが挙げられる。

本学では、令和元（2019）年度に策定した「理念に沿った目的実現のための方針」（資料 1-13 [ウェブ]）に、次のように 3 つのポリシーの策定方針を示している。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・理念・目的を具現化するため、学科ごとに 3 つのポリシー（ディプロマポリシー：学位授与方針、カリキュラムポリシー：教育課程編成・実施方針、アドミッションポリシー：入学者受け入れ方針）を定める。・教育活動の改革、改善に努めるため、3 つのポリシーを一貫性・整合性のあるものと |
|--|

して策定し、内部質保証のための PDCA サイクルの起点とする。

本学の理念・目的を具現化するため、全学的な 3 つのポリシーを策定し、さらにこの全学的な方針に沿って各学科の 3 つのポリシーを策定している（資料 1-2～5 [ウェブ]）。このように、3 つのポリシーを一貫性・整合性のあるものとして策定し、PDCA サイクルの起点とし教育活動の改革や改善に努めている。また、3 ポリシーの適切性については、自己点検・評価委員会の助言を受けながら FD センター及び教務委員会（資料 2-9）が定期的に検証を行っている。

次に、図 2-2（資料 2-10 [ウェブ]）に示すように、審議会を全学的な内部質保証の推進を担う組織に位置付け、①学生の学習活動、②授業レベル、③部局レベル、④全学レベルが連関する教学マネジメントモデルを明確にしている。

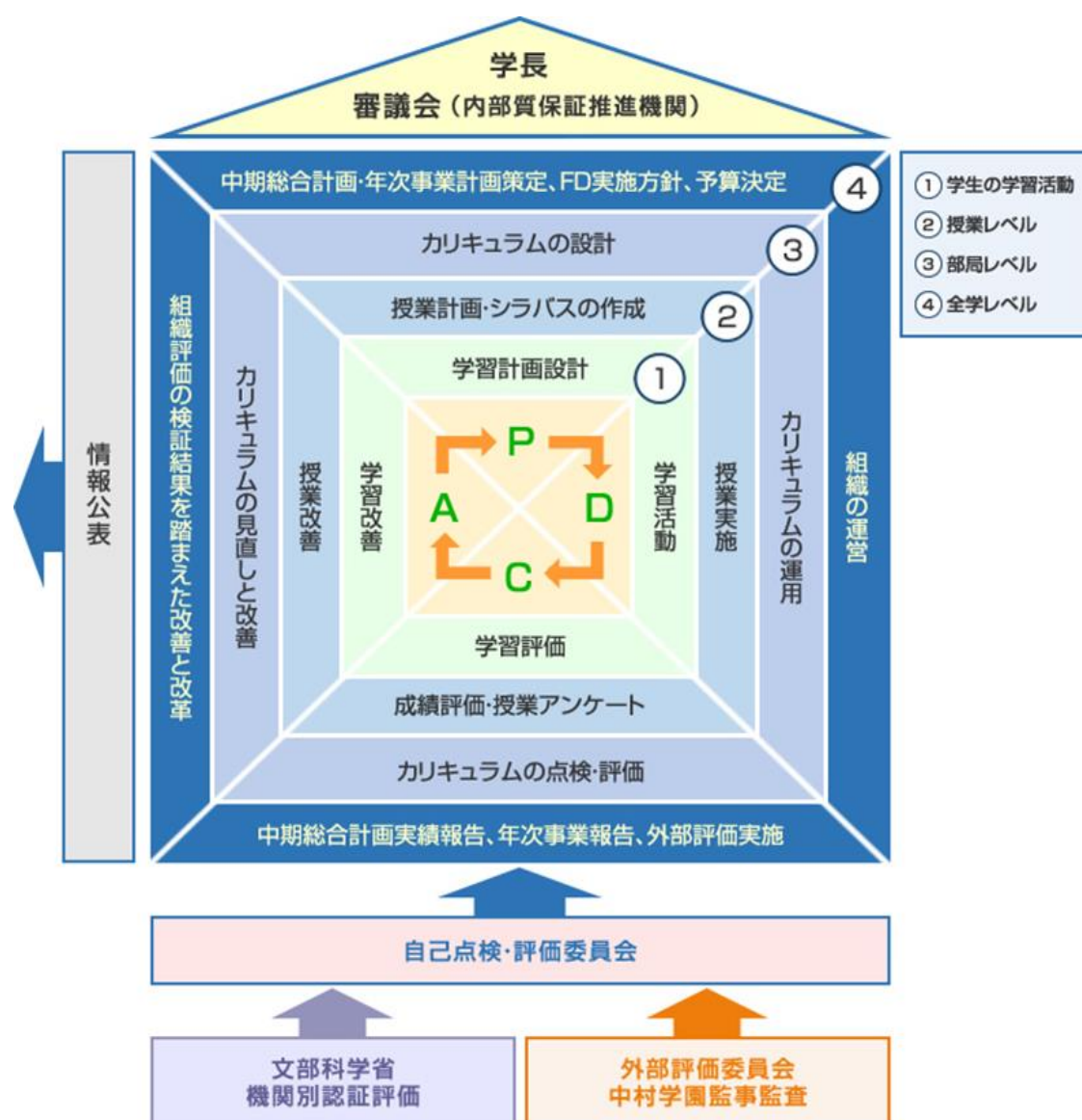


図 2-2 教学マネジメントモデル

①学生の学習活動

学生満足度の高い教育環境及び教育内容の実現。学生の学習意欲を喚起し、十分な学習成果を得るためのサイクルを構築する。

②授業レベル

授業実施や学生指導など個々の教育活動。ディプロマポリシーに示す資質や能力を養成するため、成績評価や授業アンケートをとおして教育活動を自己評価し、授業計画の見直しや分析を重ねて授業改善に努める。

③部局レベル

カリキュラムや教育プログラムなど学部や各種委員会の活動。カリキュラムの策定においては、卒業認定やディプロマポリシーとの整合性や体系性を確保するため、学科のみならず、全学横断的にカリキュラムを検討する体制を整える。また、各種調査（学生生活実態調査、卒業生アンケート等）の結果を検証し、各種委員会や学科による横断的な改善や改革に取り組む。

④全学レベル

全学的な内部質保証を推進する組織活動。自己点検・評価委員会、外部評価委員会による点検・評価活動を定期的実施し、結果を踏まえた改善と改革を推進する。

なお、各学科主任が教学マネジメントシステムモデル①～④の学科の実働を掌る役割を担っている。

また、これまで行政機関や認証評価機関等から指摘を受けたことはないが、いつでも対応できるよう審議会が中心となり各学科、各種委員会等で迅速に対応する体制を整えている。これは、ステークホルダーに対しても同様で、ウェブサイトには問い合わせ内容により対応する部署名、電話番号、FAX 番号、メールアドレスを掲示することで、特に学生の保護者を中心に不安、心配や疑問に適切に対応する体制を整えている。

さらに、自己点検・評価活動の客観性・適切性を確保するために産学官の学外有識者による外部評価を実施し、教育水準の維持・向上を図っている（資料 2-11）。評価結果は、審議会に報告したうえで教育研究活動に活用し、次期の各種計画に反映している。さらに、ウェブサイトを中心に積極的に情報公開に努めることで、学外からの評価に耐えうる教育研究活動となるよう図っている。

このように、本学は図 2-1「教育を軸とした内部質保証体系図」と図 2-2「教学マネジメントモデル」に示す一連の取り組みにより、内部質保証活動を実施している。

以上のことから、方針及び手続きに基づき、内部質保証システムは有効に機能していると判断できる。

2.1.4. 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点 1：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表
--

評価の視点 2：公表する情報の正確性、信頼性

評価の視点 3：公表する情報の適切な更新

本学は、短期大学基準に照らして教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしていると評価できる。

その理由として、ウェブサイト「情報公開」を中心に様々な情報を公表していることなどが挙げられる。

本学は、ウェブサイト「情報公開」において教育研究活動情報や各種規程、事業報告書、自己点検・評価活動等の情報を積極的に公表している（資料 2-12 [ウェブ]）。例えば、事業報告書であれば、最後に「監査報告書」を掲載するなど、情報の正確性と信頼性にも配慮して情報の公表に努めている。また、ウェブサイト「FD 活動」において、単年度ごとに FD の「実施方針」「実施計画」「実施報告」を公表している（資料 2-13～15 [ウェブ]）。これらも、すべて FD センターで審議された後、審議会で審議・承認されたものである。さらに、科目ごとの点検・評価として FD センターが学生を対象に実施している授業アンケートの結果等も、担当教員の授業改善や学科のカリキュラム検討に活用するとともに、ウェブサイト「FD 活動」に公表している（資料 2-16～17 [ウェブ]）。

その他、学生のディプロマポリシーの達成度を図るアセスメントの一環として学生生活実態調査（資料 2-18 [ウェブ]）や卒業後アンケート（資料 2-19 [ウェブ]）を実施しており、学生生活実態調査は教育研究活動サイトにおいて、卒業後アンケート結果は就職サイトでそれぞれ公表している。今後は調査結果データを蓄積し経年比較や分析を進め、教育内容や学習成果に関する点検・評価を実施し、改善事項があれば組織的に改革を促す PDCA サイクルの実質化を目指す。これらの調査結果や改善活動についても、積極的に社会へ公表する予定である。

また、ウェブサイトの更新は、事業報告書は過去 5 年分、FD の実施計画・報告であれば過去 3 年分というように、公表する情報に応じた期間を設けて更新するとともに、規程の改定等を行った場合は速やかな更新に努めている。

以上のように、透明性を持ってステークホルダーや社会に対する説明責任を果たすことを信条に、ウェブサイトにおいては公表し得る全ての教育研究活動等の情報を公表している（資料 2-20 [ウェブ]）。学校教育法施行規則で公表が義務付けられている情報の 9 項目を大学基準協会が定める 10 の基準に振り分け、体系的に整備して公表し、加えて本学の強みや特色を社会に分かりやすく示すために、説明が必要な事項には「現状説明」として解説を添えている。学外からの各種問合せや苦情の対応については、事務局全ての部署について主管業務とともに問い合わせ先一覧を公表し、各部局と連携を取りながら真摯な対応に努めている（資料 2-21 [ウェブ]）。

また、本学の教育・研究・学生生活・就職・人事・財務情報・行事等に関する最新の情報をステークホルダーに広く発信するため、広報誌「セロリ」（資料 2-22 [ウェブ]）を年 4 回発行している。この「セロリ」もウェブサイト「大学広報」から、最新版に限らずバックナンバーもダウンロードできるようになっている。

以上のことから、教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしていると判断できる。

2.1.5. 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：全学的な PDCA サイクル等の適切性、有効性の定期的な点検・評価 評価の視点2：点検・評価における適切な根拠（資料、情報）の使用 評価の視点3：点検・評価結果に基づく改善・向上
--

本学は、短期大学基準に照らして内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っており、また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っていると評価できる。

その理由として、自己点検・評価委員会及び外部評価委員会を設置して PDCA サイクル等の適切性、有効性の定期的な点検・評価に努めていることなどが挙げられる。

本学では、FD を教育の改善、研究活動、社会貢献、管理運営に関わる大学運営全般として多角的に捉えてきたが、社会情勢の著しい変化と社会が求める人材の多様化が進む中で、FD に包含していた自己点検・評価体制の再整備と機能強化を図り、令和 2（2020）年 4 月に自己点検・評価委員会を設置した。点検・評価においては、中期総合計画（資料 2-23）及び事業計画（資料 2-24）を基本資料とし、自己点検・評価委員会による全学的な取り組みと各部局による取り組みを踏まえた点検・評価を実施し、改善や向上に繋げることで PDCA サイクルの機能を図っている。

例えば、事業報告における各学科の点検・評価により課題や取り組み状況を把握し、優れた点は評価し、課題・改善等には助言や調整を行っている。各学科においては、自己点検・評価委員会の評価結果を受け、諸活動の検討や充実に活かすとともに、自己点検・評価委員会は内部質保証最高機関である審議会に点検・評価結果を報告する。審議会は、自己点検・評価委員会の報告を受け、全学的な見地から自己点検・評価活動の公平性と実効性を図るとともに、定期的な内部質保証システムの検証及び改善を行っている。

また、学内の定期的な点検・評価活動を踏まえ、産学官の学外有識者による外部評価委員会を実施することで自己点検・評価活動の客観性と適切性を担保している。

以上のことから、内部質保証システムの適切性について定期的な点検・評価を行うとともに、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っていると判断できる。

2.2. 長所・特色

本学では、「理念に沿った目的実現のための方針」（資料 1-13 [ウェブ]）を策定し、全学的な内部質保証の考え方や各組織の役割の明確化並びに自己点検・評価体制の見直しを実施した（資料 2-1 [ウェブ]）。その結果として、図 2-1「教育を軸とした内部質保証体系図」と図 2-2「教学マネジメントモデル」に示す一連の取り組みを実施することによ

り、内部質保証システムを整備し、点検・評価活動を推進している。また、内部質保証の考え方や各組織の役割が明確となったことにより、内部質保証に関する教職員の理解も深まっている。

また、内部質保証の推進にあたって、「自己点検・評価委員会」（資料 2-3）を設置することで自己点検・評価の顕在化と機能強化が図られ、「外部評価委員会」（資料 2-4）を設置することで点検・評価の客観性と妥当性を確保できるようになった。この両委員会の設置により、より具体的かつ明確な根拠に基づく点検・評価活動を推進し、本学の教育の質の改善・向上に向けた取り組みが加速することが期待される。

2.3. 問題点

本学では令和元（2019）年度までFD組織が自己点検・評価の中核を担ってきたが、令和2（2020）年度は、内部質保証体制を刷新し自己点検・評価委員会を新たに設置することで、恒常的な自己点検・評価活動を推進することになった。しかし、本委員会が本学に適した体制で有効に機能しているかについては、今後の活動を踏まえた上で検証を行う必要がある。

また、自己点検・評価委員会の所掌事項として「自己点検・評価に必要な IR（Institutional Research）に関する事項」があるが、現時点では、学内にある様々なデータが十分に活用できているとは言えない。今後は、自己点検・評価のエビデンスとなるデータをいかに蓄積し、分析・活用していくかも課題である。

さらに、今後も全学内部質保証推進組織である審議会と密に連携を取りながら、各部局におけるPDCAサイクルを定着させるための施策を推進し、全学的な内部質保証システムの改善・向上に取り組む必要がある。

2.4. 全体のまとめ

本学が自ら掲げる理念・目的の実現に向けた全学的な方針として「理念に沿った目的実現のための方針」（資料 1-13 [ウェブ]）を策定し、内部質保証の全学的な責任を負う組織体制を整備している。令和元（2019）年度までFD組織が自己点検・評価の中核を担ってきたが、令和2（2020）年度から自己点検・評価委員会を独立させたばかりであり、全学内部質保証推進組織である審議会と密に連携を取りながらPDCAサイクルが有効に機能するよう継続的に取り組んでいかなければならない。また、教育改善活動の推進はFDセンターが引き続き主導的に行うことから、審議会や自己点検・評価委員会との協力体制が必須となる。

現在、内部質保証システムの体制を整備した段階であり、本学に適した有効な機能向上を図るべく様々な教育研究活動の検証や改善を繰り返しながら、実効性のあるシステムの向上に努めていく。

以上のように、本学は自ら掲げる理念・目的を実現するために内部質保証システムを構築し、恒常的・継続的に教育の質の保証及び向上のために諸施策に取り組んでいることから、短期大学基準に照らして概ね適切であると判断できる。

第3章 教育研究組織

3.1. 現状説明

3.1.1. 短期大学の理念・目的に照らして、学科、その他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点1：短期大学の理念・目的と学科の組織構成との適合性

評価の視点2：学問の動向、社会的要請、短期大学を取り巻く地域の環境等に配慮した組織編成

本学は、自らの掲げる理念・目的に基づき、短期大学基準に照らして、学科、その他の組織の設置状況は適切であると評価できる。

その理由として、本学の理念・目的と学科の組織構成は適合していること、また、学問の動向、社会的要請、本学を取り巻く地域の環境等に配慮した組織編成であることなどが挙げられる。

学校法人中村学園は、昭和28（1953）年12月の設立から堅実な発展を遂げ、現在は中村学園大学大学院、中村学園大学、中村学園大学短期大学部、中村学園女子高等学校・中学校、中村学園三陽高等学校・中学校、及び大学付属幼稚園（あさひ幼稚園・壱岐幼稚園）を擁している（図3-1）。また、収益事業部門として中村学園事業部を設置している（資料3-1）。

本学は、学則第1条に規定するように、建学の精神に基づき「清節・感恩・労作」を旨とし、豊かな教養と人間性を備え、地域社会の発展に寄与する社会人・職業人を育成することを教育目標としている（資料1-1）。この教育目標のもと、健康づくりに貢献できる栄養士を養成する食物栄養学科、ビジネス社会で活躍できる人間性豊かな人材を育成するキャリア開発学科、乳幼児の健やかな成長に貢献できる保育士・幼稚園教諭を養成する幼児保育学科の3学科を設置している。これらの学科はその時々の社会的ニーズを反映し、外部環境の動向に配慮した組織構成に努めている。

また、併設大学と共同で以下の施設を設置し、学問の動向や社会的要請、短期大学を取り巻く地域の環境等に配慮した研究教育活動を行っている（図3-2）。

健康増進センター（資料3-2）は、在学生や卒業生、地域住民を対象に、食事や運動などの日常生活や習慣が健康保持に及ぼす影響を調査し、その成果を教育や研究に反映させるとともに地域住民の健康増進に寄与することを目的として平成3（1991）年に開設された。栄養学的実態調査では、栄養士を志す学生を対象に心身の健康状態の測定および食事調査を行い、この調査結果を教育にフィードバックし、学生自身が栄養摂取や生活習慣が健康状態に及ぼす影響を学ぶ機会としている。

発達支援センター（資料3-3）は、平成20（2008）年に開設された。子どもの発達と支援の在り方を研究し、地域行政が行う「居場所・交流」型支援に対し、大学ならではの物的資源（設備・教育機器など）や人的資源（幅広い分野の専門家集団・学生など）を生かし、「いきいき子育て教室」や「動作法訓練会」、「保育・教育専門講座」など地域に根



図 3-1 学校法人中村学園の構成

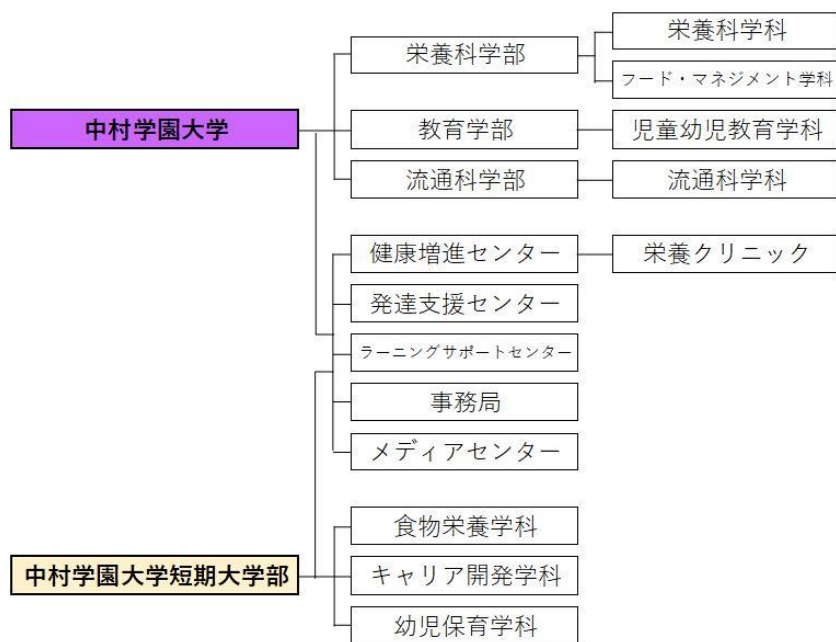


図 3-2 併設大学と本学の教育研究組織図

差した「学習・教育」型支援を実施している。保育士・幼稚園教諭を志す学生の学びの場として、重要な役割を果たしている。

ラーニングサポートセンター（資料 3-4 [ウェブ]）は、学生の学習を支援するために、平成 25（2013）年に開設された。基礎学力を向上させるために、個別指導やグループ指導、学内講座を開講し、高校教育から大学教育への円滑なシフトをサポートしている。

メディアセンターは情報処理センターおよび図書館で構成されている。情報処理センターに設置しているパソコンや、サーバなどのコンピュータ機器や学内 LAN 及びネットワーク機器の運用管理、利用者の登録や周辺機器の貸出、情報処理についての操作指導、プログラム相談等の業務を行っている。加えて定期的に学内の教職員・学生を対象にした講習会等を開催している。また、図書館では、大学における学生の学習や大学が行う高等教育及び学術研究活動全般を支える重要な学術情報基盤の役割を有しており、大学の教育研究にとって不可欠な中核を成す総合的な機能を担う機関の一つと位置付けられている。本センターでは、果たすべき役割・機能の変化を踏まえ、大学における学術情報基盤としての役割の遂行を目指している。

以上のことから、本学の理念・目的に照らして、学科、その他の組織の設置状況は適切であると判断できる。

3.1.2. 教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の定期的な点検・評価 評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上
--

本学は、短期大学基準に照らして教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているとして評価できる。

その理由として、中期総合計画や事業計画の進捗・達成状況をもとに教育研究組織の定期的な点検・評価を行い、その結果を改善・向上に活かしていることなどが挙げられる。

各教育研究組織には、教員の専門性により健康増進センターには食物栄養学科の教員が、発達支援センターには幼児保育学科の教員が所属している。ラーニングサポートセンターおよびメディアセンターについては、各学科から教員を選出し、教育と研究に関するセンターの利用に関して調整等を行っている。

教育研究組織の適切性については、各学科や各種委員会で点検・評価を行っている。例えば、各学科では授業についてのアンケート結果（資料 2-17 [ウェブ]）、学生生活実態調査結果（資料 2-18 [ウェブ]）や進路決定状況（資料 3-5 [ウェブ]）、FD 実施状況（資料 2-15 [ウェブ]）等に基づき日常的に把握し検証している。その中で学生生活実態調査の結果については、学科内で点検後、成果と改善に関するレポートを学長に提出している（資料 3-6）。また、学生の授業アンケートの結果をもとに、学科 FD 研修会を開催し、教員レベルだけでなく学科レベルでの点検・評価を行っている（資料 3-7～9）。

また、各学科、健康増進センター、発達支援センター及びメディアセンター（学術情報部）の中期総合計画や事業計画の進捗・達成状況（資料 2-23）をもとに、自己点検・評価委員会が活動内容を点検・評価している。点検にあたっては、計画や目標に対する取り組みの具体性や進捗状況の把握、評価の根拠や達成度判定の適切性、未達成事項の原因や対策、一般社会に理解しやすい適切な表現を用いているか等の視点に基づいて客観的に評価し、最終的には全学内部質保証推進組織である審議会へ報告し検証している。審議会は、点検・評価報告内容を確認し、必要に応じて改善・向上に向けた助言を促す役割を担っている。この点検・評価活動の結果は、3 カ年ごとの「中期総合計画」や年度ごとの「事業計画」で掲げる施策に反映させている（資料 2-24）。

さらに、本学も含めた学園全体の年間の事業報告書（資料 3-10 [ウェブ]）は、ウェブサイトを通じて社会へ公表しており、組織的な連携により実効性のある点検・評価を重ねることで教育研究活動の客観性や適切性を確保するとともに教育研究水準の向上に取り組んでいる。

以上のことから、教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているとは判断できる。

3.2. 長所・特色

本学は自ら掲げる理念・目的に照らして、健康づくりに貢献できる栄養士を養成する食物栄養学科、ビジネス社会で活躍できる人間性豊かな人材を育成するキャリア開発学科、乳幼児の健やかな成長に貢献できる保育士・幼稚園教諭を養成する幼児保育学科の 3 学科を設置している。各学科は、学科の特性を生かしてその時々を社会的ニーズを反映し、外部環境の動向に配慮した構成に努めている。ラーニングサポートセンターやメディアセンターの運営については、各学科から教員を配置し、円滑な連携が図れるよう配慮している。さらに教員の専門性に応じて食物栄養学科と幼児保育学科は、その研究結果等を地域社会に還元する取り組みとして健康増進センター（資料 3-2）と発達支援センター（資料 3-3）の運営にも携わっている。このように本学は、各学科の教育の特徴に応じた教育研究組織を構築しているといえる。

また、併設大学があること、会議体が合同（資料 3-11）である利点を生かし、共通のフォーマットや同一基準による中期総合計画や事業計画・報告において毎年組織的な検証を行っており、組織一体的な改善や改革に努めるとともに建学の精神や基本方針に則した適切性や一貫性が保たれている。

3.3. 問題点

各学科は、FD 推進の中心となる FD センター（資料 2-5）、カリキュラムをはじめ学修全般に関わる教務委員会（資料 2-9）、学生生活の支援の中心となる学生委員会（資料 3-12）、学生の進路支援を担う就職委員会（資料 3-13）などと連携を密にし、教職協働を推進する必要がある。

また、全国的に定員割れとなる短期大学が多い中、本学は現在、安定的に入学生を確保し卒業生を輩出することができている。しかし、今後は入学生確保の状況が厳しくなっ

いくことが見込まれる。このような状況にあっても社会に有為な人材を輩出し続ける高等教育機関としての責務を果たすことができるよう、教育研究組織の適切性について常に検証することが必要である。

3.4. 全体のまとめ

本学の 3 学科及びその他の施設の設置状況は、建学の精神及び教育理念に沿ったものであり適切であると考ええる。各学科とも「中期総合計画」や「事業計画」を策定し、繰り返し点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っている（資料 3-10 [ウェブ]）。

今後も 3 学科は設置する施設との連携を強化し、社会情勢や外部環境の変化に対応しつつ、本学の理念・目的を実現するべく教育研究活動の活性化に絶えず努めていく。

以上のように、本学は自ら掲げる理念・目的を実現するために、学科及びその他の施設を適切に整備できていることから、短期大学基準に照らして概ね適切であると判断できる。

第4章 教育課程・学習成果

4.1. 現状説明

4.1.1. 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定及び公表

本学は、短期大学基準に照らして授与する学位ごとに学位授与方針を定め、公表していると評価できる。

その理由として、本学全体及び各学科は、授与する学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針を適切に設定し、公表していることなどが挙げられる。

本学では、建学の精神に基づく短期大学共通の教育目標に従って、学科ごとに教育目標を定めている。この目標を達成するため、本学全体及び各学科で「ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与に関する方針）」（以下、「学位授与方針」という。）を定めている（資料 1-2～5 [ウェブ]）。学位授与方針には、「態度・志向性」「知識・技能」「実践力・応用力」に分け、備えるべきまたは有すべき資質・能力をあげ、それらを備えたと認められたものに学位を授与するとしている。

この方針は、教育課程や時間割や履修登録等に関する連絡事項を記載した冊子「N ガイド」（資料 1-6）に掲載し、全学生に配付するとともに、年度始めの学生へのオリエンテーションの際に直接説明を行っている。また、本学ウェブサイトにおいて公表している（資料 1-2～5 [ウェブ]）。ウェブサイトにはダイジェスト版を掲載し、理解しやすいよう工夫している。さらに、令和 2（2020）年度より「学位授与方針と科目の関連性」を一覧化し、各シラバスから「授業・カリキュラム」にリンクし、「学位授与方針」を閲覧可能とした（資料 4-1 [ウェブ]）。これにより、科目修得により得られる知識、技能、態度等の学習成果と学位授与方針の関連について学生に明確に示している。

以上のことから、授与する学位ごとに学位授与方針を定め、公表していると判断できる。

4.1.2. 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：教育課程の編成・実施方針の設定及び公表

- ・教育課程の体系、教育内容
- ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等

評価の視点2：教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な関連性

本学は、短期大学基準に照らして授与する学位ごとに教育課程の編成・実施方針を定め、公表していると評価できる。

その理由として、本学全体及び各学科は、教育課程の編成・実施方針を適切に設定及び公表し、学位授与方針とも適切な連関性があることなどが挙げられる。

本学では、建学の精神に基づく短期大学共通の教育目標に従って、本学全体及び各学科において教育目標を定めている。この教育目標を達成するため、学位授与方針を定めている。さらに、学位授与方針の達成のために、どのような教育課程を編成し、どのような教育内容・方法を実施するかを定める基本的な方針として、本学全体及び各学科において「カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成方針）」（以下、「教育課程の編成・実施方針」という。）を、学位授与方針に合わせて「態度・志向性」「知識・技能」「実践力・応用力」に分け定めている。

この方針は履修細則（資料 4-2）に明示する他、「N ガイド」（資料 1-6）に掲載するとともに、ウェブサイトにおいて公表している（資料 1-2～5〔ウェブ〕）。ウェブサイトにはダイジェスト版を掲載し、理解しやすいよう工夫している。また、教育課程改定の際には、教育内容や方法について記載が不足している点がないか確認を行う他、学位授与方針との一貫性が取れているかについて、各学科、教務部及び教務委員会で点検を行っている。

短期大学士課程における教育課程の編成・実施方針では、学位授与方針に掲げる目標を達成するために、共通教養科目、専門科目及びその他必要とする科目を体系的に編成し、講義、演習、実験、実習を適切に組み合わせた授業を開講することを基本とし、これに加えて学科ごとの特色に応じた方針を設定している。

各科目の授業内容についてはシラバスに明記され、令和 2（2020）年度から科目ごとのシラバスから「授業・カリキュラム」にリンクし、学位授与方針との連関を記載している（資料 4-1〔ウェブ〕）。

例えば、食物栄養学科では、本学の学位授与方針に掲げる知識・技能などの目標を達成し、栄養士免許資格を取得するための科目を体系的に編成している（資料 1-3〔ウェブ〕）。「基礎分野」では、社会人として必要な教養科目を新しく配置するとともに、栄養士に求められる教養科目を配置している。「専門分野」では、厚生労働省の「栄養士法施行規則」第 9 条の「栄養士養成施設の指定基準」として定める教育内容と単位数を充足した科目を配置している。また、「複合分野」には卒業単位には含まれていないものの、キャリア支援科目を配置している（資料 1-6, 4-3）。

キャリア開発学科では、本学の学位授与方針に掲げる知識・技能などの目標を達成するために、共通教養科目、専門科目及びその他必要とする科目を体系的に編成し、講義、演習、実習を適切に組み合わせた授業を開講している。カリキュラムは「基盤分野」「教養分野」「家政分野」「ビジネス分野」「語学分野」「フィールドワーク分野」の 6 つの科目群で編成し、「基盤分野」は必修・選択必修としている（資料 1-4〔ウェブ〕）。

幼児保育学科では、本学の学位授与方針に掲げる知識・技能などの目標を達成し、幼稚園教諭二種免許及び保育士資格を取得するための、共通教養科目、専門科目及びその他必要とする科目を体系的に編成し、講義、演習、実習を適切に組み合わせた授業を開講している。「基盤分野」、「教養分野」、「保育基礎分野」、「保育応用・実践分野」、「実習分野」の 5 つの科目群に基づき教育課程を編成し、専門職としての職能と短期大学士としての社会人基礎力を涵養するため、各科目群で担保すべき技能の明確化と教育課程全体

の体系化を図り、多様化を続ける時代の保育現場で活躍できる人材の育成を目指している（資料 1-5 [ウェブ]）。

この方針は、学位授与方針と同様に「N ガイド」に掲載して全学生に配付するとともに、年度始めの学生へのオリエンテーションの際に直接説明も行っている。

以上のことから、授与する学位ごとに教育課程の編成・実施方針を定め、公表していると判断できる。

4.1.3. 教育課程の編成・実施方針に基づき、ふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

評価の視点 1：各学科において適切に教育課程を編成するための措置

- ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性
- ・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮
- ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定
- ・個々の授業科目の内容及び方法
- ・授業科目の位置づけ（必修、選択等）
- ・短期大学士課程にふさわしい教育内容の設定
（初年次教育・高大接続への配慮、教養教育と専門教育の適切な配置等）
- ・教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等の関わり

評価の視点 2：学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

本学は、短期大学設置基準に照らして教育課程の編成・実施方針に基づき、ふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成していると評価できる。

その理由として、各学科において適切に教育課程を編成するための措置を講じていること、学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育を適切に実施していることなどが挙げられる。

本学では、建学の精神のもと、学科ごとに教育目標及び学位授与方針を定め、それに到達するための教育課程の編成・実施方針を定めている。

実学に資する教育目標は各免許・資格等のガイドラインとの関連によるところが大きいため、その要件を満たしつつ教育課程の整合性を取りながら、かつ、本学の特長を生かしたカリキュラム編成を行っている。

教育課程編成上の順次性、体系性については「教務委員会」（資料 2-9）が中心となり全学的に履修系統図（資料 4-3～5）及び科目のナンバリング（資料 4-6）の整備を進め、各授業科目と学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針との連関の可視化を図る取り組みを行っている。各学科における専門性に合わせて効果的な科目配置を考慮し、特に免許・資格色が強い食物栄養学科及び幼児保育学科では、当該法規やガイドライン等を踏ま

え、演習や実験・実習を軸とした実践的な科目を効果的に配当し、科目の順次性や関連性を明確にした上で、シラバス（資料 4-1 [ウェブ]）にも明記している。

単位制度に関しては、短期大学設置基準に基づき、学則（資料 1-1）及び「N ガイド」（図 4-1、資料 1-6）に次のとおり定めている。

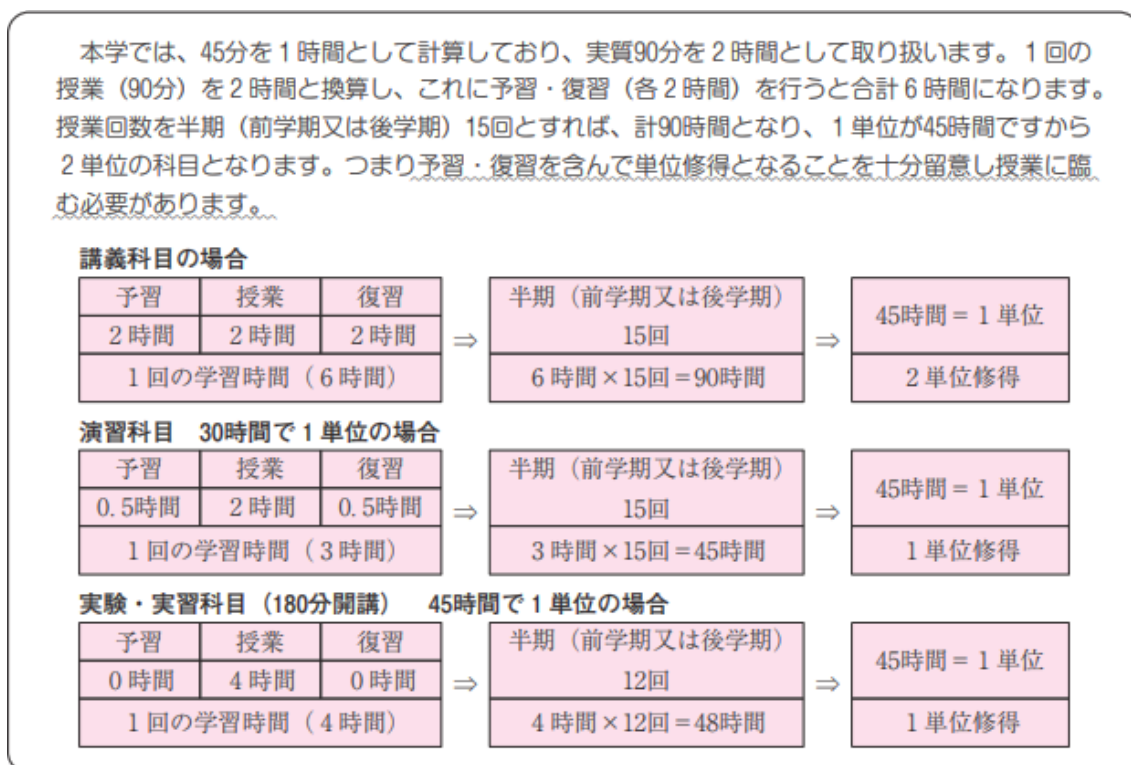


図 4-1 単位と時間数

単位については『短期大学設置基準（文部省令 21 号）』に1単位を45時間の学修を必要とする内容をもって構成すると定められている。例えば、講義科目の場合は、1回の授業90分を2時間と計算し、さらに予習・復習の時間それぞれ2時間を加え6時間を必要とする。従って、学期ごとに15回の授業で90時間の学修となり、2単位に換算できる。つまり、授業を受けただけでは単位は取得できないことから、シラバスには事前学習（予習）・事後学修（復習）に必要な内容及び時間数を明記している（資料 4-1 [ウェブ]）。また、シラバスには、個別の授業科目の内容や方法以外にも授業の位置づけ（必修、選択等）を記載することになっており、卒業及び免許資格に関する必須・選択科目の位置づけについても示されている。

本学では、短期大学士課程にふさわしい教育内容として、初年次教育、教養教育、専門教育について以下のように取り組んでいる。

初年次教育については、各学科に初年次教育科目を配置し、高校生活から短期大学生活へ順調に移行し、短期大学での学び方や社会人としての素養を修得すること、また、将来についてのキャリアを明確にすることを意識させている。また、前述の初年次教育科目の配置により高校から短期大学への学びをスムーズにつなげる他、併設の高等学校や協定校の高校生に対し、短期大学での学びを知る機会として本学の教養科目を履修できる科目等履修制度を導入し高大接続に配慮している。令和2（2020）年度については10名の高校生

が受講し単位を取得している。

教養教育については、人間教育の根幹の実現に向けて幅広い教養と社会で生き抜く力を養成し、専門の枠を超え汎用的能力を育成するために、「教養教育委員会」（資料 4-7）が中心となり、科目の整備を行い、適切に科目を配置している。短期大学部各学科で開講していた教養科目を見直し、更なる教養教育の充実を図るために短期大学部 3 学科共通の教養科目を配置し、学科間の交流を促すとともに教養教育の充実を図っている。令和 3（2021）年度からは、食物栄養学科に 6 科目、キャリア開発学科に 3 科目の教養科目を追加で開講する予定である（資料 1-14）。また、一般的な教養科目に加え、自校学教育の「中村学」や地元福岡について学ぶ「博多学」「博多の食と文化」など地域に根ざした科目を開講するほか、「社会学」を配置し、アイデンティティ、家族、ジェンダー、ライフコース、社会階層と格差、地域と都市等をテーマに、人間と社会の関係性やその相互作用について学び、人間をその置かれた社会的な環境から捉える視点を身につけることを目標としている。また、キャリア開発学科においては、併設大学の教養科目の一部も条件付きであるが履修が可能である（資料 4-2）。

専門教育については、各学科の学位授与方針の達成に必要な科目を配置している。学外実習やインターンシップなど実体験に基づくキャリア教育に該当する科目を全学科で配置し、職業的自立を図るために必要な能力を育成している。例えば、キャリア開発学科の「ビジネス研究基礎」（必修・演習・1 単位）では自己分析を実践し、様々な職種・業種を学ぶことで職業観・就業観を育成することに加え、自らのキャリアについて長期的な視点でとらえることを目標としている。さらに「インターンシップⅠ」（必修・実習・2 単位）では、5 日間以上の企業での実習を通して、「ビジネス研究基礎」等で学んだこれまでの学修成果を確認すると共に、職業についての理解を深めること等を目標としている。併せて、免許・資格取得ができる学科については、所管の法令に沿って必要な科目を配置している。食物栄養学科においては、栄養士免許取得のための校外実習（栄養士必修）に加え自主実習を支援している。幼児保育学科においては、幼稚園教諭二種免許と保育士免許取得のための学外実習及び自主実習を支援している。

教育課程編成は各学科の検討を経て教務に関する事項を審議する「教務委員会」（資料 2-9）で審議する。さらに全学内部質保証推進組織である「審議会」（資料 2-2）で審議後、「教授会」（資料 4-8）で審議・決定している。

以上のことから、教育課程の編成・実施方針に基づいて、各学位課程にふさわしい授業科目を開講し、教育課程を体系的に編成することに関して、各学科が尽力して適切に実施していると判断できる。

4. 1. 4. 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

評価の視点 1：各学科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置

- ・単位の実質化を図るための措置（1 年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等）

- ・ シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等）
- ・ 学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法
- ・ 授業形態に配慮した1授業あたりの学生数
- ・ 適切な履修指導の実施
- ・ 各学科等における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織等の関わり

本学は、短期大学基準に照らして学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じていると評価できる。

その理由として、各学科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための様々な措置を講じていることなどが挙げられる。

本学では、1年間で履修できる授業科目に単位数で上限を設定する「CAP制」を導入し単位の実質化を図っている。基本的に3学科とも年間45単位まで履修登録できる。また、食物栄養学科及びキャリア開発学科では、1年次の成績がGPA3.0以上の優れた成績の学生は2年次に50単位までの履修登録が可能であり、逆に1年次の成績がGPA2.0未満の成績が十分ではない学生については、2年次の履修登録の単位数の上限を40単位に制限している。一方、幼児保育学科においては、幼稚園教諭二種免許及び保育士資格の取得を希望する学生は上限が60単位となっている。これらについては履修細則に定めている（資料4-2）。

さらに単位の実質化を図る観点から、例えばキャリア開発学科では1年間の履修制限は45単位であるが、1年次の履修単位数は36単位程度を推奨している。その結果、前学期に講義4科目、演習8科目、実習（インターンシップⅡ）1科目で18単位を履修登録すると、事前・事後学習時間は週 $4 \times 4 + 1 \times 8 + 0 = 24$ （時間）となり、1日平均約3.43時間である。このように、可能な限り単位の実質化に努めている。

シラバスの記載内容については、併設大学も含めて全学統一のフォーマットにしているが、毎年、教務委員会で検討し、適宜見直しを行っている。シラバスには（1）テーマ（ねらい）及び到達目標（2）授業概要（3）授業計画（4）評価方法（5）課題に対するフィードバック（6）教科書及び参考書（7）事前学習・事後学習を必須項目としており、執筆にあたっては、学生に各項目の内容が具体的に示されるよう、記入例を示した作成要領（資料4-9）を提示している。また、科目の位置づけを示すものとして令和元（2019）年度より科目ナンバリングを記載したほか、令和2（2020）年度より「学位授与方針と科目の関連性」を一覧化し、シラバスよりリンクで閲覧可能とした。さらに、令和3（2021）年度からは授業ルーブリック及び課題ルーブリックをファイル添付できるようにし評価基準の可視化を推進している。執筆後のシラバスについては、学科主任、教務委員、学科内FD委員等の第三者チェックを経て、各授業担当者にフィードバックされ、指摘された箇所を修正した後に学生に提示される。また、各学期末に実施される「授業についてのアンケート」の質問に、「シラバスに準じて授業が実施されたか」を問う項目を設けており、

その他設問項目とともに授業実施内容を点検・評価する仕組みとなっている。

本学では、学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法として、アクティブ・ラーニングの実施を推奨しており、アクティブ・ラーニング、双方向型授業、ICTの要素を含む授業についてはシラバスに明示することとしている。令和元（2019）年度より導入した UNIPA 上には、課題管理・クリッカー・プロジェクト管理等の WEB ラーニング機能が含まれており、アクティブ・ラーニングを導入しやすい環境が整備された。本学は各学科の専門性もあり非常に多くの演習・実験・実習科目を有しておりアクティブ・ラーニングや双方向型の授業を積極的に取り入れてきたが、WEB ラーニング機能の活用により演習・実験・実習科目だけでなく、講義科目においてもアクティブ・ラーニングを実施する科目が増加している。

履修指導については、在学生は 3 月末に、新入生は 4 月の入学式後に履修に関するオリエンテーションを毎年実施している。学生は各自で履修登録を行うが、免許・資格取得に必要な科目の登録漏れや、卒業に必要な科目の登録漏れについては、個別指導を行っている。また、指導主任制度（資料 4-10）を導入しており、各指導主任は出席不良学生の指導、学生生活への不安を抱える学生への面談等、きめ細やかな指導を行っている。成績不振学生については、定期的に各指導主任に面談を依頼し、面談記録の提出を求めている。令和元（2019）年度より導入した UNIPA では、指導主任が学生の出席状況・単位修得状況・履修登録状況や面談記録等にアクセスすることができるなど、リアルタイムでより詳細に学生の状況を把握することができる体制となった。

また、授業形態に配慮した 1 授業あたりの学生数について、「中村学園大学(含む短期大学部)授業担当基準に関する内規」（資料 4-11）では授業形態ごとに 1 授業あたりの学生数の基準を定めている。履修登録期間終了後に、基準を越える授業の一覧を教務委員会（資料 2-9）で報告し、履修制限やクラス分割について随時検討している。履修制限については 2 月末までに検討し次年度の履修登録前に学生に明示している。クラス分割については当該年度の履修登録の状況により、教務委員会・教授会の議を経て実施（資料 4-12）するほか、次年度の教育課程編成時に、開講クラスの分割・統合について総合的に検討している。

各学科における教育の実施にあたっての内部質保証推進組織等の関わりは次のとおりである。各学科にて検討した教育内容は教務委員会で審議される。審議した内容を全学内部質保証推進組織である「審議会」に挙げることにより、全学における内部質保証を意識した取り組みを推進するとともに、教育改善活動を推進する FD センターと連携をとりながら進めている。

【COVID-19 に対応した教育体制】

COVID-19 が流行した令和 2（2020）年度は、シラバスの修正と修正通知により学生の混乱を回避するとともに、対面授業が全て禁止された 4 月と 5 月においても「学習の継続」を念頭に遠隔授業を実施した。6 月からは、COVID-19 感染拡大防止を念頭に、演習や実験・実習など対面授業が教育上必要な科目については教室の定員管理及び手指消毒や教室消毒の対応を徹底した上で実施した。一方で、講義科目や一部演習科目では、授業の内容（授業資料や動画）や課題を掲示する「オンデマンド型」、リアルタイムで行う「同時双

方向型」の 2 つのタイプから教員が選択し実施したが、リアルタイムの「同時双方向型」では、学生同士や教員と学生の相互作用を含む授業を可能にした。実施に当たっては様々な問題点（教員及び学生の遠隔授業への不慣れ、通信環境・設備環境・課題の質や量・試験の実施形態等）が生じたが、教員間で情報を共有し、短期大学部長、学科主任及び教務委員会を中心に教育の質を落とすことなく学生の負担を軽減し最善な対応を取った。学外実習やインターンシップにおいても延期や中止を余儀なくされたが、各実習担当教員の指導の下、学生は徹底した健康管理と感染拡大防止策を講じ、実習日程の再調整や学外実習の一部を学内演習に代替して実施するなどの措置をとることによって、当初の予定に変更は生じたものの授業内容の質を落とすことなく学習を遂行している。

実際に、COVID-19 における教育の質を担保する対応として、次の内容を実施している（資料 4-13）。

- ・ 対面授業と遠隔授業を併用して実施。
- ・ 対面授業については、1 授業あたりの受講者数を教室収容定員の半分以上で実施。また、窓やドアを常時開放する等で教室内の換気を徹底。
- ・ 実験・実習科目については、同一授業内でグループを分けて実験室、実習室内で密にならないように配慮。
- ・ 遠隔授業については、「オンデマンド型」、「同時双方向型」で実施。オンデマンド型については、UNIPA を活用し、音声付きパワーポイントや動画を配信。学生の受講状況は課題提出等により把握した。同時双方向型では Microsoft Teams や Zoom などのテレビ会議システムを活用して実施。
- ・ 遠隔授業導入に伴う授業計画の変更については、シラバスで学生に告知し、実施する回についてもシラバスで明記することで学生に告知。
- ・ 遠隔授業に際しての著作権、肖像権についての注意事項を教員、学生へ配信。
- ・ 教科書販売について、対面での販売からウェブサイトでの購入に変更。
- ・ 前学期に学生対象に実施した遠隔授業についてのアンケート結果（資料 4-14）を受け、FD センターが中心となり、各学科で授業に関する方針を検討し、学生へ配信。

以上のことから、COVID-19 感染拡大の状況下においても教育の質の維持・向上の観点から学生の学習の活性化と効果的な教育を行うための様々な措置を講じていると判断できる。

4.1.5. 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点 1：成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

- ・ 単位制度の趣旨に基づく単位認定
- ・ 既修得単位等の適切な認定
- ・ 成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置
- ・ 短期大学士課程の卒業要件の明示
- ・ 成績評価及び単位認定に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

評価の視点 2：学位授与を適切に行うための措置

- ・ 学位審査及び卒業認定の客観性及び厳格性を確保するための措置
- ・ 学位授与に係る責任体制及び手続の明示
- ・ 適切な学位授与
- ・ 学位授与に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

本学は、短期大学基準に照らして成績評価、単位認定及び学位授与は適切に行われていると評価できる。

その理由として、成績評価及び単位認定を適切に行うための措置及び学位授与を適切に行うための措置を講じていることなどが挙げられる。

本学の成績評価及び単位認定に関わるルールは、「N ガイド」（資料 1-6）及びウェブサイトに掲載されており、新入生オリエンテーション、在学生オリエンテーションで周知している。

単位認定は、学則第 5 章に基づいて授与され、「学生が授業科目を履修した場合には、試験の上、合格した者に対して所定の単位を与え、試験の成績評価は、秀、優、良、可、不可をもって表わし、可以上を合格とし、不可を不合格とする。」と規定している。

既修得単位の認定については、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学または短期大学において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生により履修した単位を含む）を、教授会の議に基づき、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができるものとしている。具体的には、教務委員会を中心に当該学生から提出された成績証明書やシラバス等を基に単位認定を検討し、学科会議での審議を経て教務委員会、審議会、教授会にて審議の後、30 単位を超えない範囲で認定している（資料 1-1）。

単位認定のための成績評価は、シラバスに記載された到達目標について、授業計画・評価方法・評価基準に従って設定されている。成績評価基準を明示し厳格な成績評価を実施するため、授業担当者は到達目標に基づいて授業計画を立て、評価基準とその方法についてシラバスに明示している。成績評価方法は授業形態や科目の内容によって様々な違いはあるが、主に筆記試験、課題・レポート、発表などを評価し、評価基準に達した者に対して所定の単位を認定している。また課題・レポート、発表については、ルーブリック評価を取り入れ評価の可視化を図っている。なお、学期末試験の受験資格として、授業への出席回数が授業回数の 2/3 以上であることを原則としている。本試験への欠席・遅刻についても厳格に対応し、理由を添えた追試験を提出することにより教務委員会にて認められた場合にのみ受験可能となる。また、シラバスには事前・事後に必要な学修内容及び時間を示し、学生自身の自学自習を促している。

その評価方法は必ずシラバスに記載することが義務付けられているが、厳格性を保つためにシラバスの公開後に成績の評価方法を変更することはできない。また、成績は UNIPA で発表するが、内容に関して質問がある学生は、教務部および担当教員へ問い合わせをすることができる。これにより、科目担当教員は評価内容を説明する必要性が生じるため、常

に客観性、厳格性が求められる。また、成績発表後に成績を変更する必要がある場合は、教務部部長、教務委員、学科主任等の承認を求める必要がある。

本学は、全学科において卒業要件を定めており、学生には「N ガイド」で公開している。卒業要件は、卒業に必要な在学年数及び単位を定めており、学生に新入生オリエンテーション、在学生オリエンテーションで周知している。短期大学士の学位授与については、各学科が定めるカリキュラムの所定の科目を履修し、学科の学位授与方針に基づく科目の達成評価により、担当教員による成績評価と単位認定を行った結果、卒業に必要な単位を修得した学生について、教務委員会及び教授会の議を経て、学長が卒業認定及び学位授与を行っている（資料 4-15）。

令和 2（2020）年度は COVID-19 の影響により通常の定期試験の実施が困難となったため、対面試験に加えて WEB 試験を導入し、科目によっては通常の定期試験による評価から、授業ごとにレポート、小テスト、課題等を用いた総合評価による成績評価に変更した。評価方法の変更に関してはシラバスを更新し学生に告知した。

以上のことから、成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っていると判断できる。

4.1.6. 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点 1：分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定（特に専門的な職業との関連性が強いものにあっては、当該職業を担うのに必要な能力の修得を適切に把握できるもの。）

評価の視点 2：学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発

《学習成果の測定方法例》

- ・ アセスメント・テスト
- ・ ルーブリックを活用した測定
- ・ 学習成果の測定を目的とした学生調査
- ・ 卒業生、就職先、進学先への意見聴取

評価の視点 3：学習成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わり

本学は、短期大学基準に照らして学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価していると評価できる。

その理由として、専門職を養成する学科においては学習成果を測定するための指標を適切に設定していること、学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法を整えていることなどが挙げられる。

学習成果とは、各学科が学位授与方針に定めている教育目標の達成であり、その目標が達成されたか否かは卒業認定によって判断することができる。本学には、専門職を養成する学科として栄養士を養成する食物栄養学科と保育士・幼稚園教諭（二種免許）を養成す

る幼児保育学科があるが、学習成果は目標とする免許・資格の取得によって判断できる。さらに、食物栄養学科では、一般社団法人全国栄養士養成施設協会が主催する「栄養士実力認定試験」を受検することによって学習成果を絶対評価できる。また、幼児保育学科では、2 回の幼稚園教育実習と 3 回の保育実習の際、実習先の責任者による学生への評価を実習担当者が集約し、学科会議において報告することで、学科における教育への還元を図っている。

本学では、すべての学科がその特性に応じた教育目標を達成した者に短期大学士の学位を与えることを学位授与方針において明記し、この方針に基づいて適切に学位の授与を行っている。また、学位授与方針を踏まえた教育課程の編成、当該教育課程における学生の学修方法、学修成果の評価の在り方等を教育課程の編成・実施方針に示している。具体的には、学習成果の具体的な把握・評価方法について、シラバスに示された観点別評価方法に準拠することを明記している。さらに、3 つのポリシーに基づいて、大学教育の質保証に向けた PDCA サイクルをより適切に機能させるためには、個々の授業の学習成果及び学位プログラム全体の教育成果を可視化し、全学共通の考え方や尺度（アセスメントプラン）（資料 4-16 [ウェブ]）によって評価し、その結果を改善につなげる必要がある。そこで、全学共通の評価に対する考え方を、本学のアセスメント・ポリシー（プラン）として明確化するため、令和 2（2020）年度にかけて全学的な検討を行い策定が終了している。令和 3（2021）年 4 月以降に本格的に活用していく予定である。

学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法として、本学では、アセスメント・テスト、卒業生を対象としたアンケート、授業アンケート、学生生活実態調査などを用い、学修成果の評価・判定を行っている。

学習成果の基本的な測定手段である筆記試験やレポート課題（アセスメント・テスト）は、必ずシラバスに記載することになっている。作成にあたっては、各科目の到達目標に準じて作成し、各科目の学習効果を計る。

また、学習成果の測定方法の一つとして卒業生及び卒業生の就職先企業に対して「学位授与方針」に関するアンケート調査を行っている（資料 2-19 [ウェブ]）。令和 2（2020）年度に実施した卒業生対象のアンケートでは、学科間や質問項目により回答結果に差があるものの、概ね学位授与方針で求められている能力・資質を身に付けたと回答した。卒業生の就職先を対象としたアンケートについても、例えばキャリア開発学科においては、「主体的行動力」は 75.4%、「問題を見つけ、解決方法を考える力」は 67.7%、「コミュニケーション能力」は 86.2%が「身に付けている」という評価を得られた。一方、外国語を使う能力・資質が十分ではないと回答した卒業生が多く、また就職先の回答においても十分ではないとの回答が寄せられた（資料 4-17）。

さらに、学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法として、学期末に授業アンケート（資料 4-18）を実施している。このアンケートは、学生自身の学修の振り返りや学生視点の授業改善を図ることを目的としており、全学的な FD 活動の一環として学期ごとに実施している。平成 27（2015）年度から WEB システムを運用しており、履修学生はパソコンやスマートフォンから回答することができる。この WEB システムにより、授業担当教員が学生からのアンケートの感想や自由記述に対するコメントを登録する

ことが可能であり、学生と教員のアンケート結果の相互共有を図ることで学生の意見を活かした授業改善が可能になっている。また、学生は同じ授業を履修していた他学生の回答も含めた全体結果を閲覧可能であり、全体と比較した際の自身の立ち位置を確認することができるようになっている。また平成 31（2019）年 4 月に導入した UNIPA が有する学習ポートフォリオ機能を利用して、学生自らが振り返り、自己評価を行っていくことができるよう取り組みをさらに推進していく予定である。

授業アンケートと同様、学習成果の把握及び評価するための方法として、学生生活実態調査を実施している（資料 2-18 [ウェブ]）。広範囲な学生生活の実態と学習成果の関連について各学科でその結果を精査し、学生の実態に合った学習成果の改善と向上のためのレポートを提出している（資料 3-6）。

ループリックを活用した学習効果の測定については、導入している学科・教員により差があったため、FD センターの主導でループリックの作業部会を設置し、令和 2（2020）年度にはまず実施状況の調査を行った（資料 4-19）。令和 3（2021）年度開講科目からは、現在利用しているループリック表をシラバスに添付し、履修登録の段階から学生が確認できるように準備を進めている。ループリックは、新入生・在学生オリエンテーションの際や、初年次教育科目を通して、その意義を学生へ説明する予定である。今後はループリックのフォーマット化を進めることに加え、現在は非常勤講師担当科目での導入が十分でないことから、全学科において導入できるよう計画している。

学習成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わりとして、本学では、学長をトップとした審議会がその機能を担っており、審議会は、自己点検・評価体制（PDCA サイクル）の最上位組織として自己点検・評価委員会の報告等をもとに全学的な見地から自己点検・評価活動の公平性と実効性を図り、定期的な内部質保証システムの検証及び改善を行っている。また、FD センターでは、審議会で定められた教学マネジメントの基本方針や基本計画をもとに、全学的な FD の実施を担っており、教務委員会と協働し教育改善活動を推進するとともに、学科並びに併設大学と協力し、教育の質的向上や授業改善に取り組んでいる。前述の授業アンケート結果（資料 2-17 [ウェブ]）は、当該審議会及び FD センターで報告、検証を行っている。

以上のことから、学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価していると判断できる。

4.1.7. 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

・学習成果の測定結果の適切な活用

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学は、短期大学基準に照らして教育課程及びその内容・方法の適切性について定期的

に点検・評価を行っており、また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っている」と評価できる。

その理由として、授業科目レベルなどの各レベルで適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価を行っていること、また、その結果に基づいて改善・向上に取り組んでいることなどが挙げられる。

本学における教育課程の編成・実施方針に沿った学修成果の点検・評価及び改善・向上について、授業科目、学位プログラム、機関の各レベルで次のように取り組んでいる。

〔授業科目レベル〕

本レベルでは、成績評価の結果、インターンシップなどの学外実習の評価結果、出席状況、授業アンケートの結果などにより、点検・評価を行っている。例えば授業アンケートの結果は、授業担当教員個人の授業改善に役立てることはもちろん、カリキュラムの検討をする場合などにも参考としている。また、授業アンケートの結果を公表することにより、教員組織の授業改善に向けた意識の向上にも役立っている。

また、本学では、教員の意欲向上と授業改善の活性化を図ることを目的として、教育内容・方法の改善に取り組み、教育実践に顕著な成果をあげた教員を「ベストティーチャー賞」として表彰している。公開授業ではベストティーチャー賞（資料 4-20）受賞者や新任教員の担当授業を参観推奨科目とし、参観者は参観後に授業方法や内容についてコメントを記載し、被参観者へフィードバックしている。令和 2（2020）年度は、COVID-19 感染防止対策のため対面授業による参観は出来なかったが、授業担当者が実施しているオンライン授業をサイボウズ Garoon にアップロードし、その内容を共有することによってオンラインでの授業参観とした。また、「公開授業」については併設高校も対象とし高大接続教育活動の一つに位置付けている（資料 4-21）。

〔学位プログラムレベル〕

本レベルでは、成績状況（GPA、修得単位数等）、検定資格取得状況、海外留学者数、インターンシップ参加者数、シラバスの第 3 者チェックなどにより、点検・評価を行っている。例えば GPA については、食物栄養学科及びキャリア開発学科では、2 年次の履修単位の上限の変更や、食物栄養学科ではフードスペシャリストの履修制限に活用している。また GPA は、指定校推薦入試の際の指定校の選定、被依頼人数の決定などにも活用しており、教育課程の点検・評価の利用に留まらない。検定資格に直接関連する学科はキャリア開発学科であるが、授業科目と関連付けて検定資格の取得に力を入れており、取得状況がカリキュラムの点検・評価、そして改善・向上に繋がっている。

〔機関レベル〕

本レベルでは、成績状況（GPA、修得単位数等）と学生生活実態調査（資料 2-18〔ウェブ〕）による点検・評価を上げることができる。例えば学生生活実態調査では、教育環境、授業内容及び授業方法についての意見・要望を収集している（資料 4-22）。収集した結果は、集計の後に学科及び事務局にフィードバックされる。各学科及び事務局は、成果と改善に関するレポートを作成し、審議会で検証を行うことで、教育の質向上や授業改善に取り組んでいる（資料 3-6）。

また、毎年 9 月に実施している教育ワークショップでは、併設大学を合せた 4 学部 7 学

科による事例発表や事務局からの情報提供など教職協働でFDを推進している（資料4-23）。

以上のような評価指標に、入学前・入学時の検証と卒業時・卒業後の検証のための指標を加えたアセスメントプランを令和 2（2020）年度に策定した（資料 4-16 [ウェブ]）。このアセスメントプランは令和 3（2021）年度より本格的に活用される予定である。これにより、学生受け入れの方針に基づき入学してきた人材を、教育課程の編成・実施方針に即した学修を進めさせることにより、学位授与方針を満たす人材として育成できているかどうかについて、機関（大学）、学位プログラム（学科）、授業科目のそれぞれのレベルで学修成果を評価することで、その結果を教育・授業改善、並びに学生自身の成長に繋げていくことが期待される。

以上のことから、教育課程及びその内容・方法の適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っていると判断できる。

4.2. 長所・特色

本学は、教育の可視化に向けた取り組みである履修系統図（資料 4-3～5）及び科目のナンバリング（資料 4-6）を整備している。この取り組みにより、3つのポリシー（特に学位授与方針）に沿って科目を配置することで、学生は学位授与方針を達成するためにどのような科目を履修すればよいのか、また、科目の分野、水準、履修順序、授業形態などを知ることができる。

また、授業や教育課程において科目の到達目標に対してどの程度の達成状況かを可視化できるルーブリック評価を令和 3（2021）年度から全学的に導入予定であり、シラバスに記載することになっている（資料 4-9）。ルーブリックにより、学生は学習目標の達成度を判断することができるため、学習意欲の向上に繋がることが期待できる。

さらに、単位や卒業、修了認定の適正化に向けて令和 2（2020）年度にアセスメントプランを導入した（資料 4-16 [ウェブ]）。これにより、内部質保証システムの PDCA サイクルをより有機的に機能させることができる。

なお、現在学修到達度表（DP ルーブリック）は策定できていない。そのため、今後は学位授与方針の到達度について、学生が自己評価できるように学修到達度表を策定する予定である。

4.3. 問題点

本学では、学生の学習効果をより高めるために原則的に学期末に授業アンケートを実施しているが、この場合、教員自身の授業改善及び次年度の学生支援には繋がるが回答した学生の授業科目にフィードバックすることができない。そのため、一部の学科ではすでに実施しているが、学期途中の授業アンケートを実施し、時を移すことなく適切な授業改善に繋げる必要がある。令和元（2019）年度に導入した UNIPA は、WEB アンケート機能を有するため、システムを活用し学期途中に授業アンケートを実施しても、アンケート結果を即座に授業改善へ反映させることが可能である。

また、卒業生及び就職先を対象とした学位授与方針に関するアンケートにおいて能力・資質の満足度が不足する項目については、効果的な授業の在り方をカリキュラムも含めて

検討する必要がある。

4.4. 全体のまとめ

本学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を定めて学生へはNガイドで周知する一方、ウェブサイトでも公表している。また、教育課程の編成・実施方針に則して、十分な教育上の成果を上げるための教育内容を備えた体系的な教育課程を編成するとともに、効果的な教育を行うためCAP制の導入など様々な措置を講じ、学位授与を適切に行っている。さらに、学位授与方針に示した学習成果の修得状況を把握して評価するため授業レベル、学位プログラムレベル、機関レベルでの点検・評価を行っている。今後も、授業レベルにとどまらず学位プログラムレベル、機関レベルでの教育課程全体の改善・向上に向けた取り組みを推進する。

また、継続的に卒業生や就職先によるアンケート調査のほか、令和3（2021）年度はアセスメントプランに沿った点検・評価を実施して教育の質向上に努めるとともに、高い就職率を維持するためのキャリア教育の促進を図っていく。

以上のように、本学は自ら掲げる理念・目的を実現するために、学位授与方針及び教育課程編成・実施方針を定め、常に効果的な教育を行うための諸施策に取り組んでいることから、短期大学基準に照らして概ね適切であると判断できる。

第5章 学生の受け入れ

5.1. 現状説明

5.1.1. 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表

評価の視点2：下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定

- ・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像
- ・入学希望者に求める水準等の判定方法

本学は、短期大学基準に照らして適切な学生の受け入れ方針を定め、公表していると評価できる。

その理由として、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表をしていること、求める学生像等を踏まえた学生の受け入れ方針を設定していることなどが挙げられる。

本学は、建学の精神及び本学の教育目標に基づき、「学位授与方針」「教育課程の編成・実施方針」との整合性を考慮した上で、全学組織である入学試験運営委員会（資料 5-1）において「アドミッション・ポリシー（入学者の受け入れ方針）」（以下、「学生の受け入れ方針」という。）を適切に設定している。

加えて、学生の受け入れ方針では、学科の教育目標、教育内容のみならず、入学前の学習歴、入学者に求める学力水準や能力、素養等を明確にし、学科の「求める人物像」として明示している（資料 1-2～5 [ウェブ]）。

本学では、3 学科それぞれの特色や専門分野の特性、社会的な役割などを反映した学科独自の教育目標や 3 つのポリシー、入学の段階で習得しておくべき内容や学力水準について「入学前の学習について」に策定し、ウェブ及び大学案内に明示するとともに大学案内は、資料請求者に配布している（資料 1-2～5 [ウェブ] , 1-8）。

また、本学のステークホルダーである高等学校、高校生や保護者等に対し、3 つのポリシーへの理解が深まるよう「FD センター」（資料 2-5）においてダイジェスト版を策定し、ウェブサイトで公開している。

なお、毎年 11 月に開催される入学試験運営委員会（資料 5-1）において、本学共通・各学科の学生の受け入れ方針に基づき、「学力の 3 要素」を多面的・総合的に評価するために、入学選抜における出願資格や方法、判定方式を点検し、適切な見直しを行っている。特に、学校推薦型選抜では、各試験科目において、学生の受け入れ方針を踏まえた評価の観点を各年度に公表基準として策定し、適切な選抜を行っている（資料 5-2）。

公表に関しては、本学共通・各学科のウェブサイトで広く一般向けに行っている他、大学案内や入学試験要項等に記載し、各種の進学説明会や出張講義、本学主催の各種学生募集イベントにおいて紙媒体での配布や説明を行い、広範な周知を図っている。

さらに大学案内では、学生の受け入れ方針を教育課程の編成・実施方針や学位授与方針、

取得可能な免許資格や将来の進路と併記し、本学の教育をとおしてどのような力を発展向上させるかを体系的に明示している（資料 1-8）。

以上のことから、学生の受け入れ方針を定め、公表していると判断できる。

5.1.2. 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

評価の視点 1：学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定

評価の視点 2：授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

評価の視点 3：入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備

評価の視点 4：公正な入学者選抜の実施

評価の視点 5：入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

本学は、短期大学基準に照らして適切な学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施していると評価できる。

その理由として、学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度を適切に設定していること、入学試験運営委員会と入試広報部が連携して入学者選抜実施のための体制を適切に整備していること、公正な入学者選抜の実施に努めていることなどが挙げられる。

本学は、本学全体及び 3 学科の学生の受け入れ方針に沿った学生を受け入れるために、オープンキャンパスや大学説明会、高等学校への出張講義等で教員による模擬講義を行い、高校生に対して本学の教育内容を直接説明し、学科の教育方針の理解を促すことで、明確な目的意識を持った志願者の確保に努めている。

なお、毎年度 3 回実施しているオープンキャンパスには、多数の生徒と保護者が来場している（資料 5-3 [ウェブ]）。オープンキャンパスは、学内見学や模擬授業の参観、在学生による案内や学科説明などをとおして、志願者の本学の教育内容や各学科の教育方針の理解に役立っており、その結果として明確な目的意識を持った志願者の確保に貢献している。令和 2（2020）年度は、COVID-19 感染防止対策として夏のオープンキャンパスはやむを得ず中止し、代わりに「WEB de オーキャン！」を実施した（資料 5-4）。

入学者選抜においても、学生の受け入れ方針に適合する学生を受け入れることができるよう、多様な観点から受験者の学力や資質を評価する選抜試験を実施している。求める人物像にふさわしい資質を持った学生を適切に見出すための方策の一つとして、学校推薦型選抜では事前に選考基準を公表している（資料 5-5）。公表基準では、「学力の 3 要素」（「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」、「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度」）を基本とし、面接試験、小論文試験（英単語や漢字の記述式問題を含む）、

調査書の評価においてどのようなところをみるのか、どの程度の比重で扱うのかを明示している。入学希望者が入学前にどのような力を身につけてきたかを判断するために、受験の申し込みの際に調査書とともに様々な活動や能力、取得資格等の水準を証明する書類（例えば、生徒会活動や文化・スポーツ活動、TOEIC や英検など資格や技能検定の保持を証明できる書類など）を求め、面接試験及び小論文試験の結果と合わせて志願者の意欲、適性、能力、基礎学力を多面的・総合的に評価している。

本学は、入学者選抜の出願手続きにおいて、入学志願者から氏名、年齢、性別、出身校、住所や調査書に記載された内容など多くの情報を入手するが、出願手続段階における公正確保のために、評価・判定に用いない情報、例えば保護者に関する情報などは求めている（資料 5-6）。

本学は、学校推薦型選抜、一般選抜、大学入学共通テスト利用選抜などのほかに、社会人の学び直しなど生涯学習の場としての機能の充実を図るために社会人特別入学試験を実施している。さらに、令和 3（2021）年度入試から、キャリア開発学科において総合型選抜を取り入れ、学科関連分野に秀でた能力を有する学生の確保に努めている（資料 5-7）。総合型選抜では、学生の受け入れ方針や教育内容を十分に理解するとともに、勉学意欲が高く、高等学校等での活動に特色を持つものに対して、提出された書類に基づく審査及び時間をかけた面接等により、学校推薦型選抜や一般選抜では測れない受験者の資質や学ぶ意欲等を総合的・多面的に評価を行い、入学の機会を提供している。さらに、令和 4（2022）年度入試からは幼児保育学科においても拡充して実施し、幼児教育・保育分野に秀でた能力を有する学生の確保を検討している。

本学の入学資格、手続き等については中村学園大学短期大学部学則（資料 1-1）に明記されており、入学志願者の募集に関する重要事項や入学試験の実施体制等について審議する組織として入学試験運営委員会を設置している（資料 5-1）。入学試験運営委員会は、学長を委員長とし、短期大学部長、各学科主任、各学科から選出された委員 1 名、事務局長、入試広報部事務部長を構成員としている。さらに令和 2（2020）年度から併設の大学と統合し、全学的な組織体制のもと毎月定期的に開催し、入試要項の作成や入学試験の方式・日程等について協議を行っている。また、入学試験運営委員会の下部組織として短期大学部長を委員長とする入学試験実施委員会を設置し、入学試験実施委員会の総括のもとに厳正なる運営方法により選抜試験を実施している。

入学試験の問題作成及び点検においては、各入学者選抜で、学長から委嘱された複数名の出題委員、出題点検委員を置き、問題点検においては、試験実施前だけではなく、試験実施中及び実施後においても速やかに、出題者以外の者も含めて点検を行うことにより、出題ミスの防止及び早期発見に努めている。なお、試験実施前の作成段階においては、別途出題点検委員を置き、第三者の視点から点検を行い、学習指導要領や設定した出題範囲との関係について確認するとともに、問題の文面だけではなく、問題の内容や条件設定についても確認するなど、受験者の立場に立ち、解答が導き出せるかなどについて点検を行っている。

採点の段階においては、解答用紙の氏名や受験番号の部分をマスキングして採点者の目に触れないようにし、記述式の問題については複数人で採点を行う等、様々な方策を組み合わせ、公正を確保している。

入学志願者の募集活動から願書の受け付け、入学試験の実施、合格発表までの入学試験に関する業務については入試広報部が所管している。

合否判定の方法については、入学試験要項に予め公表し、学部の予備査定、役職者会議、教授会、入学試験運営委員会を経て、厳正な合否判定を行っている。なお、判定資料には、評価・判定に関係しない情報は記載しない等の配慮を行っている（氏名はもちろんのこと、性別、年齢、現役・既卒、出身地、居住地域、出身校等、入学志願者の属性に関する記載はしていない）。また、補欠繰り上げ合格発表時においても、成績順位を恣意的に飛ばすようなことはせず、公正・公平な合否判定を行っている。

入学者選抜の透明性を担保するため、入学試験過去問題集の冊子配布及びウェブサイトで公開を行っており、出題の狙いと併せて公開している。また、一般選抜・大学入学共通テスト利用選抜（旧：大学入試センター試験利用選抜）については、希望者に対して個人別の成績開示も行っている。

また、令和3（2021）年度入学試験においては、文部科学省からの COVID-19 に対応した試験実施のガイドラインに則り、入学試験運営委員会において試験の実施方法について審議を重ねてきた。主な対応としては、罹患者等に対し、追加の検定料を徴収せずに別日程への受験の振替対応など入学志願者の受験機会を確保するとともに、安心して受験に臨めるよう、試験実施における本学の感染防止対策について受験票に同封して通知を行うなど策を講じ、試験実施体制を整えた。

受験に際して配慮を必要とする入学志願者に対しては、事前に相談を受け付ける旨を入学試験要項（資料 5-6）において周知している。さらに、受験予定学科の入試実施委員、事務局学生部とも情報を共有し、希望する場合は面談を行い、入学後のサポート体制についても説明を行っている。

また、健康状況に不安を抱える入学志願者及び障がいのある入学志願者に対して、「受験上の特別措置申請制度」を設けている。具体的には「障がい（視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由、病弱その他）により特別措置を希望する場合」「病気や負傷により特別措置を希望する場合」と区分を分け、書類による申請を依頼し、申請書類受理後は、入学試験実施委員長、受験学科の入試実施委員及び入試広報部において対応を協議・決定し、入学試験運営委員長（学長）に報告するものとし、別室受験や試験会場内での座席配置の配慮など、不利益が生じないよう、適切に対応している。

なお、授業料その他の納付金については、大学案内（資料 1-8）に記載するとともに、本学のウェブサイト（資料 5-8 [ウェブ]）で公開している。また、奨学金などの経済的支援に関する情報については、大学案内（資料 1-8）とウェブサイト（資料 5-9 [ウェブ]）に明示している。

以上のことから、学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施していると判断できる。

5.1.3. 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に

基づき適正に管理しているか。

評価の視点 1：入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

- ・ 入学定員に対する入学者数比率
- ・ 収容定員に対する在籍学生数比率
- ・ 収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応

本学は、短期大学基準に照らして適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理していると評価できる。

その理由として、入学定員及び収容定員を適切に設定し、在籍学生数を管理していることなどが挙げられる。

近年の 4 年制大学志向の高まりによる短期大学の進学率の減少に伴い、平成 29（2017）年度に、食物栄養学科及びキャリア開発学科の入学定員を合計 100 名減とし、併設大学の栄養科学部にフード・マネジメント学科を開設した（定員：100 名）。これにより、本学のレベルの維持と適正な入学者管理を行うとともに、本学から併設大学への編入学にも寄与している。

各学科の過去 5 年間の志願者数、合格者数、入学者数の推移については、表 5-1 に示すとおりである。過去 5 年間における入学定員数に対する入学者数の平均比率は、食物栄養学科 1.07、キャリア開発学科 1.17、幼児保育学科 1.12 である。

表 5-1 定員充足率

短期大学部全体

	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	平均
入学定員充足率	1.09	1.15	1.13	1.12	1.14	1.13
収容定員充足率	1.11	1.12	1.13	1.11	1.13	1.12

食物栄養学科

	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	平均
入学定員充足率	1.07	1.06	1.09	1.09	1.06	1.07
収容定員充足率	1.07	1.07	1.08	1.08	1.09	1.08

キャリア開発学科

	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	平均
入学定員充足率	1.07	1.24	1.21	1.14	1.19	1.17
収容定員充足率	1.12	1.16	1.23	1.16	1.15	1.16

幼児保育学科

	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	平均
入学定員充足率	1.13	1.12	1.09	1.12	1.14	1.12
収容定員充足率	1.14	1.12	1.10	1.10	1.13	1.12

日本私立学校振興・共済事業団の令和元（2019）年度の入学志願動向の調査結果による

と、69.2%の私立短期大学が定員割れの状況であるが、本学においては、このような厳しい状況を教職員全員が理解し、社会の期待に対応しうる特色ある教育を推進している。そして、学生一人ひとりにきめの細かいサポートに重点を置いたキャリア支援を行い、地域ビジネスを支える人材育成、栄養士や保育士、幼稚園教諭などの免許や資格に強い短期大学として高い社会的評価を受けていることから、毎年入学定員を満たす学生を受け入れることができている。学生受け入れ数の管理にあたっては、過年度の入学手続きの状況等进行分析し、入学定員を超過しないよう細心の注意を払い、入学試験の合否判定を行うこととしており、在籍学生数は教育環境確保の観点から概ね適切に維持できている。

以上のことから、適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理していると判断できる。

5.1.4. 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学は、短期大学基準に照らして学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行い、また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているとして評価できる。

その理由として、入試運営委員会と入試広報部が中心となり適切な根拠に基づく定期的な点検・評価を実施し、その結果に基づく改善・向上に努めていることなどが挙げられる。

入学者選抜については、例年1月から3月に開催される入学試験運営委員会で募集要項、実施方法等の検討を行っている。その検討結果は教授会等において報告し、妥当性について審議を行っている。それに付随して各学科においては、学校推薦型選抜における調査書の評価方法、面接の内容及び評価基準方法等の公正性、妥当性についても定期的に検討している。

入試制度別の募集人員については、各学科や事務局各部局と連携し、入学直後のプレイスメントテストや卒業時のGPA（Grade Point Average）の追跡調査等により定期的に検討を行っている。特に、指定校推薦校の選出にあたっては、出身学生の成績を追跡調査し、毎年繰り返し検討を重ねている。以上のように入試結果や学生の修学状況を総合的に検証し、改善・向上へとつなげており、令和2（2020）年度入試には大学入試センター試験利用選抜を導入、令和3（2021）年度入試からはキャリア開発学科に総合型選抜を採用し、高校時代の活動を踏まえて評価を行うことで、幅広い層の入学者の確保を目指している（資料5-7）。

以上のことから、学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行い、改善・向上に向けた取り組みを行っているとして判断できる。

5.2. 長所・特色

18 歳人口が減少する中、全国でも多くの短期大学が定員割れの状況であるが、本学においては、このような厳しい状況を教職員全員が理解し、社会の期待に対応しうる特色ある教育を推進している。また、併設大学やラーニングサポートセンターとの協働による編入学対策や、教育の質的向上を目指した短期大学部 FD 研修会の開催など、学生一人ひとりに対応した、きめの細かいサポートやキャリア支援の推進を強化することで、選ばれ続ける短期大学を目指している。

この努力により、過去 5 年間の総志願者数は緩やかな右肩下がりに踏み止まっていたが、令和 2（2020）年度入学試験においては、前年比 22.1%の増加に転じた（資料短期大学基礎データ表 3）。大学入学共通テスト利用選抜（旧：大学入試センター試験利用選抜）の新規実施も要因の 1 つではあるが、一般選抜のみで比較しても 11.4%の増加となっている。しかし、令和 3（2021）年度入学試験における志願者数は、再度低下傾向に転じた。このため、令和 4（2022）年度入学試験では、キャリア開発学科で令和 3（2021）年度入学試験で導入した総合型選抜を幼児保育学科においても導入する予定である（資料 5-7）。

また、進研模試による目標偏差値においても全国の短期大学の中でも上位に位置しており、例年の安定した就職率も加わり、高校現場のみならず、社会からも栄養士や保育士、幼稚園教諭などの免許や資格に強い学校としても一定の評価を受けていることから、毎年入学定員を満たす学生を受け入れることができている（表 5-1）。

5.3. 問題点

本学を受験する高校生の約 7 割が福岡県内に所在する高等学校の出身者であり、福岡県外の高等学校から本学を受験する高校生は年々減少する傾向にある。その背景には九州各県の 18 歳人口の減少や経済的理由による地元志向の高まりなどの要因が考えられる。高校生が志望校選択の際に参考にする業者の模擬試験の入試難易度において、本学が上位にランキングされていることから、受験者の安全志向により本学が敬遠される状況が発生し、地元福岡県からの志願者も少しずつ減少している。

このような厳しい環境下において、各学科が適切な学生受け入れ数を確保し、学則に定める各学科の目的と教育方針を体現する人材を育成するためには、広報活動をさらに充実・強化し、ウェブサイトをはじめとする各種広報ツールを通して本学の魅力を高校生や保護者に積極的に発信するほか、オープンキャンパスや個別の学校見学、高等学校での進路ガイダンス等、高校生と直接接触する機会を利用し、各学科の教育内容・特色について理解を促すことで、学生の受け入れ方針に沿った学生の確保を行う必要がある。

学生の進路志望の形態についても多種多様になってきている現在、就職だけでなく 4 年制大学への編入学の選択もできるように、従来の各学科内での指導に加えて、本学全体での指導を検討している（第 11 章参照）。編入学に対する指導内容などの支援体制を早急に整える必要があるが、同時に 4 年制大学への編入学を可能にする学力を保持する学生を受け入れることも必要である。入試での選抜でその見極めができるかが今後の検討事項となる。

5.4. 全体のまとめ

本学では、教育目標を実現するために必要な資質・能力を有した学生を確保するために、毎年、獲得の方法について入試改革を実施し、本学を希望する学生の受験の機会を増やすなど、多種多様な学生を確保するように努力をしてきた。その結果、現在では、その取り組みは概ね成功を収めていると考えている。

しかしながら、現代社会の状況を鑑みた場合、多種多様な進路に対応した入学者の確保のためには、これから検討していかなければならない課題もあることは、明白である。

4 年制大学志向の高まりや専門学校との競合という点で、今後も本学を取り巻く環境は大変厳しい状況にある。この状況下で、社会から選ばれ続ける短期大学として安定した志願者数を維持出来るよう、併設大学と協力・連携した広報活動や継続的な入学試験の見直しは必須となっている。

今後の広報活動における取り組みとしては、本学のリーフレットを継続して制作するとともに、令和元（2019）年に開催した「推薦選抜説明会&短大授業体験会」のリニューアルとして、令和 2（2020）年に開催を予定していた授業体験型オープンキャンパスを COVID-19 収束後に開催し、本学の認知度向上と特長を伝える機会を拡充していく。

また、入学試験については、現行の入試種別ごとの GPA 分析のみでなく、入学した学生の様々なデータの相互関係や傾向を分析し、選抜での評価基準や選抜方法の妥当性など検証を進めていく。並行して、合格者対象の入学前導入教育であるプレカレッジを実施し、大学生活への適応、専門教育への導入などを支援している。また、入学前教育として実施している事前課題によるホームワークとスクーリングを充実させ、入学までの勉学意欲を維持・継続し、本学での授業が円滑に進むよう、高大接続を図っていく。

なお、令和 2（2020）年度は COVID-19 の感染拡大を考慮し、従前の対面型プレカレッジに代えて WEB 配信の形式で実施した（資料 5-10）。

以上のように、本学は自ら掲げる理念・目的を実現するために、学生の受け入れ方針を定め公表するとともに、その方針に沿って学生の受け入れを公正に行うための諸施策に取り組んでいることから、短期大学基準に照らして概ね適切であると判断できる。

第6章 教員・教員組織

6.1. 現状説明

6.1.1. 短期大学の理念・目的に基づき、短期大学として求める教員像や各学科の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：短期大学として求める教員像の設定

・各学科で求める専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等

評価の視点2：各学科の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

本学は、自ら掲げる理念・目的に基づき、短期大学基準に照らして短期大学として求める教員像や各学科の教員組織の編制に関する方針を明示していると評価できる。

その理由として、本学は求める教員像を設定していること、各学科の教員組織の編制に関する方針を「理念に沿った目的実現のための方針」に明示していることなどが挙げられる。

本学では、「理念に沿った目的実現のための方針」に「教員・教員組織」の項目を掲げ、次のように定めている（資料 1-13 [ウェブ]）。

- ・学科の目的を達成するため、建学の精神を理解し教育研究活動を実践できる教員組織を編成する。
- ・学科の教育研究分野および学生収容定員を基本とした、短期大学設置基準や各種免許法等の関連法令に基づく適正な教員組織を編成する。
- ・全学的な基準に加え、学科ごとの教育内容に即し教育効果を発揮できる教員組織の充実に向けて教員の募集・採用・昇格等に取り組む。
- ・教員の資質向上を図るため、FD 活動を推進するとともに、教員組織が適切であるか定期的に点検を行い、その改善に努める。

この方針を前提として、短期大学としての「求める教員像」及び「教員組織編成方針」（資料 6-1）を明示し、教員選考時には候補者がそれらと合致するか否か確認することとしている。

具体的には、「求める教員像」として、本学の建学の精神を十分に理解する者、教員としての職務と責任を自覚する者、熱意と愛情をもって学生の成長を促す教育・指導・支援を行う者、研究成果を学生教育に還元し社会および地域に貢献する者、新しい発想をもって多様な価値観を受容しつつ柔軟に対応する者など、単なる知識や研究内容を教授する能力だけでなく、建学の精神に沿った人間教育を施せるかどうかを重要視している。

教員組織の構成については、短期大学設置基準や教育職員免許法、栄養士法等関連法令に基づくとともに、各学科の教育方針と学位授与方針、学生の受け入れ方針及び教育課程の編成・実施方針の 3 つのポリシーを実現するために必要な教員を適切に配置することと

している。また、各学科における教育研究活動を継続的に実施すべく、職位・年齢・性別・学問分野等のバランスを考慮した教員採用計画を立案している。さらに新規教員の任用の際は、広く一般に公募することを前提とし、透明性・適切性を担保しつつ、公正・公平に選考を行っている。

教員組織構成はウェブサイトを紹介して職位別教員数、年齢構成、ST 比等学内外へ公表している（資料 2-20 [ウェブ]）。

さらに、「中村学園大学（含む短期大学部）教員任用規程」（資料 6-2）、「中村学園大学短期大学部教員選考に係る資格基準内規」（資料 6-3）、「中村学園大学（含む短期大学部）教員資格審査専門委員選出に関する審議会申し合わせ」（資料 6-4）、「人事選考手続きについて（審議会申し合わせ）」（資料 6-5）にて規定された全学的な基準に加え、教育内容に即した必要要件を柱とした教員組織の編成に向けて教員の任用を実施している。

以上のことから、理念・目的に基づき、短期大学として求める教員像や各学科の教員組織の編制に関する方針を明示していると判断できる。

6.1.2. 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

評価の視点 1：短期大学全体及び学科ごとの専任教員数

評価の視点 2：適切な教員組織編制のための措置

- ・教員組織の編成に関する方針と教員組織の整合性
- ・教育上主要と認められる授業科目における専任教員（教授又は准教授）の適正な配置
- ・短期大学士課程の目的に即した教員配置
 - （・国際性、男女比
 - ・専門職学科における実務家教員の適正な配置（研究能力を併せ有する実務家教員の適正な配置を含む）
- ・教員の授業担当負担への適切な配慮
- ・特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成への配慮

評価の視点 3：教養教育の運営体制

本学は、短期大学基準に照らして教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編成していると評価できる。

その理由として、本学全体及び学科ごとの専任教員数が短期大学設置基準を満たしていること、教員組織編制のための適切な措置を講じていることなどが挙げられる。

本学全体及び学科ごとの専任教員数は、いずれも短期大学設置基準を満たしており、栄養士養成や教員・保育士養成といった専門職養成課程を有する学科においては、関係法令

に則り、専門性を有する教員を配置している。教員採用においては、公募を前提とし、各学科の教育課程の編成・実施方針に沿った専門教育を実施でき、かつ、教育上主要と認められる授業科目については専任教員を配置することを念頭に置いている。専門分野の学位保持者や教育経験者を優先して採用することで、教育目的に即した教員配置が可能となっている。教育システム・教育内容を滞りなく継承するべく、年齢構成を考慮した職位（教授、准教授、講師、助教）での公募も心掛けている。

助教以上の専任教員の年齢構成は、60歳代が5名（15.6%）、50歳代が10名（31.3%）、40歳代が12名（37.5%）、30歳代が3名（12.5%）、20歳代が1名（3.1%）と40～50歳代が3分の2を占めており、教育・研究の両面において経験が豊富であり、高い専門性を有する教員が配置されている（短期大学基礎データ表5）。一方、外国人教員は1名に留まっており、また、男女比も同比率とはいえないが、専門分野の学位や教育研究経験を優先した教員組織を編制する必要があるため、単純に外国人教員や女性教員を増やすことを目標とすることは困難である。教員の授業担当負担への適切な配慮については、「中村学園大学(含む短期大学部)授業担当基準に関する内規」（資料4-11）において、職位、役職別に過度な負担とならないように配慮を行っている。また、短期大学士養成の観点から、実務経験を有する教員の必要性を考慮し、教員採用選考の際には、研究業績に加え実務経験の有無を重要視している。大学教員には教育と研究の両立が求められるが、実務家教員は、入職後に個人研究に加え複数の研究者グループで構成される「プロジェクト研究」（資料6-6）に参画することで、研究遂行能力の向上が期待されている。

なお、本学は、教育目標の達成と全学的FD推進を図ることを目的に、併設大学と合同で教養、情報、教職に関する教育センターを組織している。教養教育の運営を担う教養教育センターは、一般教育セクション、体育セクション、外国語教育セクションに所属する助教以上の教員の中から学長が委嘱して組織している。教養教育センター長は、教養教育等の授業科目の編成と実施を審議する併設大学と合同の教養教育委員会の委員長を務める（教養教育委員会細則第1条、資料4-7）。教養教育科目の新設や変更といった教養教育科目の編成については、各学科会議にて内容を精査し、併設大学と合同の教養教育委員会で確認され、同じく併設大学と合同開催される教務委員会に諮られたのち、審議会を経て教授会で承認される。本学の教員だけでなく、併設大学の教員にも意見が求められる仕組みとなっており、質保証の観点から高いレベルを維持できるものとなっている。

以上のことから、教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制していると判断できる。

6.1.3. 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

評価の視点1：教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇格等に関する基準及び手続の設定と規程の整備

評価の視点2：規程に沿った教員の募集、採用、昇格等の実施

本学は、短期大学基準に照らして教員の募集、採用、昇格等を適切に行っていると評価

できる。

その理由として、教員の職位ごとの募集、採用、昇格等に関する基準及び手続を設定し規程も整備していること、また、その規程に沿った教員の募集、採用、昇格等を実施していることなどが挙げられる。

本学における教員の募集・採用・昇格に関する基準及び手続は、「中村学園大学短期大学部教員選考に係る資格基準内規」（資料 6-3）に基づき、教育と研究の双方の視点で総合的に審査し決定している。教員の募集に関しては公募により行っている。専任教員の採用の際の資格審査にあたっては、短期大学部長と教授会で選出された 6 名の教員、計 7 名の委員による「教員資格審査委員会」にて行う（資料 6-2）。

教員資格審査委員会の委員は、定められた選考手続に従って選出した採用候補者を教員選考委員会に具申し、それを受けて学長、併設大学の各学部長、短期大学部長、短期大学の当該学科主任、短期大学部から選出された教授 3 名、教務部長、事務局長による「教員選考委員会」が、定められた選考手続に従って任用候補者を決定し、審議会での審議・承認を経て、教授会に報告する。その後、学長は、教授候補者については理事会へ、また教授以外の職位の候補者については理事長へ推薦している。

なお、専任教員の昇格については「中村学園大学短期大学部教員選考に係る資格基準内規」（資料 6-3）に基づき、専任教員の採用と同様の手続を経て当該教員の昇格を決定している。

以上のことから、教員の募集、採用、昇格等を適切に行っていると判断できる。

6.1.4. ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点 1：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施 評価の視点 2：教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用
--

本学は、短期大学基準に照らして FD 活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげていると評価できる。

その理由として、FD 活動を組織的に実施していること、教員総合評価により教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価を行い、その結果を活用していることなどが挙げられる。

本学においては、FD 活動そのものを建学の精神に則った短大運営の核と捉え、教育力向上と教育方法の改善に重点を置いた FD 活動に取り組んでいる。FD 基本方針に沿った推進活動計画を年度ごとに策定し、FD の全学的な推進の施策と提言を行う FD センターを配置し、組織的な FD 活動を展開している（資料 2-5）。

本学における FD の組織としては、審議会、FD センター及び各学科・各教育センターがある。学長・学部長・研究科長等で構成される審議会が全体的な FD の基本方針や基本計画

を担い、FDセンターが全学的なFDの実施を担う。各学科並びに併設大学の学部・研究科・各教育センターはFDセンターが進めるFDに協力するとともに、組織ごとのFDを企画・実施している。

FDセンターは年度ごとのFD推進活動計画に基づき、

- (1) 公開授業（授業参観）の実施
- (2) 教育ワークショップの開催
- (3) 授業についてのアンケートの実施・活用の検討
- (4) 各部局におけるFDの推進と共有

を行っている。

令和2（2020）年度より開始した新任教員ティーチングサポートプログラム（資料6-7）は、新任教員及び実務家教員が大学教員に求められる教育能力を身に付けることにより、本学の教育の質保証に資することを目的としており、各学科のFDセンター委員が適宜進捗を確認し、支援を行っている。また、令和2（2020）年度はルーブリック評価を全学的に推進するために、FDセンター構成員の中から任命されたワーキンググループメンバーによる検討が進められ、令和3（2021）年度のシラバスには各教員（授業担当者）が授業ルーブリックと課題ルーブリックについて入力する項目が追加された。また、年1回「短期大学部FD研修会」を開催（資料6-8）する一方、福岡工業大学短期大学部との「合同FD研修会」も年1回開催している（資料6-9）。福岡工業大学短期大学部との「合同FD研修会」については、令和元（2019）年度はCOVID-19の影響で開催を中止し、令和2（2020）年度は本学から福岡工業大学短期大学部に地域貢献活動に関するスライド資料を送り、その資料に対する意見・感想・質問等を送ってもらい、それを本学で検討するという形式で実施した。

教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用については、授業についてのアンケート結果及び学生によるベストティーチャー投票結果に基づき、毎年本学から1名、併設大学各学部より1名と合わせて計4名をベストティーチャーとして表彰している（資料4-20）。公開授業（授業参観）（資料4-21）ではベストティーチャー賞受賞者及び新任教員の授業科目の参観を推奨しており、各教員が様々な教授法に触れて自身を振り返ることで、教員相互の授業水準や教育力の向上を図っている。また、「教員総合評価」（資料6-10）を毎年度実施し、教員の教育活動のみならず研究活動や社会活動等についても評価を行い、その結果は人事評価に活用している。

また、令和2（2020）年度はCOVID-19感染拡大防止のために遠隔授業の導入を実施したが、前学期途中に「遠隔授業についてのアンケート」（資料4-14）を実施し、遠隔授業の良かった点や学生の改善要望などを把握し、その後の授業改善に繋げた。アンケート結果を受けて、各学科の遠隔授業に関する実施方針等をまとめ、後学期開始前に学生へ改めて周知している。また、学内のFDに関する集合型研修として毎年併設大学と合同で開催している「教育ワークショップ」をオンデマンド形式で実施し、各学科から遠隔授業の実践報告及び外部講師を招いた講演等を行い、遠隔授業の改善に取り組み、教育の質保証に努めている（資料6-11）。

さらに本学では、授業内容の充実に資するため、3学科とも本学独自の「プロジェクト研究」（資料6-6）や「教育改革支援制度」（資料6-12）を利用した教育改善研究に多数

の教員が参加し、研究遂行能力の向上に繋がっている。また、教育と研究の成果を社会に還元する場として、併設大学との共催により公開講座を開催している。毎年全体共通テーマを設け、3 学科に関連する健康、キャリア教育及び幼児保育に関する講座を開講している（資料 6-13）。

以上のことから、FD 活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上に繋がっていると判断できる。

6.1.5. 併設大学がある場合、各々の人員配置、人的交流等、短期大学と併設大学の教員及び教員組織の関係を適切に保っているか。

評価の視点 1：短期大学と併設大学における各々の人員配置、人的交流の適切性 評価の視点 2：併設大学における兼務の状況
--

本学は、短期大学基準に照らして本学と併設大学における各々の人員配置、人的交流等、教員及び教員組織の関係を適切に保っていると評価できる。

その理由として、本学と併設大学における各々の人員配置、人的交流は適切に行われていること、併設大学における兼務の状況も良好であることなどが挙げられる。

本学と併設大学は同敷地内にあり、授業教室や各種施設は共通で使用するため、両大学に物理的な垣根は存在しない。式典等の学内行事や教職員対象の研修会、各種会議体は併設大学と合同で開催している。

併設大学の 3 学部と本学の 3 学科はそれぞれに同系列の学問分野（栄養系、ビジネス系及び教育系）であることから、専門が近似する教員も多く、相互に授業兼担の義務を負う。授業担当者の配置や非常勤講師の依頼は大学・短期大学の枠にとらわれず専門分野で括られた部門ごとに行われている。本学と併設大学は円滑なコミュニケーションをとっており、両校間での配置換えや兼担などを含め同水準の授業を展開できるようになっている。

以上のことから、本学と併設大学における各々の人員配置、人的交流等、教員及び教員組織の関係を適切に保っていると判断できる。

6.1.6. 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価 評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学は、短期大学基準に照らして教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っており、また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているとは評価できる。

その理由として、各学科の採用・昇格の計画や教員総合評価などに基づく定期的な点

検・評価を行っていること、また、その結果に基づく改善・向上に取り組んでいることなどが挙げられる。

本学における教員の配置等については、各学科で採用・昇格の計画を立て、その計画に基づき関係部署と協議のうえ、適正に行われている。また、前述の教員選考委員会について、教員組織の適切性について全学的に確認する必要があることから、平成 30（2018）年度より教務部部长（事務職員）を構成員に加えた（資料 6-2）。

また、本学は、全専任教員に対し、毎年度末「教員総合評価」（資料 6-10）を実施しており、教育業績、研究業績、社会貢献、大学運営の 4 区分について、個人の活動成果を決められたルールにより点数化し、コメントと共に短期大学部長へ提出している。この結果は、学長、事務局長にも報告され、人事評価の基礎資料として活用し、評価の高い教員に対しては、昇給、昇格、賞与等の処遇に適正に反映させる一方、評価の低い教員に対しては個別に指導するなど、点検・評価結果に基づいた改善・向上に努めている（資料 6-14）。

以上のことから、教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行い、改善・向上に向けた取り組みを行っているとは判断できる。

6.2. 長所・特色

専任教員の採用と昇格手続は、規程に則って厳格かつ公正に行っている（資料 6-2）。雇用形態については、教授及び准教授については任期を付すことなく採用時から無期雇用とする一方、外部から講師として採用する場合は、2 年間の有期雇用とし、着任 2 年後の審査にて適格と認定された場合は、継続雇用され、無期雇用となる。また、助教の場合は内部昇格時と同様の任期雇用となる。

これらにより、継続性の観点から安定した教育研究の実施と質の担保の両立を図っている。

6.3. 問題点

本学全体としての求める教員像や教員組織編成方針は示されているが、教育課程に即した教育研究活動を展開するための学科ごとの「求める教員像」や「教員組織編成方針」の具体的な策定には至っていない。令和 4（2022）年度教員選考（採用）が始まる令和 3（2021）年度上半期を目途に、各学科の教員組織編成方針等を定める予定である。その際、本学全体の目標達成に資する教員であることを前提としたものにする必要がある。

その他、教育・研究・社会貢献・学内運営等、教員一人当たりの負担が大きく、各学科あるいは本学全体として体制を整えることが今後の課題である。

6.4. 全体のまとめ

本学の理念・目的に基づき、学科の教育目標の達成、学生の受け入れ方針及び教育課程の編成・実施方針の実現を担う教員を求め、各学科においては教員組織を適切に編成し、組織を運営するための役割分担や教員配置を適正に行い、教員の募集、採用、昇格等についても公正かつ適切に行っている。

教員の資質向上については、FD 活動の組織的な実施や教員の教育活動、研究活動、社会活動等を併設大学とも協力して実施している。このような教員の一年間の教育研究活動の成果として「教員総合評価」が継続的に実施されており、評価活動そのものも定着している。しかし評価プロセスにおいては教員の負担減少など改善すべき点もある。中・長期の人事計画も行われ、教員の FD 活動なども活発である一方、教員一人当たりの負担が大きいことから教員組織の適切性について新たな体制の整備が求められる。

以上のように、本学は自ら掲げる理念・目的を実現するため、求める教員像や教員組織の編成方法を明確にし、それに基づく教員組織を適切に整備するとともに、絶えず教員の資質向上に取り組んでいることから、短期大学基準に照らして概ね適切であると判断できる。

第7章 学生支援

7.1. 現状説明

7.1.1. 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する短期大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：短期大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する短期大学としての方針の適切な明示

本学は、短期大学基準に照らして学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する本学としての方針を明示していると評価できる。

その理由として、本学が自ら掲げる理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する本学としての方針を「理念に沿った目的実現のための方針」に明示していることが挙げられる。

本学の「理念に沿った目的実現のための方針」に掲げる理念・目的に基づき、学部及び学科ごとに学位授与方針、学生の受け入れ方針及び教育課程の編成・実施方針の3つのポリシーを定め、すべての学生が高い学修意欲を持ち続け充実した学びを得るため、次の「修学支援」、「生活支援」、「進路支援」の3項目の方針を定め学生支援を行っている（資料1-13〔ウェブ〕）。

(1) 修学支援の方針

- ・指導主任制度を置き、学生一人ひとりの学修状況を把握するとともに、適切な助言・指導を行う。
- ・学生が自ら主体的に修学を進めることができるよう、環境の整備に努める。
- ・留年・休学・退学等の状況を常に把握し、早期面談など具体的な対応策を実施する。
- ・障がいのある学生に修学支援制度を設けるなど、多様な学生に対応した修学支援を行う。

(2) 生活支援の方針

- ・学生一人ひとりの人権を尊重し、心身ともに健康で、安全・安心な学生生活を送るために必要な基盤を整備する。
- ・指導主任制度を活用し、学修面のみならず学生生活全般に渡って適切な支援を行う。
- ・学生の人間的成長、学生生活の充実のため、サークルやボランティアといった課外活動参加を促す。
- ・学生が経済的に安心して学業を続けられるよう、奨学金等学内外各種制度を通じた支援を行う。

(3) 進路支援の方針

- ・学生一人ひとりの能力・適性・希望に適した、キャリア形成・進路選択を実現する

ために必要な基盤を整備する。

- ・ 学生が早期に将来の展望を抱くことができるよう、キャリア形成支援を行う。
- ・ 学生が職業観・勤労観を形成できるよう、就職ガイダンスやセミナーを開催し、就職支援を体系的に行う。
- ・ 各種資格取得支援講座を開設し、学生のキャリア形成・進路選択を支援するプログラムを提供する。

この方針は、ウェブサイトにも明示し、広く社会に公表している。

以上のことから、学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する本学としての方針を明示していると判断できる。

7.1.2. 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

評価の視点1：学生支援体制の適切な整備

評価の視点2：学生の修学に関する適切な支援の実施

- ・ 学生の能力に応じた補習教育、補充教育
- ・ 正課外教育
- ・ 留学生等の多様な学生に対する修学支援
- ・ 障がいのある学生に対する修学支援
- ・ 成績不振の学生の状況把握と指導
- ・ 留年者及び休学者の状況把握と対応
- ・ 退学希望者の状況把握と対応
- ・ 奨学金その他の経済的支援の整備
- ・ 授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

評価の視点3：学生の生活に関する適切な支援の実施

- ・ 学生の相談に応じる体制の整備
- ・ ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備
- ・ 学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮

評価の視点4：学生の進路に関する適切な支援の実施

- ・ 学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備
- ・ 進路選択に関わる支援やガイダンスの実施

評価の視点5：学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施

評価の視点6：その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

本学は、学生支援に関する大学としての方針に基づき、短期大学基準に照らして学生支援の体制が整備されており、また、学生支援は適切に行われていると評価できる。

その理由として、教職協働で学生支援体制を適切に整備していること、学生の学修・生

活・進路に関する適切な支援を実施していることなどが挙げられる。

本学では、学生支援の事務組織として教務部・学生部・連携推進部があり、ワンフロアに統合されていることで円滑な連携を図ることが可能である。そして教務部には「教務委員会」（資料 2-9）、学生部には「学生委員会」（資料 3-12）と「国際交流委員会」（資料 7-1）、連携推進部には「就職委員会」（資料 3-13）の委員会があり、それらの構成員には併設大学の各学部及び本学各学科代表教員、事務局から職員が出席し、教職協働の支援体制をとっている。

〔学生の修学に関する支援〕

本学では、入学時にプレイスメントテストを実施して、その結果によって補習教育を実施している。また、併設の中学・高等学校の教諭経験者から構成される「ラーニングサポートセンター」では、高校から大学への学びの接続に不安や問題を抱える学生の学びを支援している。具体的には、4 教科（英語、国語、数学、理科）の学習支援や学内講座・WEB 講座の開講をとおした基礎学力のフォローアップのほか、併設大学への編入対策講座も実施している（資料 3-4 [ウェブ]）。また、留学生に対する学習支援として、前述の「ラーニングサポートセンター」に所属する国語教員による日本語の勉強会や交流会、日本語能力試験対策等を行っている。

また、学生の学内における自主学習の場として、ラーニングスペースを 3 カ所設けており、学生は自由に利用することができる（資料 7-2）。

さらに、正課外教育のひとつとして、姉妹法人である「中村調理製菓専門学校」夜間コースの受講を推奨している（資料 7-3）。卒業と同時に調理士免許が取得でき、本学学生は、一般学生よりも安価な授業料で受講できるメリットがあり、本学の授業と内容、時間の重複が生じないよう配慮するとともに、本学から 15 分程度で移動できるスクールバスを運行し、通学しやすい環境を整えている。

障がいのある学生への支援については、平成 30（2018）年に「中村学園大学・中村学園大学短期大学部 障がいのある学生の修学支援に関する基本方針」を制定し（資料 7-4）、学生からの「修学に関する配慮申請」に基づき支援している。所属学科教員は、学生相談室や保健室担当者とともに申請学生の状況、配慮内容について十分な確認・検討を行い、授業中の離席（トイレ等）や座席位置の配慮、資料配布や板書による伝達など、学科内にとどまらず当該学生が関係する教職員に情報提供を行いながら全学を挙げて支援している（資料 7-5）。

成績不振の学生の状況把握と指導については、令和元（2019）年度に UNIPA を導入することにより学生の時間割、成績、授業出欠状況を教職員は逐次確認できるようになった。このシステムを活用して、権限を付与されたクラス担任やゼミ担当教員および関連部局の担当者間で指導内容を共有することで成績不振学生に対して適時指導が可能になった。GPA 下位者については、保護者を対象にした警告文書の送付や、後援会地区連絡会における現状報告などにより、保護者と一体となったサポートも行っている。令和 2（2020）年度には保護者も UNIPA で学生の成績等が確認できるようになるなど、さらにサポート体制が強化された。また、令和 2（2020）年度は COVID-19 の影響により、遠隔授業については

課題提出をもつての出欠状況確認となり各学期の前半時期の調査ができなかったことから、代替措置として前学期終了後の成績不振者に対し、指導主任からの面談を実施した。

卒業延期者については、後学期成績評価確定後、教務委員会（資料 2-9）、教授会（資料 4-8）において、卒業判定を行い、教授会や学科会議等において学科間で情報共有している。なお、卒業が延期となった学生には、学科の教務委員と指導主任やゼミ担当教員が中心となって履修指導を行い、支援を行っている。

退学や休学を検討している学生に対しては、指導主任と学生部で連携して対応しており、真摯に学生の話に耳を傾け、休学等を希望する理由や状況を細かくヒアリングし、然るべき制度を紹介するなど学生に寄り添う対応をこころがけている。また、必要に応じて保護者との面談も行っている。例えば、昨今の九州豪雨や COVID-19 の流行により家計急変に追い込まれた学生には、本学独自の特別給付金の範囲を拡大し経済支援を行っており、令和 2（2020）年度は延べ 53 名に給付した（資料 7-6 [ウェブ]）。当該学生の最終的な状況については、教授会や学科会議等において学科間で情報を共有している。なお、会議で情報共有された後も、前述の UNIPA において在籍状況は常時把握できることに加え、権限が付与された教職員については面談した記録を確認できるようになっている。

また、勉学に意欲を持つ学生が、経済的理由により学業の継続を断念することがないように、UNIPA を介して学外奨学金の案内・説明を積極的に発信していくとともに学内奨学金制度の充実を図っている。学外奨学金制度としては、「日本学生支援機構奨学金」と地方自治体・民間の財団等による「地方自治体等奨学金」を利用している。また、本学独自の奨学金制度も貸与型・給付型と多様に整えている（資料 7-6 [ウェブ]）。

さらに、COVID-19 の影響でアルバイト収入が激減し、経済的に困窮している学生への食の支援として、教職員からの寄付をはじめ同窓会やフードバンク等と協力し、定期的に食糧を提供するとともに、「一日一食でもバランスの取れた食事をし、健康に勉学に専念できるように」に本学の学生食堂「食育館」の一汁三菜ランチの食券（一人当たり 20 食分）を全学生に配布した。さらに食支援を延長し、令和 2（2020）年 11 月から年度末まで一汁三菜ランチの無償提供及び一人暮らしの学生を対象に学内ベーカリーショップで利用できる朝食券の配布を実施した（資料 7-7）。前述の特別給付奨学金は天災地変や COVID-19 のような感染症拡大だけでなく、保証人の失職や逝去、やむを得ない事情による休職など、様々な事情で家計が急変した学生にも対応しており、最大で授業料の半額相当を支給している。

なお、授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供は、基本的にウェブサイト「学生生活」で行われている。また、緊急性を要する支援については、ウェブサイト「Topic」や UNIPA で学生への周知を図っている。

【学生の生活に関する支援】

学生生活を支援する取り組みとして、ハラスメントの防止にも努めており、ハラスメント防止におけるガイドラインを定め学生に開示している。ハラスメント相談員についても公表しており、常時相談できる体制を整えている（資料 7-8）。

また、本学は、学生食堂「食育館」を本学で学ぶすべての学生が“健全で豊かな食生活を送るために必要な「食事の自己管理能力」を養う食育の場”として設置し、学生の健康

づくりに寄与している。さらに学内で発生した事故や病気に対応するための「保健室」、カウンセラーが学生の悩みや相談などに応じる「学生相談室」を設置し、学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮している。

〔学生の進路に関する支援〕

進路指導及び進路支援は、就職支援に関する事項を審議する就職委員会（資料 3-13）と、実際に支援を行う連携推進部（進路支援担当）が連携して教職協働で対応している。進路支援担当者のデスクには学生面談用のサイドデスクを設置し、一対一で面談ができる環境を整えている。また、学生が連携推進部に常駐するキャリアカウンセラーを利用する際には、パソコンやスマートフォンから UNIPA 上で予約を取ることができ、キャリアカウンセラーとの面談の際はプライバシーに配慮した個別ブースで受けられるなど支援環境を整えている。

入学当初から就業力と就職活動に対する意識を高めていくため、1 年次の前学期には全員が性格適性検査を受験し、主観的な自己分析に加え、客観的な自己の価値観を明らかにする。特に就職活動の開始時期が早いキャリア開発学科においては 1 年次の必修授業開始時に 5 分間 SPI 対策試験を行い、前学期中に全員が SPI 模擬試験を受験し、就職活動に備えた学力向上に努めている。さらにインターンシップや自主実習への参加を促すため、学内でインターンシップや自主実習に関する説明会を実施しており、就職先を決める際の大きな要因となっている。その他、実際に企業等で働いている卒業生を招いて在学生との交流会を行っており、令和 2（2020）年度は COVID-19 感染拡大防止のために対面の交流会をオンラインに切替え、連携推進部職員（進路支援担当者）との対談を配信する取組みを行った。本学の就職活動支援では、徹底した教職協働による個別支援を行っており、UNIPA を活用し、進路希望から、就職試験受験企業や選考状況、結果まで互いに学生情報を共有し管理している（資料 7-9）。

また、進路支援の一環として資格取得を支援する講座を全学対象に開講している。さらにキャリア開発学科では、独自にキャリアサポート講座を開講し、秘書・簿記・PC スキルの資格取得に注力している。

令和 2（2020）年度は、COVID-19 感染拡大防止を考慮し、進路支援においてはオンライン支援を加えた対面支援とのハイブリット型で支援を行っている（資料 7-9）。学生全員の学籍番号に紐づけた Microsoft Teams のアカウントを配布しており、非常事態宣言下においても、Microsoft Teams を利用してチャットでの相談、オンライン進路相談、履歴書添削、模擬面接を行ってきた。また、キャリアセミナーにおいてもオンラインで就職セミナーを発信している。また、対面で支援する際には、担当職員及びキャリアカウンセラーのマスクの着用、消毒液の設置、飛沫防止シートを設置する対策を講じ、定期的に換気を行うなど感染を予防しながらの支援を行っている。学生はオンラインと対面を選択できるようにしており、学生個々に対応した支援を行っている。

〔その他の支援〕

本学では、海外留学・国際交流・語学学習に関心を持つ学生のために授業の空き時間や昼休みに英語・中国語・韓国語のネイティブスピーカーと会話ができる「語学カフェ（昼

休みに複数人で会話）」、空き時間にじっくり言語や文化を学ぶ「ぐるーぱる広場」、ネイティブスピーカーと1対1で会話する「One-On-One」（資料7-10）といった課外教育を実施している。現在、コロナ禍で対面での会話が制限されており、学生はオンラインでネイティブスピーカーとの会話学習を継続している。こうしたICTを用いてオンラインで海外の教育機関と交流しながら、ともに学ぶ協働学習（COIL：Collaborative Online International Learning）も令和2（2020）年度から併設大学と共に実施するなど、COVID-19等による社会環境変化にも十分対応し国際交流を止めない工夫をしている。長期留学を希望する学生には、官民協働海外留学支援制度「トビタテ！留学 JAPAN」の申請や私費留学のサポートに加え、語学の修得のみならず、学生が自ら定めた明確な目的と意欲的な目標に基づき立案した実践活動を留学中に実施する「N-HAL プログラム（長期派遣プログラム）」（資料7-10）や、交流協定を締結する台湾や韓国、アメリカ等への短期派遣プログラムなど、本学独自の留学制度を紹介し、各制度では費用補助も行っている。外郭団体の留学支援制度申請への挑戦も促進しており、「トビタテ！留学 JAPAN」においては、第12期までに2名の派遣学生を輩出している。

留学を希望する学生には、海外留学経験のある学生部職員のヒアリングや申請書の作成指導をはじめ、所属学科の国際交流委員や指導主任による面接練習を実施するなど、教員と職員の相互支援を行っている。留学中は、毎月留学の状況を報告させ、関係教職員からアドバイスをするなど、学生の自主性を尊重しながら留学の目的を果たし、無事に帰国できるように支援している。令和2（2020）年度は、COVID-19拡大により海外留学や海外研修の実施を見送ったが、将来海外で活躍する人材を育成すべく、本学独自の各種海外留学制度に基づき、留学先の授業料や海外での生活費を奨学金として支給しており、より多くの学生が海外留学できるように支援している。また、本学主催の海外研修に参加し長期留学を実現した学生には、学生の保護者を会員として組織する後援会から、海外留学奨励費が支給されている（資料7-11）。

正課外活動は、文化系・体育系合せて44のサークル（同好会含む）があり、そのほかにも学友自治会・学園祭実行委員会が組織されている。部室等が入っている「学友会館」には、専門窓口として職員を配置し、課外活動に関する支援・指導・窓口相談を行っている。令和2（2020）年度は、COVID-19感染予防対策のために多くのサークルが活動自粛を余儀なくされ、感染予防対策を徹底した上で許可されたサークルのみが活動した。また、令和2（2020）年度からはMicrosoft Teamsを用いたサークル幹部学生と学生部とのチームを作成し、情報交換や連絡を行うなどICTを活用したサークル支援を行っている。また、ボランティアについては案内が届いたものについては、学内掲示だけでなくUNIPAを介して積極的に発信し、学生の参加を促している。

以上のことから、学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備され、適切に行われていると判断できる。

7.1.3. 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学は、短期大学基準に照らして学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っており、また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているとして評価できる。

その理由として、学生支援に関する委員会や学生生活実態調査の結果などに基づく定期的な点検・評価を実施していること、また、その結果に基づく改善・向上に取り組んでいることなどが挙げられる。

本学では、教学組織として、教務委員会・学生委員会・国際交流委員会・就職委員会を置き、毎月開催する各委員会において PDCA の場を設けており、改善・向上を図っている。また、全学生を対象に毎年行う学生生活実態調査をもとに学生の意見や要望を把握し、学生支援の現状を点検するサイクルを実施している。この調査結果は教職員全員で共有し、各学科事務局にて改善へ向けて取り組むとともにウェブサイトで公表している（資料 2-18 [ウェブ]）。

また、年に 2 回学生相談室運営委員会（資料 7-12）を開催し、学生相談室の利用状況に加え、相談室を利用する学生の傾向把握に努め、学生支援の充実や改善を図っている（資料 7-13）。さらに、令和 2（2020）年 11 月からそれまで独立していた学生相談室を学生部の直下に置き、指示命令系統を明らかにするとともに、学生部と保健室、学生相談室が一体となって学生支援が行えるよう組織の見直しを行った。

国際交流委員会においては、学内の留学制度への派遣学生の選考や、語学カフェなどの異文化交流イベントの実施検討など、グローバル化に向けた活動を行っている。

就職支援では、毎年各学科の就職委員と担当事務局が協議を重ね、学科の特色に基づいた教育との連携を図りながら新たな就職支援企画を検討している。また、定例の就職委員会においては、各学科で生じた課題や全学的な懸念事項について共有し改善や向上に向けた取り組みを推進している。

第 7 次中期総合計画では、就職支援内容の見直しによる学生の就職満足度 85%以上達成を目標に掲げ、就職・進路決定者に対し就職活動及び就職先に関する満足度調査を実施し、学生のニーズに応える改善に努めている（資料 7-14）。

以上のように、学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っている。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているとして判断できる。

7.2. 長所・特色

令和元（2019）年度の事務組織改編により、それまでの学生部（生活支援課、国際交流・社会連携課、就職支援課）と教務部（学修支援課、実習支援課、教育研究支援課）の一部が統合され、現在の連携推進部体制（就職支援、実習支援、研究・社会連携支援）となった。このことにより、実習やインターンシップのキャリア教育から就職進路支援まで一貫して支援できる体制が整った。

また、本学は、全学科及び併設大学と連携した各種委員会の構成（資料 3-11）、UNIPA

の活用をとおした学生サービスの提供や情報共有ができる体制を整備している。それにより、一人ひとりの学生に寄り添ったきめ細やかな支援を実現している。

さらに、就職支援では、業界企業研究や卒業生交流会など在学中に社会人と接点を持つ様々な機会を提供している。これらを通して、職業意識の醸成や、就職活動及び就職後に直接活かせる就職支援講座の実施など、学生満足度の高い適時適切な支援に努めている（資料 7-15）。

7.3. 問題点

本学では、修学における配慮申請制度が導入され、学生相談に関わる組織体制の見直しも行ったが、何らかの障がいを抱える学生など配慮を要する学生を組織としてより有効に支援するため、さらなる情報共有や教職協働プログラムの構築など一体的に取り組む必要がある。

また、COVID-19 の影響により令和 2（2020）年度からオンライン支援を導入したことにより 1 年次生（令和 2（2020）年度入学生）はオンラインのみで就職セミナー等を受講している。そのため、今後どのように学生の理解度を計るかが課題である。

7.4. 全体のまとめ

本学は、全ての学生が高い学修意欲を持ち続け充実した学びを得るとともに、心身ともに健康で安全・安心な学生生活を送り、能力や適性に応じたキャリア形成と進路選択を実現するために必要な支援を行っていく。

今後、障がいのある学生や、心身の健康や安全に配慮を要する学生以外にも、多様なバックグラウンドや属性を持つ学生が増えてくることが予想されるが、学びの機会が損なわれないような環境づくりが必要である。令和 3（2021）年度には学生相談室の臨床心理士を 1 名増員し、まずはソフト面からの充実を図っていく。

以上のように、本学は自ら掲げる理念・目的を実現するために、学生支援に関する方針を明確にしている。そして、その方針に沿って、学生が学習に専念し、安定した学生生活を送る上で必要となる修学支援、生活支援及び進路支援を適切に行っていることから、短期大学基準に照らして概ね適切であると判断できる。

第8章 教育研究等環境

8.1. 現状説明

8.1.1. 学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点1：短期大学の理念・目的、各学科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

本学は、短期大学基準に照らして学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境の整備に関する方針を明示していると評価できる。

その理由として、本学の理念・目的、各学科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針を「理念に沿った目的実現のための方針」に明示していることが挙げられる。

令和元（2019）年度に策定した「理念に沿った目的実現のための方針」に「教育研究等環境」の項目を掲げ、教育研究活動が適切な環境で行われるよう、教育研究等環境の整備に関して次のように方針を定めている。また、方針はウェブサイト公開している（資料1-13〔ウェブ〕）。

(1) 教育研究活動支援

教育研究活動の質向上及び活性化を図るため、研究環境の維持・整備、外部資金獲得支援、その他必要な教育研究支援体制の充実に努める。

(2) メディアセンター（図書館）の整備

図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の体系的な収集、蓄積、提供に努め、学術情報基盤としてのメディアセンター（図書館）の機能強化、学術情報サービスの充実を図る。また、学習及び教育研究の多様なニーズに応えるため、利用者に配慮した利用環境の整備に努める（資料8-1）。

(3) ICT環境の整備

安全性、利便性、信頼性に配慮した学内ネットワーク及びメディアセンター（情報処理センター）等、本学の教育研究に適したICT環境を整備するとともに、その活用を促進する。

(4) 施設・設備の整備

教育研究活動を推進するため、本学の中期総合計画に基づき、校地、校舎、施設及び設備の維持管理、安全性の確保、利便性の向上、防災及びバリアフリー等（資料8-2）への対応、その他学生の自学自習を促すラーニングスペースの整備等、効果的な環境整備に努める。また、校舎及び施設・設備の維持管理、そして安全性及び衛生面の管理について計画的に取り組む（資料8-3）。

(5) 研究倫理

研究活動における不正行為及び研究費不正使用の防止の取り組みとして、「研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」（資料8-4）に基づきコンプライアンスや研究倫理に関する研修機会を設けると共に学内監査を適切に実施する。

以上のことから、学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示していると判断できる。

8.1.2. 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

評価の視点1：施設・設備等の整備及び管理

- ・ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備
- ・施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保
- ・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備
- ・学生の自主的な学習を促進するための環境整備

評価の視点2：教職員及び学生の情報倫理確立に関する取り組み

本学は、教育研究等環境に関する方針に基づき、短期大学基準に照らして必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備していると評価できる。

その理由として、法人本部財務部（管財担当）が中心となり、情報処理センター等の施設・設備等を適切に整備及び管理していることなどが挙げられる。

本学は、教育にふさわしい環境をもち、その校地面積は 67,979.6 m²（本学・併設大学共用）であり、大学設置基準上必要な校地面積 30,800 m²と短期大学設置基準上必要な校地面積 7,800 m²を合算した数より上回っており、教育研究等の環境条件は整備されている。運動場としては別府キャンパスの運動場は狭隘で課外活動に難点があったが、平成 21（2009）年に徒歩 10 分ほどの場所に土地を取得し、21,537 m²の田島グラウンドを完成させた。ここでは、軟式野球場・サッカー兼ラグロス場・弓道場を整備し、グラウンド周辺には約 500mのランニングコースを設けている。また、集中豪雨対策としてグラウンドに 1,000 m³の雨水を貯水できる機能をもたせている。校舎については、校舎面積は 37,481.3 m²（本学・併設大学共用）であり、大学設置基準上必要な校舎面積 18,1476 m²と短期大学設置基準上必要な校舎面積 5,900 m²を合算した数値を上回っており本学施設等の条件においても十分に満たしている。体育施設に関しては、体育館に 1,140 m²のメインフロアとサブフロアを整備しているほか、第 2 体育館に柔道場、剣道場、多目的フロアといった多様な目的に使用できる施設を備えている（短期大学基礎データ表 1）。

本学の施設全般の維持・運用管理については、法人本部財務部（管財担当）が中心となり、適切に実施している（資料 8-5）。施設のうちネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器等の整備はメディアセンター（情報処理センター）が中心的役割を担い、第 7 次中期総合計画における「従来型の PC 教室での教育形態だけでなく、今後増加する多様な学習形態に即した ICT 教育環境の構築を行う」等の基本方針のもとに、情報処理に関する基本的な知識と技術を養うためのリテラシー教育と各専門分野におけるスペシャリストを養成するうえで必要な実践的教育を行うため、総合情報ネットワークを整備し、教育研究用コ

ンピューターシステムの整備に取り組んでいる。

学内 LAN は平成 29（2017）年度に更新し、第 4 次総合情報ネットワークとして整備した。学内 LAN には、学内の PC 演習室、研究室並びに図書館等に設置されている全てのパソコンが端末として接続されており、インターネット接続などのネットワークサービスを利用できる。インターネット接続は、通信速度が最大 1Gbps を含む 3 つの回線により運用を行っている。Wi-Fi 環境は、学生食堂（食育館）、図書館、学友会館などをはじめ、学内のほとんどの場所で利用でき、学生の持ち込みスマートフォン及びノートパソコンでの利用環境を提供している。

教育用の PC 演習室及びパソコン台数は、メディアセンター（情報処理センター）に 3 教室と 2 号館 1 教室に 231 台、4 号館と東 2 号館の情報処理演習室 5 教室に 295 台のパソコンを整備しており、授業以外は全てのパソコン教室をオープン利用として学生に開放している。教育用パソコンは原則 6 年で更新し、システムはネットワークブート方式により一元管理している。また、各教室の教材提示装置を共通化するなど利用者に対して高いユーザビリティを提供している。

メディアセンター（情報処理センター）では、PC 演習室 1 教室 72 台を終日オープン利用としている。利用時間は 8 時 45 分～17 時（土曜日 8 時 45 分～13 時）であるが、授業期間は平日 20 時（土曜日 16 時）まで開館延長を行っている。さらに 7 月、12 月を中心とした混雑期には平日 22 時（土曜日 18 時）までの開館延長を行っている。開館延長時はスチューデントジョブ（SJ）と称する学生アルバイトスタッフにより、学生のパソコン等の利用相談やプリンター等の機器の運用支援を行っている。

情報教育以外の授業やゼミ等の少人数教育においても ICT の活用が一般的になっており、平成 29（2017）年、キャリア開発学科から在学期間の無償貸与でノートパソコン（通称、N-note）の必携化を開始し、令和元（2019）年度からは全学科の新入生を対象としてノートパソコンの必携化を行った。なお、卒業時には有償譲渡または返却としている。N-note の利用は、学内では授業やレポート作成、ゼミ活動等で活用されることを想定しており、Wi-Fi 環境について前述の学内 LAN での整備と併せて、携帯キャリアによる Wi-Fi サービスも展開している。また、自宅等の学外で使用する場合もあるため、N-note 本体には LTE 回線を内蔵しており、機器単体でのネットワーク環境も確保している。COVID-19 の影響によるオンライン形式の授業の推進に伴い、令和 2（2020）年度前学期は LTE 通信制限の解除、後学期は LTE 通信制限の上限を拡大している。また、UNIPA で配信された講義資料を、コンビニエンスストアでプリントアウトできるサービスの導入やテレビ会議システムを利用した授業支援のため、Microsoft Teams の利用促進や Zoom のライセンスの購入を実施した。遠隔授業のための講義収録スタジオや、グループ単位でのテレビ会議を円滑に実施するためのビデオカメラやスイッチャーを備えたスペースを開設するなど教育研究活動が滞ることのないよう適時適切な環境整備に努めている。

施設・設備については、以下の整備等を行うとともに、既存施設・設備の維持のために必要な点検及びメンテナンスを定期的の実施している。

- ・施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保

各講義室プロジェクター更新、各所 LED 照明更新、トイレ等の衛生施設の補修

- ・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備

各所バリアフリー化(校舎 6 ヶ所に車椅子対応出入口設置)、各所にスロープ設置、車イス専用駐車場を設置

- ・学生の自主的な学習を促進するための環境整備

学内 3 カ所(中央本館 2 階、4 号館 2 階、7 号館 1 階)にラーニングスペースを設置している。ラーニングスペースには、プロジェクター、ホワイトボード、可動式の机・椅子等の什器を設置し、学生が自由に使用できるようにしている。

さらに COVID-19 感染防止対策として、常時学内建物各所入口に手指消毒液を設置すると共に、学内各所には基本的な感染防止対策を徹底するためのポスター等を掲示している。また、昼休み時間帯には、基本的感染防止対策を講じるよう全学アナウンスによる注意喚起を行い、安心・安全な学生生活や対面授業の円滑な学習環境を保持すべく全学的に取り組んでいる。

なお、情報倫理については、教職員は入職時のオリエンテーション、学生は入学時のオリエンテーションにおいて、メディアセンター(情報処理センター)の職員または情報教育センター所属の教員から「中村学園大学(含む短期大学部)総合情報ネットワーク管理運用内規」第 12 条(遵守事項)(資料 8-6)について説明を受けた後、学内 LAN 利用申請書を提出することになっている。特に教職員は個人情報の取り扱いに注意する必要があるため、平成 25(2013)年度より入職する際に「業務上知り得た個人情報の内容を他人に漏らさないこと、また正当な理由なく第三者に開示、提示しないこと」の事項を含む「誓約書」(資料 8-7)の提出を義務付けている。一方、学生については学科によって取り組み方は異なるが、基本的には学生に配布しているマナーブック(資料 8-8)の社会性編で「SNS やスマホ利用上の注意点」として、個人情報の流出に注意喚起などをするほか、新入生・在学生オリエンテーションにおいて説明を行っている。また、キャリア開発学科においては、1 年次前学期開講科目「コンピューター基礎演習 A」(選択必修・演習・1 単位)において e ラーニング教材「富士通ラーニングマネージメントシステム Internet Navigware『事例で学ぶ情報セキュリティ 2015』」を学習し、その学習成果をみるための情報倫理に関する筆記試験も実施している。

以上のことから、教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備していると判断できる。

8.1.3. 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

評価の視点 1：図書資料の整備と図書利用環境の整備

- ・図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備
- ・国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備
- ・学術情報へのアクセスに関する対応
- ・学生の学習に配慮した図書館利用環境(座席数、開館時間等)の整備

評価の視点 2：図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

本学は、短期大学基準に照らして図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えており、また、それらは適切に機能していると評価できる。

その理由として、図書資料を整備し図書利用環境を整備していること、図書館、学術情報サービスを提供するために司書有資格者を配置していることなどが挙げられる。

メディアセンター（図書館）は、1号館の2階から4階の3フロアを占有し、面積2736.62 m²、閲覧座席数374席であり、試験時期には22時までの延長開館や休日開館（9時00分～17時00分）も行っている。令和元（2019）年度における図書受入数2,763冊、図書蔵書数は210,384冊（和書約80%、洋書約20%）、学術雑誌受入数は258タイトル（和雑誌169、外国雑誌89（内電子ジャーナル49））である。また、電子情報検索のデータベース16タイトルを図書館ウェブサイトにて提供している（資料8-9〔ウェブ〕）。

図書館資料の構築にあたっては、各学科のシラバスに基づく授業に関連するもの、学生の予習・復習に供するもの、調査研究に使用するもの等を整備するとともに、学生からのリクエストや学生選書ツアーの実施等により利用者のニーズを踏まえながら、各学科系統の理論と実態を統合した教育研究に供する利用性の高い資料の体系的整備に努めている。

平成2（1990）年に最初の図書館システムを導入して以来、更新や機種変更等を経て、平成27（2015）年度から第5次図書館システムが稼動しており、学内LANを介して研究室等からの図書発注や文献複写・相互貸借依頼を可能にしている。また、学術情報の相互提供のため、NII（国立情報学研究所）に接続することにより、学外の図書館や研究機関との相互協力によるネットワーク活動を推進している。併せて国立国会図書館（NDL-OPAC等）、科学技術振興機構（JST-JDream等）、ジー・サーチ（ProQuest Dialog等）の検索と文献の取寄せを有料で行っている。また、福岡市総合図書館との相互貸借申し合わせにより、相互の資料活用を図っている。

情報検索設備は検索コーナーとして2階にパソコン2台、3階・4階に各1台を設置している。利用案内は、カウンター窓口でのレファレンスのほか、新入生を対象とした図書館ツアー、館内におけるクラスやゼミ単位での情報検索演習などを行っている。配架等については、就職資料、絵本・紙芝居資料、管理栄養士受験資料、教員採用試験資料などの特設コーナーや視聴覚コーナーなどを設け、利用者の関心のある事項やテーマに添ったスペースとなるよう工夫している。また、学生サポーター活動による特設コーナーでは、手作りのPOP広告でおススメの本を紹介している。メディアセンター（図書館）ウェブサイトでは、日本語もしくは英語の2ヶ国語で検索できる蔵書検索（OPAC）、データベース検索、図書購入リクエスト、文献複写依頼等のメニューを用意している。「マイライブラリ」メニューは、利用者自身の貸出状況の確認や貸出延長がネット上で行えるなどの便利な機能を有し、パソコン・スマートフォンからアクセスが可能となっている。

図書館業務は平成28（2016）年4月から全て丸善雄松堂株式会社に業務委託しており、メディアセンター長及び学術情報部部長のもと7名（全て司書有資格者）のスタッフで運営している。

以上のことから、図書館、学術情報サービスを提供するための体制を整え適切に機能していると判断できる。

8.1.4. 教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点1：研究活動を促進させるための条件の整備

- ・ 短期大学としての研究に対する基本的な考えの明示
- ・ 研究費の適切な支給
- ・ 外部資金獲得のための支援
- ・ 研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等
- ・ 教育研究支援スタッフの配置等、教育研究活動を支援する体制

本学は、短期大学基準に照らして教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っていると評価できる。

その理由として、研究活動を促進させるために研究活動に関する行動指針を定めていること、基盤研究費の整備や外部資金を獲得するための支援を行っていることなどが挙げられる。

本学の研究に対する基本的な考え方は、「学校法人中村学園教職員の行動指針」（資料 8-10）に次のように示されている。

高い倫理観を持った研究活動

私たちは、研究活動において高い倫理観を持ち、研究成果を社会に提供します。また、研究活動における不正行為を排し、適正な研究の実施、研究費の管理・運用を行います。

この指針は、ウェブサイト「情報公開」に公表・周知されている。

研究費は、個人研究用に基盤研究費（資料 8-11）が整備されている。基盤研究費は職位に関係なく個々の申請に基づき、学長が短期大学部長、学科主任、事務部局の意見に基づいて決定している。予算原案は財務部にて編成し、2 月に理事長の査定を受け、その後予算（案）を編成して、3 月の評議員会に諮問、理事会にて決定している。予算の通知は各予算単位に対して行い、各教員に通知している。

また、研究活動の活性化を図るため、本学独自のプロジェクト研究制度（資料 6-6）や教育改善のための教育改革支援制度（資料 6-12）を設けており、多数の教員が共同研究を行っている。

プロジェクト研究は、①教育への還元、②高度な学術研究を推進、③若手研究者の育成、④基礎学力の向上、⑤地域社会に密着した取組を目的とし、幾つかの特化した研究に研究費を助成しており、複数の学科や併設の大学に跨る研究も奨励している。プロジェクト研究の成果は研究成果報告書に纏め、研究紀要の刊行と同様に本学ウェブサイトの学術リポジトリに掲載し社会へ公表している。教育改革支援制度は、学長裁量経費を活用した教育

の質的向上を目指す取り組みを支援する制度であり、①教育内容の質的改善、②教育プログラムの導入、③教育環境の充実化、④その他教育改革に資する取り組みを対象としている。取り組みの成果は、学内FD・SD研修の場において成果を発表することを求めている。

文部科学省科学研究費の獲得にあたっては、公募概要等説明会、研究分担者を含めた交付決定者向けの科研費の適正使用に関する説明会を毎年実施するとともに、質の高い研究計画調書の作成を支援するために科学研究費助成事業等外部資金申請アドバイザー制度を制定し、採択実績のある研究者・事務局による事前チェック体制を整備し、申請支援を実施している（資料 8-12）。令和 2（2020）年度の本学の採択件数は 5 件であった（資料 8-13 [ウェブ]）。外部資金の情報については、「研究助成等募集情報」として常に新しい情報を紹介している（資料 8-14）

教員の研究室は講師以上を対象として全員個室を提供している。助教、助手については、共同で利用できる研究室を提供している。また、教育職員は、教育研究上の都合に鑑み、フレックスタイム制を認める（1 日の就労時間：平日 7 時間 40 分）とともに、週 1 日程度の学外研修日（他大学での非常勤講師など、学外出講を行う場合も含む）を設け、研究活動を支援している。さらに、本学では、教職員が一定期間（2 カ月～12 カ月）に渡り、外国の教育研究機関にて学術研究または教育事情を調査研究する海外研修制度を設けている。本学の教育を振興し、中村学園の伸展に寄与することを目的としており、この期間は、授業や学内業務が免除され、給与も支給されるので、安心して研究に専念することができる（資料 8-15）。

なお、令和 2（2020）年度においては COVID-19 により、教育・研究等に大きな変更を強いられた。COVID-19 感染防止対策として文部科学省通知『新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条第 1 項に基づく「緊急事態宣言」を受けた研究活動に係る考え方』（令和 2（2020）年 4 月 13 日付け公文書）に基づき、在宅勤務による研究活動を行うこととし、研究室や学内施設を使用する際は衛生環境の整備や感染防止に適切な措置を講じた。研究の推進に必要な学内研修会の実施においては、コミュニケーションツールを用いたライブ配信や対面講話の場合は 3 密を避け十分な換気を確保できる広さの会場を設定するなど感染防止対策に努めている。

以上のことから、教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っていると判断できる。

8.1.5. 研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

評価の視点 1：研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み

- ・ 規程の整備
- ・ コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施
- ・ 研究倫理に関する学内審査機関の整備

本学は、短期大学基準に照らして研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応していると評価できる。

その理由として、研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組みを積極的に行っていることなどが挙げられる。

本学は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(いずれも文部科学大臣決定)に従い、「研究活動上の不正行為の防止および対応に関する規程」(資料 8-4)「研究費の適正な管理・運営に関する規程」(資料 8-16)等を定め、研究活動における不正行為や研究費の不正使用等の防止に努めている。このほか、研究者等が守るべきルールや本学の取組方針等をわかりやすく示したハンドブックを整備している(資料 8-17)。また、研究活動に必要な規程を次のとおり定めている。

人を対象とする研究に関しては「人を対象とする研究に関する倫理審査規程」(資料 8-18)を定めている。一方で、今般の人を対象とする研究に関する審査については、「医学系」学問領域を問わず、倫理的・科学的観点から研究実施の適否等に関する審査が求められていることから、現在、規程等の見直しを図っている。動物実験に関しては、平成 30(2018)年 11 月に受審した公益社団法人日本実験動物学会による動物実験に関する外部検証で指摘された「動物実験の実施体制」の見直しを行い、令和 2(2020)年 4 月に「動物実験に関する規程」を一部改正した(資料 8-19)。遺伝子組換え実験に関しては「遺伝子組換え実験安全管理規程」(資料 8-20)及び「遺伝子組換え実験安全管理細則」(資料 8-21)を制定し、適切に規程等の整備を行っている。微生物安全管理については「微生物安全管理規程」(資料 8-22)及び「微生物安全管理委員会及び安全管理細則」(資料 8-23)を制定し、規程に則った管理運営を実施している。

また、本学は、教員及び学生に対して研究倫理確立のための機会を提供している。研究コンプライアンス教育及び研究倫理教育は、全教員(非常勤助手等を除く)及び研究関連する業務に従事する事務職員を対象に、平成 27(2015)年度から毎年 9 月に研究倫理研修会を開催するとともに、令和 2(2020)年度には日本学術振興会推奨「eL CoRE」の受講を義務付けている。

さらに、本学における公正かつ健全な研究活動のために、研究活動における不正行為に関する申立ての仕組みや研究活動・研究業績の自己点検・自己評価を検討・審議する体制を整備している。また、研究活動における不正行為に関する調査については、「研究活動公正委員会」「研究費適正管理委員会」「調査委員会」を適正に設置し、本学が研究活動において求められる責任体制を強化している(資料 8-4)。

人を対象とした研究においては、「人を対象とする研究に関する倫理審査規程」に基づき、医の倫理に関する「ヘルシンキ宣言」等を示された倫理規範を踏まえ、社会の理解と信頼を得て、適正な研究等を推進するため、「人を対象とする研究に関する倫理審査委員会」を設置し、倫理的・科学的観点から研究実施の適否・終了後のあり方等に関して審議を行っている。

動物実験においては、「動物実験に関する規程」に基づき、「動物実験委員会」を設置し、動物福祉・動物愛護・環境保全の観点並びに動物実験等を行う教職員・学生等の安全確保の観点から研究実施の適否等に関して審議を行っている。同様に遺伝子組換え実験においては「遺伝子組換え実験安全管理規程」に基づく「遺伝子組換え実験安全委員会」、

微生物の取扱いにおいては「微生物等安全管理規程」に基づく「微生物安全管理委員会」をそれぞれ設置し、安全確保・拡散防止措置の的確性等の観点から研究実施の適否等に関して審査を行っている。

なお、上記の学内審査機関においては教育訓練講習会等を毎年開催し、研究に従事する者に対して、研究実施に先立ち、教育訓練講習会の受講を義務付けている。

以上のことから、研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応していると判断できる。

8.1.6. 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価 評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学は、短期大学基準に照らして教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っており、また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているとして評価できる。

その理由として、教育研究等の環境に関連する委員会が適切な根拠に基づき定期的な点検・評価に取り組んでいること、また、その結果に基づき改善・向上に努めていることなどが挙げられる。

本学においては、学術研究に関する委員会として研究委員会、国際交流委員会、人を対象とする研究に関する倫理審査委員会、遺伝子組換え実験安全委員会、動物実験委員会、環境保全委員会、微生物安全管理委員会、毒劇薬・毒劇物気概防止委員会、プロジェクト研究審査委員会、知的財産委員会が設けられている。また、教育研究施設等に関する委員会としてメディアセンター委員会、健康増進センター運営委員会、アニマルセンター委員会、薬膳科学研究所運営委員会、発達支援センター運営委員会、発達支援センター企画運営委員会が設けられている（資料 3-11）。これらの学内委員会で、現状の把握を行い、問題が生じた場合には審議会や関連する委員会で対応することになっている。特に付置施設においては、中期総合計画と事業計画を策定することが求められており、その中期総合計画と事業計画の自己点検・評価を行う一方、自己点検・評価委員会の点検・評価を受けることになっている。その結果は学長にも報告されており、次期の中期総合計画や事業計画の立案に反映されている。

また、教育研究環境等については本学における公正かつ健全な研究活動のため、研究活動における不正行為に関する申立ての仕組みや研究活動・研究業績の自己点検・自己評価を検討・審議する体制を整備している。研究倫理に関する学内審査機関のうち、動物実験については、動物実験委員会において、「動物実験に関する規程」に従い、毎年、基本指針への適合性並びに飼養保管基準の遵守状況に関して自己点検・評価を行い、ウェブサイト情報を公開している（資料 8-24 [ウェブ]）。一方で、人を対象とする研究並びに遺

伝子組換え実験に関する定期的な点検・評価については、学内関連規程に則り、研究実施の適否等に関する審査及び適正な学内審査機関運営・管理を努めることに留まっている。

動物実験に関しては、平成 30（2018）年 11 月に公益社団法人日本実験動物学会による動物実験に関する外部検証を受審した。外部検証の結果、総合的に動物実験の実施状況は良好と判断された一方で、学内関連規程等において、「文部科学省の研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」と「環境省の実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」との適合性に関して細部に不適合が散見されとの指摘を受けた（資料 8-25）。これにより、動物実験委員会において、実施体制を含め細部の見直しを行い、令和 2（2020）年 4 月に「動物実験に関する規程」の大幅な改正を行った。また、毎年実施している動物実験委員会による動物実験の実施並びに実験施設に関する定期的な点検・評価についても、外部検証に沿った内容に変更している（資料 8-26）。

以上のことから、教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行い、改善・向上に向けた取り組みを行っているとは判断できる。

8.2. 長所・特色

本学では、毎年実施している学生生活実態調査の結果（資料 4-22）による学生の要望に基づき、より快適な教育研究環境を整備し、有効に活用している。また、従来本学における研究コンプライアンス教育及び研究倫理教育は、事務局主導のもと実施してきたが、令和元（2019）年度より教職協働で研修会内容の検討及び実施することにより、更なる研究者倫理の向上を目指し、研究不正防止に取り組んでいる（資料 8-4）。さらに、毎年開催している研究倫理に関する研修会については、研修会の内容を模索しながら、研究に従事する者に対する研究倫理教育に積極的に取り組んでいる。

なお、学内研究助成制度については、中期総合計画等で定める重点研究課題に対応した研究の促進と、教員の研究に対する士気を高めるために、大幅な制度改革を行い、研究力の向上を目指す予定である。

8.3. 問題点

本学は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（いずれも文部科学大臣決定）に従い、研究活動における不正行為や研究費の不正使用等の防止に関する学内規程等の見直しを行い、責任体制等を整備してきた。今後は、これらの責任体制等を機能させ、定期的な点検・評価を行い、研究活動の不正防止に努めていきたい。

研究倫理に関する学内審査機関について、それぞれ学内規程や独自で定めるルール等に基づき適切な審査を実施しているが、研究の活性化に伴い審査を担う教員の負担の増加が危惧される。適正かつ効率的な審査要領や審査手順の定期的な点検・見直しが必要と考えている。

また、ICT 化が進む現在にあつて、情報倫理の啓発は必須である。教職員に対しては研修会の開催や、学生に対しては全学的な教育プログラムの開発などを検討し、実現する必要がある。

8.4. 全体のまとめ

本学の教育環境の整備については、「理念に沿った目的実現のための方針」に「教育研究等環境」の項目を掲げ、教育研究活動が適切な環境で行われるよう、教育研究等環境の整備に努めている。校地・校舎ともに併設の大学と共用ではあるが、短期大学設置基準上必要な面積を上回っており、さらにメディアセンター（図書館・情報処理センター）及びICT環境の拡充、学生のノートパソコンの必携化や自学自習を促すラーニングスペース等の施設・設備も整備している。

情報倫理の確立に向けては、今後の取り組みが期待されるところもあるが、研究倫理教育や研究倫理に関する規程などの整備については、適切に対応できている。

今後も、教育研究等環境について定期的にその内容を点検・評価を行い、改善を図っていく。

以上のように、本学は自ら掲げる理念・目的を実現し、学生の学修及び教員による研究活動が十分に行われるよう、教育研究等環境の整備に関する方針を明示しており、その方針に沿って学習環境や教育研究環境を整備し、これを適切に管理運営していることから、短期大学基準に照らして概ね適切であると判断できる。

第9章 社会連携・社会貢献

9.1. 現状説明

9.1.1. 短期大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：短期大学の理念・目的、各学科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示

本学は、短期大学基準に照らして短期大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示していると評価できる。

その理由として、本学の理念・目的、各学科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針を「理念に沿った目的実現のための方針」に明示していることなどが挙げられる。

本学は、学則第1条において、教育基本法及び学校教育基本法に則るとともに本学の建学の精神に基づき、理論と実際の統合を図り、学問と生活の融合を重んじ教育と研究に努め、社会の発展及び文化の向上に貢献し得る有為な人材を養成することを目的とし、教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与することを掲げている(資料1-1)。

また、「理念に沿った目的実現のための方針」を定め、社会連携・社会貢献において、地域・自治体・教育機関・産業界・国際社会に対し本学がイノベーション・ハブとなり、課題解決・資源活用・研究交流・学生支援・地域交流を促進、展開する方針を次のように定めている(資料1-13 [ウェブ])。

- ・教育研究成果を地域社会に還元するため、地域のニーズに対応した連携活動や生涯学習の機会を提供する。
- ・地域、産学官、大学間の連携事業の推進に相互に協力し、地域の発展や課題解決、人材育成等に取り組む。また、学生の地域連携活動を推進し、社会人基礎力の向上を図る。
- ・国際交流活動を通じたグローバル化を推進するため、海外大学等との連携協定を軸とした海外研修プログラムの整備や海外留学制度に関する外部資金の情報提供により、学生の留学を積極的に支援するとともに、海外の研究機関や大学等との学術交流の促進、研究員・外国人留学生の受け入れを行う。



その方針の実現に向け、第7次中期総合計画においては、中期目標を「N-PLUS～学園の特色と強みをさらに高める3年」と定め、その基本方針において本学の特色や強みを活かした差別化の取り組みについて「地域へ貢献するための産学官連携活動の強力な推進」を

重点取組項目として明示している（資料 1-10）。

N-PLUS とは“Nakamura-Progressive Latest Unique Strategy”の頭文字をとったもので、既に本学の大きな特色及び強みとして広く地域に認識されている「食の中村」や「教育の中村」に加えて、本学に存在する様々な特色や強みを発掘し、育て、最大限に活かしていくことで、厳しい環境下にあっても持続的に発展していく強靱な学園を創り上げていくプロセスを呼称したものである。N-PLUS では、地域創生の中で求められる大学の役割・機能を明確化させ、地域ニーズに対応したリカレント教育や地域課題の解決を行う教育研究など、地域の様々な主体が集うイノベーション・ハブを目指すことを明示し、以下の 3 つを重点事業として推進している。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 地域ニーズに対応したリカレント教育の場としての機能を確立<ul style="list-style-type: none">・ 社会人向け高度人材育成プログラムの展開・ 子育て支援プログラムや発達支援プログラムの展開(2) 地域課題の解決を行う教育・研究拠点としての機能の確立<ul style="list-style-type: none">・ 地域資源を活用した地域の健康課題解決プログラムの展開・ アクティブ・ラーニングを通じた地域コミュニケーションが抱える課題の解決(3) 企業・行政・中村学園大学短期大学部の三位一体による受託・共同研究の積極的な推進<ul style="list-style-type: none">・ 研究企画機能の強化・ 研究支援体制の強化 |
|---|

以上のことから、教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示していると判断できる。

9.1.2. 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点 1：学外組織との適切な連携体制

評価の視点 2：社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進

評価の視点 3：地域交流、国際交流事業への参加

本学は、社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、短期大学基準に照らして社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しており、また、教育研究成果を適切に社会に還元していると評価できる。

その理由として、学外組織と適切な連携体制を構築していること、社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動を推進していること、地域交流、国際交流事業に積極的に参加していることなどが挙げられる。

本学は、地域行政、他大学及び産学官（企業や自治体）などの学外組織との連携体制を構築し、様々な社会連携・社会貢献活動に積極的に取り組んでいる。

〔地域との連携〕

地域社会との連携は、教育と研究につぐ社会的使命であるにとらえ、本学及び本学所在地を管轄する城南区役所、近隣住民が連携を図るための意見・情報交換の場として、地域連携推進協議会（資料 9-1〔ウェブ〕）を設置している。地域連携推進協議会は、地域社会の課題解決や交流の活性化を目的としており、自治体や公民館、学校などとの交流事業や学生も参画した様々な連携・協力事業を推進している。

これらは本学学生の地域貢献の場としても機能し、福岡市城南区近隣校区の公民館や市民センター、小学校、保育園、保健所、福祉サービス施設、UR 都市機構公団住宅集会所等において、イベント等の連携活動を実施するとともに、意見・情報交換の場として設置された地域推進連携協議会（資料 9-1〔ウェブ〕）に、学園祭実行委員や学友自治会委員も参加し城南区長など地域のステークホルダーへ情報提供を行っている（資料 9-2）。

また、本学の教室を利用し親子で参加可能なイベント開催など本学教員と学生を交えた交流活動の開催（オープンカレッジ）（資料 9-3）、学生自ら主体的に企画・運営を行い、本学側が選考により活動資金を助成する制度（N プロジェクト）（資料 9-4）の実施、サークルなどの学生団体で、本学近隣の公民館など公共施設等での文化祭や、校区の夏祭りといった地域活動に積極的に参加するなど、地域とのコミュニティ活動に取り組んでおり、これは、学生の積極的なアクティブ・ラーニングの場ともなっている。

本学では地域への食の貢献として、学生食堂の開放を行っている。本学の学生食堂「食育館」では「食事バランスガイド」を取り入れた一汁三菜献立をはじめ、1 日の食事の摂取量や栄養バランス及び「何を」「どれだけ」「どのように組み合わせる」食べたらよいかという「選食」の力を考えるための情報を日々提供している。毎日、多くの地域の方に活用していただいている（資料 9-5〔ウェブ〕）。

以上のように本学は、地域との交流に積極的に取り組んでいる。

〔他大学との連携〕

本学は、平成 27（2015）年に福岡工業大学短期大学部と交流協定を締結した。このことにより、これまで両大学が独自に進めてきた SD 研修や FD 活動を深化させ、両大学の強みや利点を生かした取り組みを共同推進し、教職員の能力向上や教職協働を図るとともに学生サービスの向上や教育の質の向上を目指している。福岡工業大学短期大学部との連携活動については、キャリア開発学科が中心となり毎年合同 FD 研修会を開催している。この活動は、教育・研究活動への連携にも繋がっている（資料 6-9）。

併設大学では、栄養科学的視点を踏まえた食育による健康都市づくりを推進するために、産学官 39 団体で組織された「福岡食育健康都市づくり地域協議会」の事務局を務めている。福岡県では、メタボリックシンドロームに起因する生活習慣病患者が多いという健康課題に加え、県産柿が様々な理由で収穫されずに年間約 6,000t も廃棄されている地域課題に対して、未利用柿を活用したメニュー開発や臨床試験、学校給食等への導入による普及活動を実施し、その成果を社会に還元してきた。また、地域農産物の消費促進を目的に、都市部と農村部の人的・物的交流ができる場としてファーマーズマーケットをキャンパスで開催し本学も参画している。令和 2（2020）年度は COVID-19 感染拡大防止のため、ファーマーズマーケットに代わるイベントとして「ドライブスルーふくおか in 中村学園」を

COVID-19 や災害の直撃を受けた福岡の「生産地」や「飲食店」、学内外のイベントの中止で活躍の場を失った「学生たち」を応援するために、「食の中村」らしく福岡の「食」をテーマに開催した（資料 9-6）。

〔産学官連携〕

産学官連携として、福岡市農業協同組合・福岡県農業協同組合中央会や UR 都市機構、西日本シティ銀行等の連携協定等締結企業、自治体（筑前町・福岡市城南区・久山町・うきは市・糸島市・宮崎県、柳川市、那珂川市）との連携協定を締結し活動を行っている。これらの産学官組織との連携協議を重ね、本学の研究・教育マッチング、地域集客促進等、各学科の専門性を活かした多岐に渡る活動を行っている。

令和 2（2020）年度は COVID-19 蔓延に伴い多くのイベントが中止となる中、JA（福岡市農業協同組合）共催により、検温、随時消毒、少人数など感染症対策を講じつつ農業体験や農業関係の方々との交流活動（アグリスクール）を開催した（資料 9-7 [ウェブ]）。福岡県では、食と食を支える農林水産業の重要性について理解を深めることを目的に「食育・地産地消県民運動」を展開しており、その一環として「食育・地産地消県民大会」を開催している。本学は、令和元（2019）年度に開催された同大会において、食物栄養学科教員による基調講演やアグリスクール参加学生がパネルディスカッションに登壇するなど例年積極的に参加している。なお、令和 2（2020）年度の開催は、COVID-19 の影響により中止となった。

UR 都市機構での活動については、幼稚園や地域住民を対象として幼児保育学科の教員・学生による「オペレッタ音楽劇」の開催やキャリア開発学科による「消しゴムはんこで年賀状！大作戦」などを実施し、高齢者支援をはじめとする諸問題に対応したコミュニティ活動に取り組んでいる。

自治体との連携では特に食物栄養学科が主体となり、令和元（2019）年に柳川市と食文化や産業の振興、地域づくりの諸分野で協力する連携協定を締結した。柳川の豊かな農・水産物・文化などの地域資源と、本学の専門的な知見や学生の活力などを結びつけ、相互発展を図るものとし「やながわ食の学校」による地元食材を使った食の開発を実施している（資料 9-8）。

併せて、本学の教員が保有する知識やノウハウ等をもとに、企業等が抱える様々な問題の解決の糸口を提供するための相談等に応じるウェブサイト窓口も開設し、研究者情報の提供、「受託研究」や「共同研究」などの契機作りとなっている（資料 9-9 [ウェブ]）。

〔その他の取り組み〕

本学では、地域ニーズに対応したリカレント教育の場としての機能を確立、地域課題の解決を行う教育・研究拠点としての機能の確立などの目標を掲げ、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施し、教育・研究等の成果を適切に社会に還元している。

本学は、地域社会へ積極的に研究成果を還元することを目的とした「公開講座」を毎年、企画・開催している。これまで、教員の専門分野と地域に関連した題材を取り上げ、多岐に渡る講演や実技等を展開してきており、その開催は 46 回（年）を数える（資料 9-10

〔ウェブ〕）。令和 2（2020）年度は COVID-19 対策として、これまでは教室にて対面で実施していた各講座を、受講生自身がパソコンやスマートフォン等を用い、自宅等で視聴できるように全ての講座を一定期間に集約して動画配信するオンライン公開形式で行った（資料 6-13）。

本学に設置する健康増進センター（資料 3-2）は、在学生や卒業生、地域住民を対象に、食事や運動などの日常生活や習慣が健康保持に及ぼす影響を調査し、その成果を教育や研究に反映させるとともに地域住民の健康増進に寄与している。併設する「健康栄養クリニック」では、市民を対象とした生活習慣病の元凶になる肥満の要因を調べ、防止・是正を目的に研究員が共同研究を行い、その成果を活動に反映している。

また本学に設置する発達支援センター（資料 3-3）は、子供の発達と支援の在り方を研究し、大学ならではの物的資源（設備・教育機器など）や人的資源（幅広い分野の専門家集団・学生など）を生かし、「いきいき子育て教室」や「動作法訓練会」、「保育・教育専門講座」など地域に根差した「学習・教育」型支援を実施している。

企業・海外大学との連携事業の推進については、令和元（2019）年度より、キャリア開発学科が人材教育会社と連携し、永進専門大学（韓国、大邱市）との交流を進めている。1 年目は人材教育会社のインターンシップとして、学生が韓国の大学生に日本語と日本のビジネスマナーを教える活動をした。2 年目の令和 2（2020）年はコロナ禍で両国ともに海外渡航ができないため、オンラインでの国際交流を実施した。学生同士で日常の食事や郷土、若者文化について紹介、言語を教え合ったりした。参加した学生は現在も SNS などを介して交流が続いている。連携事業は学生の海外ビジネスへの興味関心が増す契機となり、海外学生とのコミュニケーションの場を提供することにつながっている。

以上のことから、社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施し、教育研究成果を適切に社会に還元していると判断できる。

9.1.3. 社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点 2：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学は、短期大学基準に照らして社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っており、また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っていると評価できる。

その理由として、社会連携推進センターが中心となり適切な根拠に基づく定期的な点検・評価を実施していること、また、その結果に基づき改善・向上に取り組んでいることなどが挙げられる。

令和 2（2020）年度に、これまで「産学官連携推進センター会議」「地域連携推進セン

ター会議」「公開講座委員会」と分化していた委員会を統合し、「社会連携推進センター運営委員会」が新たに発足した（資料 9-11）。地域社会・行政・産業界・他大学との連携事業、生涯学習・公開講座に関する事項を集約、より効果的に点検・評価を行い、改善・向上に取り組む体制へと組織替えし、これまでの体制の中で築いてきた多くの事例・開催実績を、社会連携推進センター運営委員会を通して、さらに年間を通した具体的な連携事業計画として具体化させ、実行と見直し、展開を進める体制づくりとなっている。

学内の社会連携活動に関しては、社会連携推進センター運営委員会において活動計画の立案や実施状況の把握（事業成果や事業課題の抽出など含む）により点検・評価を行い、その結果の共有と活動改善に努めている（資料 9-12）。

また、学外組織との活動についても、本学が所在する福岡市城南区と定期的に地域連携推進協議会を共同開催し活動の点検・評価を行っている。城南区長並びに本学学長をはじめ地域連携事業に関わる担当者が参集し、連携事業の検討や実施報告をとおして双方の現状報告や課題認識を共有する機会としている。令和 2（2020）年度は、COVID-19 感染防止を考慮し書面会議を実施し、コロナ禍における共同事業やイベント企画を模索するなど継続的な連携の推進に取り組んでいる（資料 9-13）。

以上のことから、社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行い、改善・向上に向けた取り組みを行っているとは判断できる。

9.2. 長所・特色

本学 3 学科（食物栄養、キャリア開発、幼児保育）は、同一キャンパスに併設大学 3 学部（栄養科学、教育、流通科学）、研究領域で関連の深い大学院 3 研究科（栄養科学、教育学、流通科学）及び付置施設として薬膳科学研究所、栄養クリニック、健康増進センター、発達支援センターが設置されており、各専門研究領域をより深く追求していく環境が整っている。また本学は学校法人中村学園を構成する 1 校として、法人内の他教育機関（大学、大学院、中学・高等学校、幼稚園）や、姉妹法人（保育園、事業所）、各同窓会とともに地域に根差した多様な活動を行っており、相互に連携・協力し合う機会も多い。

特に教員の研究分野や研究成果に基づいて様々な業態・団体・地域等の連携活動が数多く実施されている。加えて、それらの連携事業では教員だけでなくゼミ等で学生も参画することで、学生の人格形成や教育実践、実学教育の基本をアクティブ・ラーニングとして学ぶ機会となり、これは本学の建学の精神の根幹に通じるものでもある。様々な活動において、学生と教職員の距離も近く、特に、N プロジェクトなどにおいては、学生が主体的に参画する本学独自の地域交流事業など学生の柔軟な発想を有効に生かし地域の方々に提供するよう工夫しており、地域住民からも評価が高い。

産学官、地域社会等との連携に関しては、平成 22（2010）年 10 月に西日本シティ銀行との協定を結んだことを皮切りに、令和 2（2020）年 2 月には福岡県那珂川市と包括連携を締結し現在協定先は計 11 件となり、連携活動は活発化している（資料 9-2）。また、令和元（2019）年に事務局に連携推進部が組織されたことにより、教育・研究・社会貢献を一元化する体制が整った。令和 2（2020）年度からは社会連携推進センターの発足も併せ、地域と大学（教員、学生等）を繋ぐ窓口コーディネーターとして地域社会のニーズの把握、

地域社会と調整や交渉、教育研究成果の社会への発信といった一連の業務を担うことで、教職協働による PBL や共同研究の推進に繋がりがつつある。

9.3. 問題点

本学での社会貢献・社会連携の大きな柱となっている「産学官連携」「地域連携」「大学間連携」において、これまでも長年、地域に密着し、教育・研究成果を多様な形で還元してきたが、その成果や十分なニーズの把握については今後さらなる検証が必要である。

ウィズコロナといった外部環境にも対応し、オンラインコンテンツを活用したりリカレント教育の機能の確立、地域課題の解決を担う教育拠点としての機能の確立、産学官連携による受託・共同研究の推進が求められている。本学の専門性・知的資源を活かし、少子高齢化かつ人生 100 年時代を見据えた健康寿命の延伸に対する社会的要請に配慮し、持続可能な社会・地域貢献に取り組むことが急務である。

9.4. 全体のまとめ

本学は、自ら掲げる理念・目的を実現するために、社会連携・社会貢献に関する方針を明確にし、その方針に沿って社会との連携に配慮し、教育研究成果を広く社会に還元している。

現状説明で述べたように、社会連携・社会貢献に関して、本学は、建学の精神や学則、中期総合計画、理念に沿った目的実現のための方針に基づき、社会連携推進センターと連携推進部が両輪となって、教職協働により社会的な要請に応えるべく、本学の教育・研究資源を活かした様々な取り組みや活動を進め、積極的に社会のイノベーション・ハブとなるよう還元している。その適切性について定期的に学内外組織や地域住民から点検・評価を受ける機会を設け、その結果に基づいて改善・向上に努める PDCA サイクルを確立しており、今後も地域社会から本学への連携、協力の要請は益々高まることが予想される。

また、本学の多彩な資源を活かし、なおかつ建学の精神にある「清節・感恩・労作」に重きをおく人格形成、「形は心の現れ」を信条とした励行に裏打ちされた学生のアクティブ・ラーニングなどの取り組みは、学生の「実学教育」にも繋がっている。その活動は、高い就職率とも相まって効果を上げ、学生による PBL やボランティア活動、教員の共同研究による地域課題の解決などに取り組むことで、社会に貢献できる人材を育成している。

一方、研究・教育環境や社会情勢の変化に伴い、本学の教育・研究プログラムの見直しを図りつつ産学官連携活動やリカレント教育を深化することが喫緊の課題である。今後も本学の限られた人員で最大限の効果を上げるよう、産学官・地域・他大学との交流や連携について組織的な点検・評価を行い、その上で中・長期計画を掲げ、更なる社会連携・社会連携活動の充実を図っていく。

以上により、本学は自ら掲げる理念・目的を実現するために、社会連携・社会貢献に関する方針を定めて公表し、その方針に沿って社会との連携に配慮して、教育研究成果を広く社会に還元する諸施策に取り組んでいることから、短期大学基準に照らして概ね適切であると判断できる。

第10章 大学運営・財務

第1節 大学運営

10.1. 現状説明

10.1.1.1. 短期大学の理念・目的、短期大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する短期大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：短期大学の理念・目的、短期大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示

評価の視点2：学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

本学は、自ら掲げる理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために、短期大学基準に照らして必要な大学運営に関する大学としての方針を明示していると評価できる。

その理由として、本学の理念・目的、短期大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針をガバナンス・コードに明示し、ウェブサイトを紹介して公表及び周知していることなどが挙げられる。

本学では、ガバナンス・コード（資料 10-1）に「中期総合計画の策定と実現に必要な取組みについて」として、次のように記載している。

- ① 安定した経営を行うために、認証評価を踏まえて中期的な学内外の環境の変化の予測に基づく、適切な中期総合計画の検討・策定をします。
- ② 中期総合計画の進捗状況、財務状況については、理事会及び評議員会で進捗状況を管理把握し、適正な法人運営・大学運営に努めます。
- ③ 財政的な裏付けのある中期総合計画の実現のために、外部理事を含めた経営陣全体や、経営陣を支えるスタッフの経営能力を高めていきます。
- ④ 改革のために、教職協働の観点からも事務職員の人材養成・確保など事務職員の役割を一層重視します。
- ⑤ 経営陣と教職員が中期総合計画を共有し、教職員からも改革の実現に際して提案を受けるなど法人全体の取組みを徹底します。

また、このガバナンス・コードはウェブサイト「情報公開」の「基本情報」において公開している。これにより、学内構成員はもちろん、ステークホルダーに対して広く大学運営の方針を公表・周知している。

以上のことから、理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示していると判断できる。

10.1.1.2. 方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

評価の視点1：適切な大学運営のための組織の整備

- ・学長の選任方法と権限の明示
 - ・役職者の選任方法と権限の明示
 - ・学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備
 - ・教授会の役割の明確化
 - ・学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化
 - ・教学組織（短期大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化
 - ・学生、教職員からの意見への対応
- ＜併設大学がある短期大学＞
- ・併設大学と合同で教授会を開催する場合、短期大学固有の事項に関する審議方法の適切性

評価の視点2：適切な危機管理対策の実施

本学は、大学運営の方針に基づき、短期大学基準に照らして学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しており、また、それに基づいた適切な大学運営を行っているとして評価できる。

その理由として、学長・役職者の選任方法と権限などを明示して適切な大学運営のために組織を整備していること、危機管理計画を定めて適切な危機管理対策を実施していることなどが挙げられる。

本学における役職者の権限と責任は、学校法人中村学園管理運営規則、及び学校法人中村学園管理者の職務権限に関する規程に規定している（資料 3-1）。また、学長及び教授会の役割については、前述のガバナンス・コード（資料 10-1）にも明記している。

学長の選考は、中村学園大学短期大学部学長選任規程に基づいて行う（資料 10-2）。学長の資格は、規程第 3 条に「本学の建学の精神の具現に熱意を有し、人格高潔で学識に優れ、かつ、教育行政に識見を有する者でなければならない。」と定めている。学長の任期満了等に伴い新たに学長を選任する場合は、理事長、学長、学長経験者のうちから 1 名、理事のうちから 1 名、教授のうちから 2 名の計 6 名により組織される学長候補者選考委員会を設置し、理事長が委員長となって、厳正な審査により学長候補者の選考を行っている。その後、評議員会の意見を聞いた上で、理事会の特別議決事項として最終的に理事会の権限において学長の選任を行うこととしている。学長は教学組織の責任者として、本学の校務を掌り、所属の教職員その他を統督し、かつ、業務を管理する責任があり、その遂行に必要な権限を有すると定めている。

短期大学部長の選考手続きは、中村学園大学短期大学部長候補者推薦内規（資料 10-3）に基づく。短期大学部長の任期満了等に伴い新たに短期大学部長を選任する場合は、学長は、短期大学部長候補者推薦委員会に後任候補者の推薦を求める。この委員会は、本学所

属の教授全員及び准教授・講師から互選され学長から委嘱された者 2 名から構成されている。委員会において投票により短期大学部長候補者 3 名を選出し、そのうち 1 名を学長が理事会に推薦する。短期大学部長は、その専属事項について、学長を補佐し、短期大学部の方針、諸規程並びに承認された計画に従って本学内の業務を管理する責任があり、その遂行に必要な権限を有すると定めている。短期大学部長は、学校法人中村学園管理運営規則第 28 条に基づき学長と協議のうえ、各学科に学科主任を置くことができる。学科主任は、教授のうちから学長の推薦に基づき理事長が任命し、学科の専属事項について短期大学部長を補佐する。

本学的意思決定プロセスとして、学長直轄の審議会と本学教授会がある。審議会は、併設大学と合同開催であり、学長、大学院研究科長、学部長、短期大学部長、事務局長、事務局部長によって組織され、学長が招集し、その議長となる。審議会では、学則等諸規程の改正、教員の任用、自己点検・評価等、本学全体の教学に係る重要施策等についての審議を行っている（資料 2-2）。

- (1) 教育研究の大綱に関する事項
- (2) 任用すべき教員の選定に関する事項
- (3) 学校運営の諸企画に関する事項
- (4) 学則その他教学に関する重要な規則の制定・改廃に関する事項
- (5) 全学的な教育課程の編成に関する事項
- (6) 各学部共通の教学に関する事項
- (7) 全学的な FD の基本方針、基本計画及び自己点検・評価に関する事項
- (8) 内部質保証に関する事項
- (9) その他学長が必要と認めた事項

なお、教授会における議事を円滑に進めるために、審議会を教授会の前に開催することで、役職者間の意思の疎通を図っている。審議会は学長直轄の議決機関として中村学園大学（含む短期大学部）審議会規程（資料 2-2）に基づき運営が行われている。

本学の教授会は併設大学各学部とは独立しており、短期大学部長及び 3 学科に所属する教授、准教授及び講師によって組織され、本学の事業計画、教育課程の変更等、教育・研究に関する重要事項についての審議を行っている（資料 4-8）。ただし、学則において、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり審議し、意見を述べると定めており、教授会の審議結果が学長の最終判断を拘束するものではない。

- 一 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項
- 二 学位の授与に関する事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの。

また、中村学園大学短期大学部教授会運営細則（資料 4-8）において上述三は次の事項と定めている。

- 一 教育課程及び授業に関する事項
- 二 学則及び学内諸規程に関する事項
- 三 教育職員の研究等に関する事項
- 四 自己点検、評価に関する事項

五 教育職員の学外における研修、講義、海外留学に関する事項

六 その他教育研究上必要と思われる重要事項

なお、本学における教学及び管理運営に関する重要施策等についての最終的な意思決定は理事会であり、中期総合計画と単年度における管理運営方針である事業計画は、理事会における審議・承認を経てから計画が執行されるが、大学の目的を達成するための各種政策の意思決定、学部長等の任命、教員採用等については、学長の意向が十分に反映されるように努めている。

学生から挙げられる意見等への対応は、学生支援センターの各窓口や学生相談室のほか、全学生を対象に毎年行っている「学生生活実態調査（資料 4-22）」において各種意見や要望を集約し、教職員間で共有して方針の決定や計画策定に繋げている。教職員からの意見は、学科会議や部署内会議等をとおして、内容によっては審議会や事務職経営企画会議などのしかるべき会議体に諮られる。

危機管理については、近年は自然災害や人為的災害、経済事象等による危機が存在しており、様々な危機の発生は学生や教職員の生命、安全を脅かすとともに、危機発生により生じる損害や損失は、学術研究及び教育活動、学校運営の継続的な遂行を妨げるだけでなく、場合によっては本学存続の基盤をも揺るがしかねない。このため、本学は「中村学園大学(含む短期大学部)危機管理計画」（資料 2-6）を定め、危機の発生防止に努めるとともに、危機が発生した場合においては迅速かつ適切な対策を講じることにより、危機発生による影響の軽減を図り、大学及び学生、教職員が被る損害や損失をできる限り最小限に留めるための総合的な危機管理を行う体制をとっている。

今般の COVID-19 感染防止対策では、危機管理計画に基づき、令和 2（2020）年 3 月に学長を本部長とする緊急対策本部を設置し、令和 2（2020）年 4 月以降は緊急対策本部会議を定例開催している。会議では、感染者発生時の即時対応、短期的・中長期的に取り組むべき課題について議論し、会議での決定事項は各学科・事務局に展開されると共に、教育研究活動を遂行するにあたり支障がある場合は、各部局からの報告・連絡・相談に基づき、この緊急対策本部会議にて対応案を協議・決定してきた。決定事項については、UNIPA 等により、全学生・教職員に周知し、コロナ禍を乗り越える、コロナ禍でも適切に大学を運営するという意識の統一を行っている。

以上のことから、方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示し、適切な大学運営を行っている判断できる。

10.1.1.3. 予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

評価の視点 1：予算執行プロセスの明確性及び透明性

- ・ 内部統制等
- ・ 予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定

本学は、短期大学基準に照らして予算編成及び予算執行を適切に行っていると評価できる。

その理由として、予算執行プロセスを明確にし、透明性を確保していることなどが挙げられる。

本学の予算編成は次のプロセスで行っている。まず、中期総合計画及び収支予想により翌年度入学生の学生納付金を5月理事会にて審議、決定し、その後予算編成方針、予算編成日程及び研究費取扱要領を財務部にて立案し、学長、理事長の決裁を受けている。決裁承認後10月に各部局に予算申請書を配布している。各学科は中期総合計画の教育研究方針に沿った事業計画書を作成し、予算申請書とともに提出している。予算申請書を基に、教育研究の重点事項、主な施設設備計画を評議員会、理事会に諮っている。各部局から提出された予算申請書に基づき、12月から1月にかけて財務部にて予算の申請内容について事情聴取を行っている。教員の基盤研究費については、職位に関係なく個々の申請に基づき、学長が短期大学部長、学科主任、事務部局の意見を聞いて決定している。予算原案は財務部にて編成し、2月に理事長の査定を受け、その後予算（案）を編成して、3月の評議員会に諮問、理事会にて決定している。予算の通知は各予算単位に対し行い、基盤研究費については各教員に通知している。

予算執行は、各部局の所属長の執行確認と財務部課長の執行責任を基に「学校法人中村学園経理規程取扱細則」第10条第1項各号（資料10-4）の決裁限度額に基づき、執行承認を受けている。

予算管理は、平成23（2011）年度に経理システムを導入し、各部局で行っていた予算残高把握をWEB対応による各部局での予算執行入力、予算残高照会へ変更して、リアルタイムに予算残高把握を行える仕組みとし、予算を超過する執行ができないようにした。さらに、平成30（2018）年度に財務システムを更新し、以前の機能を維持しつつ、予算管理部局がトップページで予算残高総額を一覧で確認できるようにした（資料10-5）。

決算監査は、私立学校法及び学校法人寄附行為（資料10-6）に基づく監事による監査、私立学校振興助成法に基づく公認会計士監査による会計監査を実施しており、両者間での監査報告及び意見交換を行うことで連携を図っている。また、法人本部に常勤監査役を置き、監事による監査、公認会計士監査時には同席して、監事、公認会計士との連携を図り、適正な監査体制で運用している（資料10-7）。

全体的に予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組みは確立していないが、予算編成において目的別に中科目を設け予算配布を行っているため、各部局での細やかな予算執行管理ができる体制となっている。また、財務状況について説明責任を果たす観点から事業報告書に学園の決算概要を掲載し、資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表の解説を行っている。

以上のことから、予算編成及び予算執行を適切に行っていると判断できる。

10.1.1.4. 法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

評価の視点 1：大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置

- ・ 職員の採用及び昇格等に関する諸規程の整備とその適切な運用
- ・ 業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備
- ・ 教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係(教職協働)
- ・ 人事評価に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善

本学は、短期大学基準に照らして法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けており、また、その事務組織は適切に機能していると評価できる。

その理由として、大学運営に関わる適切な事務組織を構成し人員を配置していること、職員の採用・昇格等に関する諸規程を整備していることなどが挙げられる。

職員の採用手続きについては就業規則（資料 10-8）に定めており、昇格については、学校法人中村学園教職員任用上の取扱い要領における事務職員の昇級・昇格モデルパターンを参考に、人事評価の結果によって職員の昇格を判断している。採用は、定年退職等による欠員補充を基本として採用計画を立て、採用試験にあたっては、採用したい人物像、必要な資格、年齢基準等の採用方針を明確にした上で公募を行っている。令和 2（2020）年度は、COVID-19 感染拡大防止の観点から一次・二次面接試験をオンラインで行い、最終面接は感染防止対策を取りながら対面で実施した。

また、中村学園では、法人・併設大学・本学の運営に関する業務、教育・研究等の支援、その他本学運営に必要な業務を適切に遂行するための事務組織を編成している（資料 8-5）。教育機関に対する社会からの要請が高度化・多様化する中において、社会のニーズを適確に捉え、事務組織と教学組織が一層の連携強化を図るとともに、本学に期待される新たな役割に適切に対応できる機動的な事務組織を構築することが重要であることから、まず、平成 27（2015）年 7 月に現体制になる前段階の事務組織改編を行った。本学の事務組織は、学校法人中村学園管理運営規則並びに学校法人中村学園事務分掌規程に規定しており、法人本部に総務部、財務部、経営企画室、短期大学部事務局に教務部、学生部、連携推進部、入試広報部及び学術情報部を置いた。

事務職員は高度な専門性を有し、これまで以上に組織運営や業務の遂行を主体的に担うことが求められる。そのため、次の 3 つの側面から適正な業務運営の在り方、意思決定プロセス、人員配置の見直し等を検討し、事務職員が能力を最大限に発揮できる活力ある職場環境を構築し、組織力を持って改革を推進する事務組織として整備した。

- ① 時代と社会の変化に対応した事務組織への整備（新規事業、重点取組事項に対して、効率的かつ効果的な業務を遂行するために、現組織体制の見直しと戦略的な人員配置を行う。）
- ② 教職協働の推進（事務組織の機能や編成を見直すことにより、教職協働を円滑に推進できる事務体制を構築する。）
- ③ 制度疲労改善に向けた事務機能の再構築と職員の意識改革（業務が錯綜している部局の再編とグループ制の導入により、部局ごとの業務の縦割り意識を排除し、職員の意識改革を進める。）

新たな事務組織では、法人本部は、組織マネジメントの強化を図るため法人本部長職を設置し、人事関連業務を総務部の所管、経理・管財業務を財務部の直接所管として法人本部と学園各学校の管理業務の効率化・合理化を図った。また、理事長を補佐するスタッフ機能の強化と学園全体の将来計画を取り纏め実行に移す戦略的部局として経営企画室を設置した。事務局においては、戦略性・統一性を持った学園広報の展開、競争的資金獲得に向けた研究支援の強化、増大する国際交流、産学官連携等の事業を支える事務局機能の明確化のために、「広報室」「教育研究支援課」「国際交流・社会連携課」を新たに設置した。また、各部局が所掌する業務の関連性により大学事務局を「教務部」「学生部」「入試広報部」「学術情報部」の4グループに分け、各グループを管理する新たな役職として事務部長を配置し、グループ内の人員配置に機動性・融通性を持たせることで、業務の平準化と人材の育成を進めてきた。さらに、令和元（2019）年7月からは各部内の課を廃止し、部としての機動性・融通性を一層高めることとし、教務部、学生部、連携推進部、入試広報部、学術情報部の5グループに改編した。

教職協働への取り組みとして、多くの学内各種委員会において、令和元（2019）年度までは事務職員は「陪席」としての位置づけであったが、令和2（2020）年度より担当事務局職員を構成員とすることで、事務局がより提案・意見しやすい体制としている。また、その事務局職員も管理職に限定するのではなく、実務に精通した職員の意見が反映されやすいよう工夫している（資料3-11）。

人事評価は学校法人中村学園人事評価規程（資料6-14）及び人事評価マニュアル（資料10-9）に基づき、毎年、専任の事務職員全員に対して実施している。人事評価では、意欲・態度、能力、業績の3つの要素を評価項目としており、それぞれの項目において10段階評価を行い、各評価に係数を乗じて得た点数の合計によりA、B、C+、C、C-、D、Eの7段階のランク付けを行っている。それぞれのランクにはポイントが設定されており、一定期間において取得したポイントの累計により、事務職員の昇格・改級、昇給に反映させている。

令和元（2019）年度からは、これまで別々の検討軸で実行してきた人事に関する「採用」「育成」「評価」に一貫性を持たせ、今後の人事制度の方針の方向付け、軌道修正など調整統括を担うための専門的な会議体として、法人本部長、法人本部部長、事務局長、事務部長、中学・高校事務長からなる人材戦略会議を新たに立ち上げた。また、人材戦略会議の傘下に「採用」「育成」「評価」の3つのワーキンググループ（WG）を編成し、WG長には事務部長を、メンバーには人材育成の観点から職員を選抜して充て、各種検討事項の具現化を進めることとした。育成WGではスタッフ・ディベロップメントの内容検討・実施とブラザーシスター候補者選出等、採用WGは評価表の検討、一次審査の主管面接官等、評価WGは人事評価表や実施スケジュールの検討等を進めている（資料10-10）。

【基本的な人事制度の考え方】

- ・ 職員の採用時には目指すべき人材像をベースにした求める人材像を評価軸とする。
- ・ 目指すべき人材像と求める人材像とのギャップを各級ごとに段階的に設け、人事評価の際のコンピテンシー評価とする。各人のコンピテンシー評価を基に、上級への育成を目指して組織的な指導や育成に取り組み、目指すべき人材像を体現する。
- ・ 学園職員として目指すべき人材像を共有し、その育成を図る。

〔事務職員として目指すべき人材像（教育理念を引き継ぐために目指すべき人材像）〕

- ・ 学園祖中村ハル先生の理念を体現し、社会のために情熱と信念をもって挑戦し続けられる人
- ・ 高い理想を常に目指すために、時代の変化に対して先見の明を持ち、自ら学び適応して向上し続けられる人
- ・ 誰にも負けない努力を重ねることで得られる厳しさと優しさで仲間と協働し、切磋琢磨することで互いの成長に寄与し続けられる人

〔中村学園が求める人材像〕

- ・ 中村学園の教育理念に心から共感して体現できる人
- ・ 社会のために情熱をもって挑戦できる人
- ・ 理想を目指すために、変化に適応して自ら学び成長できる人
- ・ 誰にも負けない努力により得られる厳しさと優しさで、仲間と切磋琢磨できる人

以上のことから、法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設け、適切に機能していると判断できる。

10.1.1.5. 大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

評価の視点 1：大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施

本学は、短期大学基準に照らして大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じていると評価できる。

その理由として、大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の研修制度を体系化して組織的に実施していることなどが挙げられる。

本学の特色的な取組として、定例教職員朝礼（第 1・第 3 木曜日開催）において、全ての専任教職員が一堂に会した場で、学園のトップである理事長と本学のトップである学長が、最新の社会情勢等の情報や、直近の取組事項の内容や課題、短期大学部の事業計画や中期総合計画についても講演し、周知と意識の共有化を図っている。令和 2（2020）年度は COVID-19 感染防止対策のため全てオンラインでの開催となったが、これにより非常勤教職員・派遣職員も視聴が可能となり、意識醸成の面ではさらに高い効果が得られている。

事務職員については、能力開発と資質の向上を目的として学校法人中村学園事務職員研修要領及び中村学園事務職員研修実施マニュアル（資料 10-11）により研修制度を体系化しており、研修制度は大きく①職場内研修（OJT、勉強会・小集団活動）、②職場外研修（学園内実施研修（階層別研修、目的別研修、共通研修）、学園外派遣研修（外部団体研修、海外研修、中・長期派遣研修））、③自己啓発研修の 3 つの柱で構成されている（資料 10-12）。

職場内研修では各部局の日常業務における OJT や勉強会等に取り組んできたが、知識やスキルにとどまらない、行動そのものを変える思考や態度を養う目的で平成 28（2016）年

度から新任者を対象にブラザーシスター制度を導入した。先輩事務職員が新任事務職員に1年間マンツーマンでフォローすることにより、考え方のプロセスと行動に移すプロセスをひとつのパターンとして認識する考え方の継承に取り組んでいる。

階層別研修として行う事務職員研修では、管理職を除く係長以上の役職者と一般課員に分けて隔年で実施し、役割に応じて必要とされる資質能力の向上を図っている。管理職に対しては、教育職員も含めた管理職研修会と、事務職員のみを対象としたサマーセミナーを毎年実施し、管理職としての意識の醸成、マネジメント能力の向上に努めている（資料10-12）。また、新任者には本学並びに併設大学それぞれの開講科目「中村学」の受講や各学校の見学の機会を設けるなど、早期の学園理解を促している。

目的別研修では、職員のアドミニストレーターとしての職能や経営的(大局的)な視座の獲得、コミュニケーション能力・発信力の涵養等を目的として、平成27(2015)年度からオムニバス型SD研修を開始した。テーマの設定や実施方法など見直しながら試行錯誤を繰り返して充実を図っているところであるが、数名の職員が講師役となって1コマ90分のカリキュラムを組んで他の職員が1〜2コマずつ受講する手法をとり、終了後のループリックシート評価では講師役の職員自身の振り返りにも資するものとしている。

また、学園外派遣研修では、自発的に問題を解決する意識やプレゼンテーション能力を養うことを目的として平成29(2017)年度から他大学調査研修を開始した。部局の垣根を越えた職員間で企画した調査計画の中から1〜2グループを選定し、先進的に取り組んでいる他大学に自らアプローチして事例を学ぶ機会としている。なお、制度の見直しと充実を進めているため、令和元(2019)年度と2(2020)年度は実施していない。

外部団体が開催する研修や私立大学協会等が主催する研修は、令和2(2020)年度はCOVID-19の影響でその多くが中止となったが、毎年、職員を派遣して各自のスキルアップを図っている。また、職員が自主的に行った自己啓発に対しては教育訓練制度として補助金を支給しており、業務に関連する資格の取得を奨励している（資料10-13）。

令和2(2020)年度からは、より体系的に人材育成に取り組めるよう、人材戦略会議と育成WGにおいてSD研修を能力開発、学園理解、他部局理解、自己啓発に分け、年間スケジュールの再構築を進めている（資料10-11）。

本学は、学生のクラスごとに講師以上の指導主任を配置し、学生が健全な学生生活を享受することができるように、関連事務部局と密接に連携しながら学生生活全般において適切な援助と指導助言を行う体制をとっている（資料4-10）。このため、毎年9月に全教職員を対象として指導主任研修会を開催し、外部講師も交えて学生指導に関する最新の知見や学生との適切な関わり方について資質の向上を図っている。令和2(2020)年度は学生の心のケアに対する指導主任のサポートのあり方をメインテーマとし、WEB配信の形式をとり実施した（資料10-14）。また、毎年9月に実施している併設大学と共同で開催する教育ワークショップにおいても全教職員を対象として、各学科からの教育取組み事例発表や事務局からの情報提供など教職協働でFDを推進している（資料4-23）。

この他、全教職員を対象としたハラスメント及びメンタルヘルスに関する研修会（資料10-15）や防災教育研修会（資料10-16）も毎年実施している。

以上のことから、大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及

び資質の向上を図るための方策を講じていると判断できる。

10.1.1.6. 大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価 評価の視点 2：監査プロセスの適切性 評価の視点 3：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学は、短期大学基準に照らして大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っており、また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているとして評価できる。

その理由として、中期総合計画などの適切な根拠に基づく定期的な点検・評価をすること、また、その結果に基づく改善・向上の取り組んでいること、さらに、監査プロセスも適切であることなどが挙げられる。

本学の運営は、中期総合計画に基づき行われている。その中期総合計画に基づく事業計画の中間報告（9月）と事業報告（3月）により、事業計画の進捗・達成状況について定期的に点検・評価を行っている。中間報告では、年度末の事業計画の完遂に向けて課題を洗い出している。また事業報告では、年度末の達成状況を点検・評価している。事業報告は、ウェブサイト「情報公開」に公表している。

また、事務組織体制については、理事長を筆頭に事務局部長職以上が構成員を務める「事務職経営企画会議」及び「人材戦略会議」を毎月1回開催し、事務局全体の在り方・事務組織体制・各部署の事務分掌について協議を行うと共に点検・評価している。

監査は、私立学校法及び学校法人寄附行為に基づく監事による監査、私立学校振興助成法に基づく公認会計士監査による会計監査を実施しており、両者間での監査報告及び意見交換を行うことで連携を図っている。また、法人本部に常勤監査役を置き、監事による監査、公認会計士監査時には同席して、監事、公認会計士との連携を図り、適正な監査体制で運用できている。

事業報告の点検・評価の結果は、次期の中期総合計画と事業計画の立案に活かすことにより、大学運営の改善と向上に取り組んでいる。事務局においては、点検・評価の結果に基づき定期的（平成27（2015）年度・令和元（2019）年度）に組織改編を実施している。

以上のことから、大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行い、改善・向上に向けた取り組みを行っているとして判断できる。

10.1.2. 長所・特色

本学における教学組織と事務組織、及び法人組織（理事会等）の関係性や学長の意思決定など、ガバナンスは明確であり機能している（資料10-1）。

各種学内研修（管理職研修、サマーセミナー、係長・課長補佐研修）（資料10-9）の中では、中期総合計画の策定や対応状況等についての議題を挙げ、協議する場を設けており、

教職員の参画を自然と促せるような仕組みをとっている。このような取り組みにより、大学運営全体を俯瞰でき、経営感覚をもった教職員を育成していくことも狙いとしている。また、事務組織改編により部局を大きくまとめ部の裁量を拡大したため、現場の実情に応じて人員配置や業務分担など柔軟に対応できるようになり、採用・育成・評価に一貫性を持たせた人材マネジメントについての基本構想が明確になった。

10.1.3. 問題点

人材マネジメントについては体系的な基盤整備を一層進めなければならない。業務が複雑化・高度化する中で、計画的な人員配置を行い、目指すべき人材像を体現するために「採用」「育成」「評価」に一貫性を持たせた取り組みを実行していく。グローバル化に伴う国際競争の激化や ICT 技術の急速な進展など社会が大きく変化する時代に迅速に対応し、学園祖の教育理念と建学の精神を根幹とする学生満足度の高い教育に努めるため、併設大学と一体となった迅速かつ効率的な組織運営と適時適切な判断が必要である。令和元（2019）年度に改編した事務組織の更なる機能充実と職員の資質向上並びに教職協働を推進する必要がある。

10.1.4. 全体のまとめ

本学では、自ら掲げる大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期計画等を実現するための大学運営に関する方針をガバナンス・コードに明示し、学科会議や教授会などの各種会議を通して大学運営を行っている。また、中期総合計画の策定や対応については、各種研修でも議題として取り上げることで教職員の参画を自然と促すとともに、大学運営全体を把握しながら次世代を担う教職員の育成にも寄与している。さらに、制定された中期総合計画はサイボウズ Garoon に掲載し、常時確認できる仕組みを整えている。

本学の運営は大局的には概ね安定しているが、一層厳しい環境が待ち受ける中においては、組織を盤石なものとするために特に人材マネジメントを有効に機能させる必要がある。

以上のように、本学は自ら掲げる理念・目的を実現し、短期大学としての機能を円滑かつ十分に発揮するために、大学の運営に関わる方針を明確にし、その方針に沿って明文化された規定に基づき適切な大学運営に努めている。また、教育研究活動を支援しそれを維持・向上させるために、適切に組織を整備するとともに、絶えず教員及び職員の大学運営に関する資質向上のために諸施策に取り組んでいることから、短期大学基準に照らして概ね適切であると判断できる。

第2節 財務

10.2.1. 現状説明

10.2.1.1. 教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

評価の視点 1：短期大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定

評価の視点 2：当該短期大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定

本学は、短期大学基準に照らして教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定していると評価できる。

その理由として、中期総合計画を策定し財務目標を設定していることなどが挙げられる。

本学では、平成 30（2018）年度に 3 カ年の学校法人中村学園第 7 次中期総合計画（平成 30（2018）年度～令和 2（2020）年度）を策定し、財務目標を設定している（資料 1-15）。私学を取り巻く環境が厳しくなるなかで、社会や時代の要請及び学生等の満足度等を十分に勘案し、教育・研究の質の低下をきたすことなく、また、極端な負担増を伴うことのないよう財政基盤の安定化を図ることを目標として取り組んでいる。

その中の財政目標としては、第 7 次中期総合計画の最終年度目標数値を法人全体経常収支差額比率では 10.0%、大学・短大合算経常収支差額比率では 18.0%に設定しているが、初年度の平成 30（2018）年度は、法人全体経常収支差額比率は 10.6%、大学・短大合算収支差額比率は 18.4%、2 年目の令和元（2019）年度は、法人全体経常収支差額比率は 12.7%、大学・短大合算収支差額比率は 20.2%とそれぞれ目標を達成しており、安定した財務運営を行うことができている。

以上のことから、教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定していると判断できる。

10.2.1.2. 教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

評価の視点 1：短期大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分）

評価の視点 2：教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み

評価の視点 3：外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用等

本学は、短期大学基準に照らして教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立していると評価できる。

その理由として、本学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な予算配分をしていること、科学研究費補助金などの外部資金の獲得にも積極的に取り組んでいることなどが挙げられる。

中期総合計画に沿って各学科は教育研究に関する事業計画を毎年作成しており、予算配分についても事業計画に基づき配分している。予算編成のプロセスにおける各部局との事

情報聴取で、各学科主任・所属長と予算申請の内容が、教育研究を充実する内容か、目標達成に資する内容か、算定根拠は明確か等、細部に亘る意見交換を行ったのちに予算計上しており、予算編成の透明性は高く、適切な運営を行っている。

予算執行においても経理規程等に沿って責任権限者による執行を行っている。予算化されてない費用、予算超過する費用等の予算執行は原則として認められていないが、事前に責任権限者の承認を得ることで執行可能としている。

本学は、令和元（2019）年 7 月に事務組織改編を行い、新たに連携推進部を設置し、研究支援・社会連携関係の組織的管理をスタートさせた。連携推進部の研究支援・社会連携の事務分掌は、教育・研究、管理運営等の情報収集・整理、外部資金（科学研究費、助成金、受託研究費等）の獲得に関する事項並びに地域連携等に関するものである。従前の多部署の事務を整理・統合し、連携推進部を設置することによって教育研究活動の支援をさらに推進することができるようになった。今後は、競争的研究費の獲得や産学官連携活動の持続的な推進を目指している。

外部資金の獲得状況については、まず、科学研究費補助金については、令和元（2019）年度に新規採択 2 件 2,600 千円を受け入れている。決して高い金額とは言えないが、本学の建学の精神に謳っている「実学教育」に基づき教育の方に重点が置かれがちだが、地道な研究への取り組みは本学の研究環境の活性化や教育への還元として一定の成果を上げている。

次に、受託研究費については、令和元（2019）年度に 2 件 1,295 千円を受け入れている。県内の地方公共団体や地場企業を中心に受託研究費を受け入れ、地域貢献、社会貢献への一端を担っている。また、寄付金については、研究助成寄付金を令和元（2019）年度に 2 件 700 千円を受け入れている。今後、産学官連携の担当部局と連携を図り、本学の取り組みに対する情報発信を積極的に行い、本学の研究活動に賛同を得られるよう努めていくことで外部資金のさらなる獲得につなげていきたい。

学園が設置する 5 つの基金への寄付金を募集しており、令和元（2019）年度に法人全体で 361 件 4,404 千円を受け入れている。今後、学生数の確保が厳しくなる中で、私立大学等経常費補助金の特別補助の増額、外部資金のさらなる獲得、寄付金増額等の施策を講じ、さらなる収支の安定を図ることが必要である。

資産運用については、年度当初に資産運用計画を策定し、その計画で年間目標を設定しており、資産運用検討会を毎月開催して、年間目標達成のための月次運用方針を策定している。また、毎月の運用成果を常任理事会、理事会開催月においては、理事会において資産運用が適正に行われている旨、報告をしている。年間の運用報告についても、同様に、常任理事会、理事会にて年間の運用成果の報告を行っている。運用の手続き、運用対象、投資限度額等を明確に定め、その範囲内で運用をしているため、運用リスクは最小限で抑えられるようになっている。令和元（2019）年度については、法人全体で受取利息・配当金を 227,890 千円計上しており、予算 137,000 千円に対して 90,890 千円の収入増となっている。

以上のことから、短期大学基準に照らして教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立していると判断できる。

10.2.2. 長所・特色

前述のとおり、財政状態は良好である。また積立率も 100%を超えており、令和元(2019)年度の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態区分」が最上位の「A1」に位置している。

また、予算については中期総合計画に基づき、学園の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するための予算配布ができており、予算執行についても規程を順守し、適正に行われている。

10.2.3. 問題点

18歳人口の減少、また、COVID-19による景気が冷え込む中で、今後学生の獲得が困難となり、さらに経常費補助金についても今後増額が見込みにくいため、外部資金の獲得、寄付金、資産運用による増収を検討していく必要がある。中でも、経常収入に占める外部資金と寄付金の割合が低い現状は見過ごせない。産学官連携の担当部局、教職員と連携をさらに強化し、本学の取り組みを積極的に発信し、学園に対する信頼を得ていくことが、当該収入の増加につながる大きな要因となるため、その施策の検討、実行を要する。また、法人全体では良好な財政状態を保っているが、併設高校の財政状態が芳しくないため、収支改善に向けての検討と実行を重ね、本学の教育研究活動を財政的に制限しかねない状況を招かないようにする。

10.2.4. 全体のまとめ

本学は、現時点では、良好な財政状態を保っている。

しかし、短期大学を取り巻く環境が厳しさを増す中での対応が必要であり、社会や時代の要請及び学生の満足度等を十分に勘案し、教育・研究の質の低下をきたすことなく、また、極端な負担増を伴うことのないよう財政基盤の安定化を図ることを目標として取り組んでいる。現状については、収支も良好で、財産状態も安定しているが、今後学生獲得が困難となる中で、学生納付金以外の収入財源の確保が必要となってくる。積極的な外部資金、寄付金の獲得が今まで以上に重要である。また、併設高校の収支改善についても、喫緊の課題である。今後の中長期計画（中期総合計画）において、これらのことについて、施策を検討し、実行に移していくことで、課題解決を図っていく。

以上のように、本学は自ら掲げる理念・目的を実現し、短期大学としての機能を円滑かつ十分に発揮するために、必要かつ十分な財務基盤を確立して大学運営を適切に行っていることから、短期大学基準に照らして概ね適切であると判断できる。

第 11 章 編入学支援

本学が組織的に行う特色ある取り組みとして編入学支援の実施状況と今後の展望を紹介したい。

高等教育への進学率が 50%を超えるユニバーサル段階に入り、学生の多様化が言われている。その表れのひとつが 4 年制大学への編入学を希望する学生の増加である。短期大学で学びを進めるなかで、さらに専門性を高めたいと志望する学生に加えて、編入学を目的として短期大学へ進学してくる学生もいる。令和 2（2020）年度キャリア開発学科入学生を対象とした入学直後のアンケートでは、編入学を「希望する」と答えた学生の割合は約 12%で、就職か進学かで迷っている「未定」の学生も 14.6%存在した。短期大学卒業後は就職という伝統的な進路に加えて、編入学も新たな進路として定着しつつある。編入学の動機は様々ではあるが、学生が希望する進路を支援するのも短期大学の重要な使命であると認識している。

従来 3 学科はそれぞれ編入学希望者への指導・支援を行い、3 学科とも一定の進学実績をあげてきた（表 11-1 参照）。

表 11-1 5 年間の学科別編入学実績

	食物栄養学科	キャリア開発学科	幼児保育学科
平成 29（2017）年度	23 名（19 名）	3 名（3 名）	1 名（1 名）
平成 30（2018）年度	33 名（24 名）	2 名（2 名）	3 名（3 名）
令和元（2019）年度	21 名（19 名）	4 名（4 名）	5 名（5 名）
令和 2（2020）年度	18 名（14 名）	2 名（2 名）	4 名（4 名）
令和 3（2021）年度予定	23 名（19 名）	5 名（5 名）	11 名（9 名）
合計	91 名（76 名）	13 名（13 名）	23 名（21 名）

（ ）は併設大学への進学者数

しかしながら、編入学希望者の増加が見込まれること、教員の業務の効率化や専門性を活用することなどを考え、3 学科で組織的な編入学支援の仕組みを構築することが急務となった。令和元（2019）年度に短期大学部編入学支援委員会を発足させ、令和 2（2020）年度には革新的な教育改善に繋がる取り組みを支援する本学独自の制度「教育改革支援制度」（資料 6-12）に「短期大学部における編入学支援システムの構築に関する取り組み」を課題として申請、採択を受けて編入学への組織的支援を加速化させている。

令和 2（2020）年度夏には、初めての試みではあるが、3 学科学生を対象に「短期大学部編入学支援夏期集中講座」を開催したところ、1 年生の参加者は 92 名であった。この参加者数は予想をはるかに超えて多く、改めて学生の編入学への関心や志望の高さを実感することになった。

こうした学習支援や受験対策に加えて、令和 2（2020）年 4 月より「短期大学部編入学支援ルーム」を編入学のキーステーションとして開設している。この施設は学生が自習に使用するだけでなく、編入学に関する情報提供（4 年制大学のパンフレットや願書、過

去に受験した学生からの受験報告書、受験科目に関連する参考書、専門に関する書籍など）、教員の学習支援、相談・カウンセリングなどに利活用されている。編入学支援をより充実させるため、専門の人材スタッフの雇用も検討中である。

編入学支援は、編入学支援委員会が中心となり行われているが、学生への支援の充実のために、学内学習支援機関であるラーニングサポートセンター、連携推進部など関連部局との情報共有や連携も行っている。

今後は、学生の学習環境はもとより、学生が適切な進路を取り、編入先大学での学びへスムーズに移行できるように併設大学や近隣大学との組織間連携を検討していくなど、学生のための編入学支援システムを構築していく。

日本私立短期大学協会の調査（『短期大学教育』第76号、2020年11月、98頁）によると、令和元（2019）年度卒業生の進路として就職決定率は3年連続して82%台と横ばいであるが、平成30（2018）年度から「4年制大学への編入学」が5.6%から6.1%へと増加したとある。わずか0.5ポイントの増加ではあるが、就職決定率がほぼ変わらない状況のなかでは目立つ。編入学は本学に限らず全国の多くの短期大学で増加傾向にあると言えるだろう。

短期大学は高等教育機関として岐路に立っている。高校生の4年制大学志向からその存在意義も社会から問われている。本学は、編入学は短期大学の多様性に対応した進路保証のひとつの道として積極的に捉え、それを強く支援・推進していくことで、短期大学の社会的存在感の維持と責任を果たせると考えている。

終章

本学は、建学の精神に則り、人間教育、社会性教育、教養教育、専門教育を有機的に連携させ、学生を社会に有為な人材として養成するという短期大学としての社会的使命を果たすために努力をしてきた。しかし、今回の点検評価報告書の作成を通して、本学における諸活動の現況について 10 の評価基準に基づき自己点検・評価をすることで、今後、本学が取り組んでいくべき様々な課題が明らかになった。

特に、内部質保証の PDCA サイクルの確立が急務であると考えている。大学教育の実質化のための改善メカニズムを構築し、大学教育が一定水準にあることをステークホルダーに説明責任を果たすために、「外部評価委員会」と「自己点検・評価委員会」を十分に機能させる必要がある。本学の教育研究水準の向上を図るべく平成 29（2017）年に設置した「外部評価委員会」は、地域の客観的な意見も取り入れ社会のニーズを的確に捉える場として、引き続き自己点検・評価の検証や改革・改善に繋がる道標として重要な役割を果たしていく機関である。内部質保証の PDCA サイクルの確立のため、本学においては、エビデンスに基づく評価（データの収集、ベンチマーク指標の設定・活用）、IR 機能の確立及び学習成果（ラーニングアウトカムズ）の評価が重要である。

また、令和 3（2021）年度からは、10 年後のビジョンを見据えた 3 カ年計画である第 8 次中期総合計画が始動する。本章で掲げた 6 つの重点取組項目に関連する学科や事務局並びに併設大学の具体的な計画の達成に向けて、常に自己点検・評価を繰り返しながら年次事業計画を実行していかなければならない。この取り組みにより、公平性と実効性を両立させた実質的な PDCA サイクルを機能させていく必要がある。

さらに、教育活動においては、新たに策定したアセスメントプランを活用した教育目標や 3 つのポリシーに沿った自己点検・評価の充実を図り、「自己点検・評価委員会」と「FD センター」の連携協力による併設大学と一体となった教育改善もさらに推進する必要がある。本学は、併設大学と会議体が合同となっているため、併設大学のない短期大学と比べ大学基準で様々な施策を実行することが可能である。その一方で、短期大学としての意義を明確にし、高等教育機関としての人材養成機能を強化しなければならない。

なお、令和 2（2020）年度は、COVID-19 の世界的な感染拡大という未曾有の事態は本学にも様々な影響を及ぼした。入学式をはじめとする各種学内行事の中止や学事日程の変更が相次ぐなか、感染拡大防止に向けた学園の基本方針及び行動指針の策定、急速な遠隔授業の導入や ICT 環境整備等の学修支援、食糧支援プロジェクトや学生相談体制の強化などの学生生活支援、生計維持者の家計急変に伴う経済的支援など学生の安全・安心と教育の質の担保を最優先に適時適切な対策を図ってきた。また、SDGs 等の世界的な目標や ICT 技術の急速な進展など社会情勢が大きく変化し複雑性を増すなか、起点となる学園祖の教育理念と建学の精神を根幹とする実学教育機関として常に新たな挑戦を試みる姿勢が求められている。

この度の自己点検・評価をとおして、改めて建学の精神、基本理念・目的、教育方針に基づく学科ごとの教育目標や 3 つのポリシーに沿った教育・研究活動によって地域社会が求める人材を輩出するという原点に立ち返ることができた。今後は、より一層教学組織と

事務組織が連携を図り、明らかとなった課題の検討や対策を推進するとともに、長所や独自の取り組みの更なる伸展を目指し、地域に根差した短期大学としての存在意義を高めていく所存である。本学は建学の精神を礎として学生満足度の高い教育の質保証に絶えず努め、有為な人材を地域に送り出すことを揺るぎない使命としている。それは、常に変化する社会情勢や外部環境に曝されながらも、本学の普遍の社会的使命であり続けるだろう。